

勅書製作

可有之、猶策略之次第、武門へ被任候者、衆議治定次第可被聞召、尤攘夷彌一定之儀、速に諸大名へ下知可有之御沙汰に候事。
右之儀彌御治定相濟上は、伏原二位宣明卿へ被仰付漢文に改定し被認候て、勅使へ爲持被遣思召、且俗文之方も小書にして、被添候思召也、清書之處、宸筆に被爲在候處、御代筆二條右大臣齊敬公へ、於御前殿下(近衛關白)より被仰出、拜承御請被申上(二條忠香日記)。

三藩建議書

尙ほ此れと同時に、御親兵選貢の一件に付ては、在京諸有志の間に評定せられ、主として土藩では武市瑞山(半平太)、平井隈山(敬二郎)、長州では前田孫右衛門等相諮り、遂ひに薩藩村山齋助の同意を得、三藩連署にて、左の建議書を上つた。此れが十月二日であつた。

今度勅使御下向攘夷之儀、被仰出候、於關東御遵奉有之候上は、外夷何時西海を衝き、南海を掠め、北陸、東海に跋扈し、殊に畿内に亂入致候も難測、既に戊午(安政五年)四月三日、神宮並京都御警衛之儀、被聞食度段被仰出候儀も有之、誠

に以て平常之如き御手薄にては不相叶候。

京都の警衛の忽にす可からざる所以を云ふ。

然ば海内を夫々に可防禦、向も有之、海岸に引離れ候諸藩は、救援之手當等有之候事に付、邊鄙より畿内御警衛自然不自由も出來可仕候。

然も瀕海の諸藩は自衛に急にして、到底京都の警衛に任へない。

恐多くも京都は神聖之所在、列聖山陵之所在に候得者、早速御親兵とも申すべき御人數、御置不相成候ては、實以て宸襟御安被爲遊候儀、無覺束奉恐察候。

此れが御親兵の必要なる所以。

往昔者大伴佐伯を内兵となし、又武勇之者を撰び、内舍人と被爲成、且六衛之御禁衛、嚴重に被仰付候等之儀有之事に付、古今御洞觀、時勢に隨ひ、舊典を御斟酌被爲在、御親兵之儀、急度關東へ被仰出候て、諸藩より身材強幹、忠勇氣節之徒を令撰募、其上往昔兵部にて試練被仰出候如く、於朝廷御精選被遊度奉存候。

親兵の必要

乃ち上代の舊制を參酌し、現代の時務に應じて、御親兵を設置する方法を云ふ。

兵器食糧
準備の要

右銳兵被爲置候に付ては、武器食糧は準之候間、是又關東へ被仰出候て、諸藩より石高相應貢獻致候様被遊度、是等之儀、尤も制度に渡り候事共、委曲之儀、關東へ被仰出、天下之公論を以て、早速取調、諸藩へ傳達有之候様、被仰出候様、今日之急務と、乍恐奉存候、以上。

兵を置けば武器も必要だ、給養も必要だ。此れは當然の事だ。

此の建議は翌年——文久三年——三月十八日に至り、朝廷より勅を下し、十萬石以上の大名には、萬石毎に親兵一人の割合にて出京せしめ、三條實美をして、之を統督せしむることとなつたことは、姑らく之に付記して措く。

勅使待遇
改正方案

尙ほ三條實美は、東下の命を承くるに際し、豫じめ從來幕府の勅使を待つ、君臣の儀禮を失し、不恭に涉るものあるを更革す可く、其の改革按を作り、之を會津藩士野村佐兵衛、柴太一郎に授け、先づ其主京都守護職松平容保をして、周旋す

る所あらしめた。

別勅使使命

別勅使東下について幕府への御沙汰書は、長土兩藩の説により幾度か改竄せられて未だ一決せず、志士の間にはひたすら皇權の恢復を圖り、先づ兵權を朝廷に收めんとて、遂に禁關守護の親兵設置を企てたり。親兵設置の案は、島津三郎が上京せる時、浪士の暴舉を憂ひ、大久保一藏等の唱へたる所なりしが、今や長土兩藩士の中にも此説を唱ふる者ありて、小南五郎右衛門の如きは、三條中納言に説きて、「海内の諸侯に令し、其石高の多寡に應じ親兵を貢せしめて、朝廷の基礎を堅固にし、若し幕府にて因循せば、天皇自ら大元帥となり給ひて大義名分を正さるべきのみ」といひしが、十月に至り、三藩は正式に「親兵設置の事を關東へ御沙汰あらんことを請ふ」と建白せり。斯くて朝議は勅使の傳宣すべきは攘夷親兵の二件と定まりたり。

〔徳川慶喜公傳〕

第六章 江戸に於ける開國論

【三四】幕府制度の大改革

幕政一新

京都にては既に三條實美、姉小路公知が、勅使として東下の支度出來し、方さにその途に上らんとするに際し、江戸の形勢は如何、此れから少しく其の所謂幕政一新の重なる點に就て、語る可き必要がある。而して其の重なる一は、横井小楠の献言に基く、諸大名參觀交代の期を緩くする事だ。

參勤交代
緩和

此の一事は必らずしも横井一人の發意ではなく、八代將軍吉宗時代からの掛案と云ふも差支なく、嘉永六年の秋には、松平慶永などは、閣老阿部正弘にその旨を建白し、安政元年にも再び之を建白したる程にて、此の意見は、外交の問題と與に、識者の間に唱說せられたものであるが、それが實行的にまで漕ぎ付けたのは、横井小楠の意見が、當時の幕府要人を動かして、其の必須を悟らしめた

右發令

る爲めであつた。當時御側御用取次大久保越中守忠寛は、其事を難んじたが、横井が果して然らば、若し萬一諸大名が、其の室家を携へて歸藩する際に、幕府は之を抑留する力ある乎と反問し、大久保も遂ひに首肯したと云ふ。〔小補遺稿〕

右の發令は、文久二年閏八月二十二日にして、
今度諸大名參觀之割、御猶豫被仰出候に付而は、是迄之割合を以、當年參府可致筈之輩、病氣にて延引、又者旅中之面々者、其儘在國歸國致し不苦候と達し、更らに又た、

言路洞開

今度被仰出之趣も有之に付、參觀御暇之割、別紙之通可被成下旨、被仰出候。就ては在府中時々登城致し、御政務筋之理非得失を始、存付候儀も有之候はゞ、十分被申立、且國郡政治之可否、海陸備禦之籌策等相伺、或は可申達、又は諸大名互に談合候様可被致候。尤右件々御直に御尋も可有之候事。
此れは所謂の大いに言路を洞開するの政策にして、固より横井の發言に基きたるは、横井平素の意見に徴して分明だ。

在府人數
割合緩和

一 在府人數、別紙割合之通被仰出候得共、御暇中たりとも、前條之事件、或は不得止事所用有之、出府之儀は不苦候事。

一 嫡子之儀は、參府、在國、在邑、勝手次第之事。

如何にも進退の自由が與へられ、その好む儘となつた。

一 定府之面々、在所え相越候儀、願次第御暇可被下候。尤諸役當之儀は、別紙在府之割合を以、可被仰付候事。

定府とは是迄府下に定住し、地方には還らざる者を云ふ。

一 此表に差置候妻子之儀は、國邑え引取候共、勝手次第可被致候。子弟之輩形勢見知之爲、在府爲致候儀、是又可爲勝手候事。

妻子國邑
引取自由

此れは實に幕政改革中の一大眼目だ。若し此の布達を、徳川初期の將軍等に見せしめば、それ如何に驚愕す可きであらうよ。人質政策は、徳川幕府の中樞政策の一であつた。然るに今や之を全廢す。昨是今非も、此に到りて極まると云はねばならぬ。

一切輕便

一 此表屋敷之儀、留守中家來共多人數不及差置、參府中旅宿陣屋等之心得にて、可成丈手輕に可被致、且軍備之外、惣て無用之調度相省き、家來共之儀は、供先使者勤共、旅裝之儘罷在不苦候事。

一切を手輕にした。

遠地警備に就き

一 國許在所より懸隔候場所御警衛之儀に付ては、追て被仰出候品も可有之事。

此れが尤も諸大名の疾苦の種子であつた。財政上に諸大名を困却せしむるも、此れより大なるは無かつた。されば此の更革は、諸大名の尤も熱望したるところであつた。

一 年始八朔、御太刀馬代、參觀、家督、其外御禮事に付て之獻上物は是迄之通たるべく候、乍去手數相懸候品は、品替相願不苦候事。

一 右之外獻上物は、都て御免被成候、尤格別之御由緒有之、獻上仕來候分は、相伺候様可被致候。

改正交代制の大略

此の如く大體に於て、舊例故慣の煩冗、擲屑なるものを除き、更らに諸大名の參觀交代を、春中在府、夏中在府、秋中在府、冬中在府の四種とし、三年目毎に一回の出府となし、三家溜詰、同格は一箇年づゝの在府、(水戸家は元來定府なりしが、此れより交代制に繰り入れられた)。而して大廣間詰並に外様大名、譜代大名、雁之間詰、奏者番、菊之間縁頼詰、交代寄合は、大約百日を限りて在府することとした。但だ長崎の衛戍たる黒田美濃守、鍋島肥前守及び朝鮮關係の宗對馬守は、大約一ヶ月の在府とした。

改革規模狭仄

此時従前の諸弊を革、一大變更を企んとて、好吏を處罰し、冗官を廢し、或は禮法を簡易にせんとて衣服の制度を改め、舊來の規式を止め、又諸侯參觀の期を緩ふし、其妻子をして國に就かしむる等其趣旨良善ならざるに非ずといへども、規模狭仄にして大體に達せず、紛々變更、徒に自から毀て拾收するに苦むに過ぎず、また其舉用する者碌々の庸吏に非れば、新造白面の書生、目前の小事に區區として經國の遠猷を

しらず。是素より天下の人心を服するに足らずして、一新の功を奏せざる、亦怪むに足らざるなり。(開國起原)

〔三五〕 部分的の諸改革

社會問題
現出の恐
れ

參觀交代制度の改革、大名の妻子家族を、随意に歸藩せしむる改革などに比すれば、比較的微且つ小である儀式や、作法や、其他幾許の改革が舉行せられた。其中には人減らしの爲めに、所謂社會問題を現出するの虞れもあつた。而して中には、松平春嶽の登城を、途中に要して、暴行を加へんとするの風説さへもあつた。

暴徒發起
の噂

九月朔日登營せられず。今朝芳野立藏(金陵)來りて、遽たゞしく中根靱負に面會を請ひ、さて事已に迫れり。今日は御登營を見合はせらるべしと申し、故

中根如何なる事のしか迫れるにやと尋ねしに、芳野幕府改革の令を發せられし爲め、渡り徒士、日雇の類、俄に營業の道を失へるもの數萬人に及び、此者等爾來専ら恨を公(春嶽)に歸し、相與に謀て、今朝御登營の途中を要し、暴行に及ばんとするよしなり、固よりとり認めざる巷説ながら、萬一さる事あらば、政府の汚辱なるは勿論、新令御施行の上に就ても、大なる妨碍なるべければ、厚く御注意を請ふと申し、故。

春嶽等に
顧著せず

此の如く儒者芳野金陵は、不穩の情報を齎らして、總裁職松平春嶽の登城を留めた。

中根其趣を公に申上しに、公天下の重任を負ひて、廟堂に立てる身の、しか取り認めざる巷説の爲め、いかでか輕々しく驚動すべき、已に過日も下馬邊にて發砲するものあるべきよし聞きけれど、取りとめたる説とも思はざりし故、其儘聞流し、且家臣等斯る説を聞かば、徒らに案勞す可しと考へし故、其後邸内にては口外せざりしなりとて、聽納られざりき。

遂に登營
見合せ

流石に春嶽は、登城見合せの注意を聴き納れなかつた。

斯くて芳野の告知せる風説は、過日來已に執政已下要職輩の耳にも入りて、窃に懸念せる折なりし故、取り認めざる風説にもあるべけれど、萬一にも其實あらば、芳野の申せる如く汚辱とも妨碍ともなるべき事なれば、遠慮せらるゝ方然るべしと、やがて其の意見を公に申立けるが、公容易く聽納れられず、矢張登營すべしとありし故、執政等反覆意見を陳述し、夫が爲大に時刻を移し、遂に登營を斷はらるゝ事となりしなり。

即ち同日は總裁職松平春嶽は、登營を見合はずこととなり、此事に付幕府要人岡部駿河守、淺野伊賀守に報告し、その結果營中の詮議に上りて、遂ひに左の如き發令を見るに至つた。

失職者取
扱令

今般諸役人供連減少被仰出、其上諸家在府之向も相減候に付ては、是迄町方請にて召抱候足輕、中等、追々に暇差出候向も可有之、故郷を離れ、年來武家方奉公致し居候者共、多くは仕覺候手業も無之、俄に生活を失ひ、可爲難儀候

間、當地にて身分片付方無之、舊里え歸郷相願候者は、御手當被下、御料は御代官、御預所役人、萬石以上は領主家來、萬石以下知行給知、且寺社領の分は、家來又は村役人等呼出、町奉行より可引渡遣間、所役人並身寄之者共え引渡、歸農爲致、農業出來兼候者は、夫人に遣候歟、又は山海之稼等爲致、郷里に安住致し候様、厚世話可致候。

右之趣萬石以上已下、領分知行所給知有之面々、並寺社之向えも不洩様可被相觸候。

斯くて、漸く此の一件は落著した、實は此の騒ぎの風説も、其の背後には彼等失業の徒士、中等等を教唆する者ありとの嫌疑もあつたが、兎も角も如上の發令にて、此の問題は片附いた。

種々軍制
の更改

尙ほ冗員淘汰、職制の改革等にて、御國益主法方、駿府加番、二條城在番、奏者番、小普請方等を廢し、小姓二十人、小納戸百四十人を減じ、其他軍制に付ては持弓、先手弓の兩組を、鐵砲組に改め、弓術の代りに、砲術を獎勵し、濱御殿にて、大砲の試

射を、將軍親閱し、講武所に於ても、弓術、犬追物、柔術等の稽古を廢し、専ら鐵砲に力を注ぐこととなした。

【三六】 手形の取附

幕府の一時逃れ

江戸に於ての大問題は、寧ろ開國攘夷の一件だ。江戸では殆んど政府の要人は、一人として開國の已む可からざるを知らざるものは無い。否な事實開國が實行せられてゐる。それにも拘らず、幕府は朝廷に向つては、安政五年の春に、堀田正睦上京して、其の使命を果し得なかつた以來、未だ曾て正々堂々開國論を上申したることは無かつた。否な井伊にせよ、間部にせよ、何れも開港は只だ一時の方便にして、條約は暫定の假設であり、窮極は鎖國攘夷であることを、間接に、直接に、含蓄的に、斷言的にそれぞれ上申ししてゐる。而して和宮御降嫁に際して

は、その條件として、十年以内、七八年以後には、必らずそれを實行する旨、年限迄も確定して上申ししてゐる。

幕府方策決定の要

然るに朝廷にては、そのみにては満足あらせられず、今や三條實美、姉小路公知を、正副勅使として、愈よ攘夷期限短縮、切言すれば幕府に向つて、至急攘夷を實行せよとの勅命を傳ふ可く、既に發途に近いに於て、幕府は此の場合に際して、例の慣用手段、明日、明後日と、只だ從來の遷延のみを以て、推し送ることは不可能となつた。此の如くして幕府は愈よ開國乎、攘夷乎、其の腹を極む可き時節が到來した。

幕閣皆開國論者

今や幕府の總裁職松平慶永も、開國家である。彼は安政五年の春、堀田上京の際さへも、京都では開國家として、聞えてゐた程であつたから、それから五個年後の今日に於ては、猶更らることだ。將軍後見一橋慶喜も亦た固より同論だ。其他の諸閣老たりとも、直接外國公使、領事の徒と接觸しつゝ、ある者に於ては、今更ら開鎖の議論など、事新らしく聞はす可きでないことは、百も承知だ。

手形處分
の問題

然も斯る場合に於て、幕府が當惑したるは、朝廷に向つて、攘夷の手形を出したることだ。此れは井伊や、間部や、安藤や、久世やの責任で、今日の幕府は其責に任せずと、之を不渡りと爲すことは、幕府の面目上到底出來ない事だ。此の手形は、幕府の名によりて振り出したるものなれば、如何に其の振出人は更迭したるも、苟も幕府の存續する限りは、その手形は物を云はねばならぬ、又た物を云はせねばならぬ。知らぬ、存せぬ、一點張りにて此の場合を瞞過することは、何人が當局者であれ、一切相ひ叶はざる事だ。

長藩の機
亦意氣込

然るに曾ては開國遠航の意見を、長井雅樂の名によりて獻白したる長藩では、一藩の方向を、攘夷と一定し、必らずしも他の戮協を待たず、長藩單獨にても、此事に従ふ可しとの旨を朝廷に上申し、朝廷よりは叡旨と符合すとの有り難き勅諭を賜はりたる程なれば、其の意氣込は凄まじきものであつた。而して長藩士は、京都に於て攘夷の氣勢を揚ぐ可く、八方に活躍すると共に、江戸に於ても殆んど攘夷鞭撻掛りの役目を、自から買つて出る程の熱心もて、縦横に奔走し

幕府立場
の困難

つゝ、ありたれば、一橋、越前を首として、幕府當局は、頗る當惑の位地に立つた。大原重徳が、島津久光を従へて、勅使として江戸へ乗り込みたる際には、幕府内政改革が主たる目的であつた。それさへ幕府は勅命を奉承するまでには、幾許の曲折を経過す可き手敷を掛けた。然るに今回の問題は、しかく單純ならず、一方は朝廷に關係し、他方は外國に關係す。若し攘夷の勅諭を奉せん乎、條約諸外國とは直ちに正面衝突をせねばならぬ。若し攘夷の勅諭を奉せざらん乎、直ちに朝廷と正面衝突をせねばならぬ。今や幕府は進退維谷の窮地に擠されて來た。此れは幕府の自業自得であると云へば、それ迄の事であるが、然も幕府として、何れへか其腹を極めねばならぬ一時となつた。然も何れに極むるとしても、正面衝突は免かれ難き危機である。若し萬一首鼠兩端、依違曖昧の塗糊手段を取らん乎、恐らくは外國をも敵とし、朝廷をも敵とするの禍機を踏まんも、未だ知る可からずだ。されば幕府當局としては、此の勅使を迎ふるの先決問題として、攘夷乎、開國乎、何れかに幕議一決の必要に迫つて來た。

【三七】江戸に於ける開鎖の議論(一)

朝命奉承の外なし

當時幕府に於ては、公武合體を第一と云はんよりは、寧ろ唯一の重要事件とした。而してその爲めには、如何なる犠牲をも拂ふを辭する譯には參らなかつた。乃ち此に於て幕府は不可行とは知りつゝも、攘夷の朝命には奉承するの外なきに至つた。況んや長藩は、江戸に於ても盛んに此の氣勢を煽りたるに於てをやだ。

長藩の春嶽小楠應問策

當時長藩では頻りに當局の越前を刺戟し、春嶽の顧問に横井小楠を具ふるを問題として、春嶽より横井を引き離さんことを欲したるものゝ如くであつた。四日(文久二年九月)長藩桂小五郎來る。中根靱負面接せしに、桂近來世人横井小楠を、彼は勤王の志なし、斯る人が越前公の參謀とありては、天下の爲め然るべからずなど評し合ひ、其中壯年の輩は、今後途中に於て出會なば、容赦なく刺殺すべしと申居り、又熊本藩士中にも、横井は本藩人刺し殺すべし、決して

都下儒者輩々の囚

て他藩人の手を假らずと申す輩あるよしなり。されば此節横井は、他出なき方然るべし云々申聞けたり。(續再夢紀事) 此れは恐らくは好意からの忠告であつたであらう。けれども横井が春嶽の側に在るからには、攘夷の意見は到底行はる可くもなきものと認め、取り敢へず先づ此の難物を排除するつもりであつたかも知れない。

十四日(文久二年九月)此日長藩周布政之助、佐久間佐兵衛來る。中根靱負面接せしに、佐久間は過般來京師に滞在し、去る十一日此地に著せりとの事なりし。此時佐久間京師の議、此節いよゝゝ攘夷に決定せられたり云々物語り、又周布此程御内報に及びし都下儒者輩の舉動は、其後安井仲平其魁首なりと聞き故激論の書生を遣はし、此節の改革を非議するは、如何の心得なりや、いよゝゝどこ迄も非議すとならば、聞流しにはせざるべしと申させしに、安井大に避易し今朝書面を以て、以來政治上の可否は口外すまじ云々申越せりとて一笑し、さて彼輩は畢竟此地には大儒先生少からざるを、態々邊陲の肥

罪を横井に歸す

後より横井如き田舎學者を呼び登せて、大政改革の議に吻を容れさせらるるが不平の根本にて、此節囂々議論に及べる事のよし、素より其愚論なるは勿論なれど、横井の事は、彼輩のみならず、京師にても、以の外評判よろしからざるよし故、御上洛の際、萬一召連れらるゝ事あらば、或は島田左近に同じく、暴行を受くべきや測りがたく、甚だ懸念せり。されば品よく御國許へ（越前）遣はされては如何と申聞け、又周布佐久間、小幡、桂の四名、近日公（春嶽）に拜謁を願ふ旨をも申聞けて立歸りぬ。

此の如く横井小楠を、彼是と問題とする長藩の底意は、畢竟長藩の攘夷論實行の前路に横はる、此の邪魔物を取除く爲めと認めて大過なかる可しだ。

春嶽の意見相違

そは兎も角も京都に於ける攘夷熱の騰上は、恐らくは江戸には輪をかけて報道せられつゝあれば、江戸に於ても此の對策に付、一橋慶喜と、松平春嶽とは、自から意見が相岐れて來た。一橋は開國論を、眞甲に翳して、京都に向つて正面から攘夷論を説破せんとし、春嶽は兎も角も攘夷の勅命を奉承して、條約破却の上、更らに開國のまき直しを做す可しとの意見であつた。惟ふに春嶽の條約破却論は、果して彼の自發的であつた乎。將た横井小楠の入れ智慧であつた乎。そは何れとも明言の限りでないが、然も春嶽の意見は、攘夷の浪に乗りて、更らに開國の目的を達せんと欲したるものにして、事は此にありて、意は彼にありと云ふ可きものであつた。

【三八】 江戸に於ける開鎖の議論 (二)

慶喜上洛に決す

將軍の上洛は、愈よ文久三年春と定り、その以前一橋慶喜は上京することとなつた。彼は開國論もて、恐れながら朝廷の蒙を啓かんと、の意氣込であつた。云はば朝廷からは攘夷の勅使が東下せんとする間に、江戸からは一橋慶喜が、反對に開國論を提げて、上京することとなつたのだ。

春嶽の開
國論

九月十六日(文久二年)營中に於て、一橋殿近々上京せらるゝ事に決す。さて著
京の上は開國の止むを得ざる所以を、朝廷に言上せらるべしとの事なりし
が、開國は公(春嶽)固より多年の持論なれど、従前の條約は、一時姑息を以て、取
結びたるものにて、國家永遠の計を立るため取結びたるにあらず。加ふるに
勅許を経ずして調印せしが如き、不正の所爲もある事なれば、此際斷然此條
約を破却し、天下を擧て、必戰の覺悟を定めしむべし。さて此事實際に行はれ
たる上は、天下の大小諸侯を集めて、今後の國是を議せしめ、全國一致の決議
を以て、更に我より進んで交を海外各國に求むべし。果して斯の如くならば、
始めて眞の開國に進む事を得べしとの意見を立られたる場合なりし故。
春嶽の意見は、即ち當時に於ける横井小楠の意見であつた。惟ふに彼は本來の
開國論を朝廷の攘夷論と妥協す可く、此の如き條約破却の順序もて、而して後
此方から新奇奇き直しの開國を做す可しとの意見を建てたものであらう。
重臣等本日の開議開て議しけるは、方今開鎖の得失は、縉紳家にも了解せら

春嶽意見
見即小楠意

姑息論安
の開國不

可論

れし方々、尠からざるよし。既に此頃長藩士某の言に、青蓮院宮に伺候せしに、
地球圖を披らき、萬國の形勢を論せられたり云々ありしにても、推し量るべ
きなり。然るに今更古めかしき開國論などを言上せられ、萬一其得失は固よ
り詳知せり。されど今日の如き姑息論安の開國は、望む所にあらず、などと仰
せ出されなば、一橋殿は何と答へらるべきや。假りに其言上を容れられたり
とするも、物議紛々たる今日なれば、此事よりして、一層人心を激し、或は外國
人を暴殺し、或は其家屋に放火するに至るべきや。測られず。若さる事となり
なば、容易ならざる國難なるべし。故に公(春嶽)は斯る輕々しき議には同意せ
られず。矢張此頃中決定せられたる意見の如く、條約を破却し、必戰の覺悟を
定めしむべし云々の議を執らるべきなりとて、やがて其旨を公(春嶽)に申出
たるに、公(春嶽)そは固より予の素志なり。されど内閣に於て、發議する事は、尙
熟考の上にてこそと申されたりき。

慶喜春嶽
只手段の

此れにて見れば、春嶽の意見と、一橋の意見とは、均しく窮極の所は開國に一致

相違

するも、一橋は當初から開國論一天張りにて、之を朝廷に正言す可しと做し、春嶽は攘夷の聖旨を奉承して、一先づ條約を破却す可く、然る後更らに必戰の覺悟を定めて、我より改めて開國の方策を取る可しとの意見であつたことが判知る。而して彼の重臣等は、春嶽の此の意見を、閣議に持ち出す可しと勸説したが、春嶽は機を見て之を行ふ可しとのことであつたことが判知る。

春嶽意見陳述

却説松平春嶽は、閣議に於て愈よ前述の意見を發議した。それは九月二十日であつた。

小栗硬論

廿日例刻登營暮時歸館せらる。此日西湖間に於て、條約を廢し、決戰の覺悟を定む云々の可否を、諸有司に議せしめられしに、小栗豊後守異議を唱へ、政權を幕府に委任せらるゝは、鎌倉以來の定制なり。然るに近時は京都より種々の御差綺ひあるのみならず、諸大名よりも、様々の事を申立る事となり、夫が爲め已定の政務に變更を要する事あるに至れるは、以の外なる政府の失體なり。此上赫然權威を振はれざらば、終には諸大名に使役せらるゝにも至る

べしと申し、かば

當時小栗は勘定奉行と町奉行との間に轉々しつゝ、あり(文久二年六月五日小姓番頭より勘定奉行、同年閏八月廿五日町奉行へ轉、同年十二月朔日町奉行より勘定奉行へ轉、同三年四月二十三日辭)彼は曾て米國にも赴き、外國奉行にも任じ、當時幕吏中の尤も俊秀なる一人であつた。彼は固より其の仕ふる所に忠にして、徳川氏の旗本中にも、彼が如き好男兒ありたるは、聊か關東男兒の爲めに、氣を吐くに足るものがある。然も彼の意見は、固より當時の幕府には容れられなかつた。

松平容保憤慨

肥後守殿大に憤激せられ、京都の御差綺ひを拒みては、尊王の大義に悖り、外夷の屈辱を受けては、國威を墜すべし。しか大義に悖り、國威を墜さば、幕府の權威、何れの所にか振ふを得べきと申され。

京都守護職に新任せられたる會津藩主松平容保が、小栗の立論に憤激したのも、彼の立場としては、當然と云ふ可きであらう。

幕議決せず

公(春嶽)も公共の天理に依らずして、只管幕府の權威のみ振はんとするは、一

己の私なり、故に己を忘れて議せざるべからずと申されけれど、諸有司(原注、芙蓉の間)何れも服せず、終に決議に至らざりき。
以上によりて見れば、幕府の議は、容易に春嶽の條約破却論に賛成すべくも無かつた。而してその結果は、彼等は如何にして攘夷の勅命に奉對せんとする乎。此れが當面の問題であらねばならぬ。

第七章 幕議開國に決す

〔三九〕 江戸に於ける長藩の運動

長藩士の
攘夷論鼓
吹

當時江戸に於ける長藩の活動は、目醒ましきものがあつた。彼等長藩の要人等は、只管攘夷論を鼓吹し、之を以て幕府を刺戟した。

九月廿日夜に入り長藩小幡彦七來る。中根靱負面會して、近日營中に於て、發議せられし意見の次第(參照 三八)を物語り、さて開戦も一旦は必用なるべけれど、後來どこ迄も鎖國にては、富強の實を擧ぐるに難かるべし、此議は如何と尋ねしに、小幡一旦勅旨を奉せられし上は勿論、我より開國に及ぶべきなりと答へたりき。

此れは長藩の小幡彦七が、松平春嶽の記室中根靱負を訪問しての談話の要領だ。然も彼等長藩士は、中根ばかりでは足れりとせず、更らに春嶽の賓師横井小

楠に向つて直接に談判した。

長藩士横井訪問

九月二十一日午後長藩周布政之助、中村九郎、桂小五郎、常盤橋邸中横井小楠の寓所に来る。周布等最初は何事か包藏する處ありて、大に議論に及ばんとするものゝ如くなりしが、横井胸襟を披らきて、其見る所を吐露せしかば、周布等も同じく打解けたる談話に移り、さて貴所の事は、従前聞き得たる處あり。又京師にても、此節種々の悪評ありし故、實は疑團なきにあらざりしが、今日警咳に接し、始めて疑團も氷解せりと申し、故横井亞墨利加最負の評を受け、世話に預り、大に迷惑せりと答へたりとぞ。

横井制機先

長藩では肥後勤王黨の諸氏と交驩しつゝ、ありたれば、固より横井の悪評のみを聞きたるに相違なく、此度の訪問は恐らくは頗る殺氣を帯びたるものであつたらう。然も機を見るに敏にして、却て横井に其先を制せられたる氣味無きにしもあらず、兎にも角にも横井が襟懷洒然として、其の所見を開陳したからには、彼等も渙然として氷釋したであらう。曾て木戸孝允(桂小五郎)は、横井の舌

長藩士と春嶽會見

鋒は利刃の如く、物として截斷、切解せられざるものなしと評したと云ふが、此回の應接の如きが、則ち斯る印象を彼に與へたものであらう。然も長藩士の運動は、今や進んで松平春嶽に及んだ。

二十三日(文久二年九月)八つ半時(午後三時)長藩小幡彦七、周布政之助、佐久間佐兵衛、中村九郎、桂小五郎來邸す。公(春嶽)對面せられしに、小幡等過般藩主の伺ひ取りし、叡慮は申すまでもなく、京師にては縉紳家其他とも兎角攘夷ならでは適はざるよしなり。されば幕府に於ても、速に其議に決せられたし。尤も一旦攘夷に決せられし上、更に我より交りを海外に結ぶべきは勿論なり。云々申立し故、公(春嶽)拙者は素より、叡慮を遵奉する決心なりとありしかば、一同殊の外歡び、夜六つ半時(午後七時)退散せり。

彼等も随分長坐したものだ。然も春嶽の答辯にて、彼等の満足以て知る可きだ。此時控所に於て、中根靱負面接せしに、小幡等去年來國事の周旋に盡力しけれど、時日と貨財とを費せしのみにて、一も著しき效驗なし。故に國許にて君

長藩士表情を述ぶ

侯御父子は、自國を棄て、何事に力を盡さるゝやと疑惑する輩少なからざれば、内實は此節攘夷の周旋を畢るを機として、可成速に歸國せんと欲するなり云々と物語りき。

惟ふに長藩にても、國許には因循の佐幕論者も少からず、而して江戸と京都には又た吉田松陰社中の急激派あり、盛んに要人等を刺戟し、鞭撻して、攘夷の實行に著手せしめんとす。長藩の要人等も、其の中間に介在して、薩藩との均衡を維持し、其の一藩の立場を支持するには、多大の苦心があつたに相違あるまい。二十四日例刻登營、退出より松平容堂殿の許にいたらせらる。歸館は夜五つ時過なり。(午後八時過)此節京師より内密申來れる事情あれば、委はしく御物語に及ぶべしと申遣はされし故なり。此時容堂殿種々京師の内情を談話せられ、さて京師今日の形勢にては、兎も角も幕府に於て、攘夷の朝旨は異議なく奉せられざるを得ざるべし。しかしこれを實地に斷行せらるゝは、尙篤と朝旨を伺はれし上、萬全の策を立らるゝが肝要なるべし云々申されたりと

春嶽容堂
會見

ぞ。

容堂本志

山内容堂には、京都に於ける内狀が、手に取る如く明瞭であつたに相違あるまい。何となれば京都に於ける運動の重なる部分は、實に彼の臣下等が——縱令容堂彼自身の本意では無かつたにせよ——働いてゐたからだ。されば容堂も、今更ら正面から攘夷の勅旨を御理り申し上ぐる事は、幕府として出來難き事情を篤と諒とし、更らに其旨を春嶽にも諚げたものと察せらるゝ。但だ上層の意見は、兎も角も此れにて纏まりたりとするも、幕府の要人たる、所謂中層の意見は果して如何なる可き。

【四〇】幕議紛々容易に決せず

春嶽の勅 幕府に於ては、松平春嶽は、兎も角も攘夷の勅命を奉承す可しと云ひ、一橋慶喜

第七章 四〇 幕議紛々容易に決せず

命奉承周旋

は、此方より開國論を持ち出して、朝廷の蒙を啓かんと云ひ、而して幕府の要人共は、勅旨奉承には、頗る異議を唱へ、如何に長藩が此間に運動しても、幕議の決定を見ることは、容易では無かつた。されば總裁職松平春嶽は、百方幕吏等を諭して、彼等をして勅命を奉承せしめんことを助めた。

中根の辯論

二十四日(文久二年九月)中根鞞負を、岡部駿州の許に遣はさる。當時長藩の主張する攘夷説を、幕府の諸有司は、一概に暴論とのみ聞取り、過日周布政之助が岡部に面會して、攘夷の議に及びし時の如きも、議遂に協はず、双方とも不平にて引分れたりとの事なりしが、畢竟當時に行はれし攘夷の言たる、國體の汚辱ともなるべき時に方りては、聊顧慮せず、干戈を用うるの覺悟を定め置くべしとの意なるを、諸有司は天保已前に黒船と見受たらば、二念なく打拂ふべしと布告せし意味とのみ解釋して、今日の時勢には行はれざるの説と思考せる故、しか双方不平にて、引分るゝに至れるなるべしとて、公(春嶽)深く懸念せられ、中根をして辯論に及ばせられしなり。

慶喜春嶽の意見相違

然も中根は果して岡部を説破し得たるや否や、而して更らに重要な問題は、政事總裁職の松平春嶽と、將軍後見の一橋慶喜との間に於ける意見の異同だ。二十五日(文久二年九月)例刻登營、七つ時過(午後四時過)退營より一橋殿の許にいたらせらる。歸館は夜六つ半時(午後七時)なり。此日岡部駿河守、山口勘兵衛の兩人も、一橋殿の許に會し、横井小楠をも召し寄せられ、此程來公(春嶽)の主張せられたる攘夷決戦の覺悟を定めらるべし云々の議を、討論せられしが、一座粗同意を表せられたれど、條約を廢するは、難事なりとの意見ありて、決議に至らず、尙明朝登閣の上、再議せらる可き約束にて各退散せられたりとぞ。

城中評議の模様

尙ほ千代田城中に於ける評議の模様は、左記によりて、明瞭だ。二十六日(文久二年九月)例刻登營、夕七つ半時(午後五時)歸館せらる。昨日一橋殿の許に會して、討論せられし件を、本日更に營中に於て議せられしが、今朝登營前、松平長門守(毛利定廣)殿來邸せられ、去月二十七日京師に於て、重臣を

中山殿の邸に召出され、夷狄拒絶の件を、早々周旋すべし云々の書面を下附せられたりとありて、即ち其書面外に、毛利侯御父子より、以前關白殿下へ呈せられたるよしの書面を併はせて差出されし故、公(春嶽)携帶して、閣議の際一橋殿を始め、一座の方々に見せられたり。

毛利父子
獻白の要旨

此れは既記の通り、閏八月十四日毛利父子の獻白にて、其の要旨は、大膳大夫父子においては、追々被仰出候勅諭、並御沙汰書之御旨、全以破約攘夷之宸斷と奉窺、皇國御持堅めの御良籌、出于此間敷と考定、最早列藩中決而勅文に泥み候儀も有之間敷に付、今更不及會議、斷然獨立に而盡力、乍不及皇國正氣御維持之寸補をも仕度、父子決心罷在候。

中山忠能
下附御沙
汰書

との主旨にて、同閏八月二十七日、議奏中山忠能より下附の御沙汰書面には、先年以來被仰出候攘夷之儀、叡慮御決定之趣、御良策出于此他間敷に付、斷然獨立可有盡力決心之旨言上、先以叡念御符合、深以御感悅御事に候、何卒抽丹誠周旋有之、公武を始、萬人一致一和にて、爲神州盡精力、早蠻夷拒絶に決定候

様、幕吏え掛合之都合に相成候様被遊度叡願に被爲在候、此由可申達旨御沙汰被爲在候事、

閏八月二十七日

右二通の書面をば、松平春嶽は、長藩世子毛利定廣より受取りて、千代田城中評議の席に持ち出したるものだ。

幕閣意見

斯て本日の閣議に、一橋殿は別に異議を立られず、昨夜の主意は、隨分御尤の次第なれば、いづれ篤と詮議に及ぶべしと申され、板倉閣老は、到底行はれ難かるべしとの口氣、岡部駿河守は、昨夜横井の申せる主意は、恰も長藩の説に雷同するもの、如くにて、過日來承りたる同人の持論とは、大に相違せり、特に條約を廢せんとする説の如きは、到底外國人をして承諾せしむるを得べからず、若強而承諾せしめんとすれば、忽ち大亂なるべしと論じ、山口勘兵衛は、登營せざりしが、昨夜討論の際、一橋殿粗其主意に同意を表せられし故、さては過日來上京の上は、開國説を主張すべしとありしに適はず、しか模稜の

第七章 四〇 幕議紛々容易に決せず

御意見にては、隨行して上京するも、其詮なきのみならず、如何なる迷惑を惹き起すべきや、測りがたしとして引籠れるなりとぞ。松平肥後守殿、少しく原議を維持せんとせられたれど、耳を傾けて聞く人なく、又今朝長門守殿（毛利定廣）より差出されたる書面の趣は、一同殊の外不平にて、長州は功名を貪るため、斯る書面を申くだし、政府の妨碍をなすものなるべしと評せられたりとぞ。

長州に對する不平のす方

以上の記事によりて、如何に幕議が紛々として決せざるかを知るであらう。然も長州に對する幕府の不平は、彼等の立場から云へば當然の事にて、然も長州に對する不平は、單に江戸ばかりでなく、京都に於ても、近衛家其他の穩和派は同様なる可く、特に島津久光杯は、之に對して、恐らくは心中頗る平かならぬものがあつたと察せらるゝ。

【四一】横井小楠と大久保忠寛の會見 (一)

春嶽辭職の意

幕議は紛々として決しない。松平春嶽の朝旨遵奉論は、幕府要人等の賛成する所とならず。此に於て春嶽も愈よ辭職の決心をして出勤を見合せた。一橋慶喜は、本來十月三日江戸發程上京の豫定であつたが、内輪に斯る事情ありては、それも實行六ヶ敷、此に於て更らに大久保忠寛と、横井小楠との會談となつた。

大久保横井會談

九月二十九日横井小楠大久保越中守の許に赴く。大久保より面談したき事あれば、來邸ある様にと申遣はせし故なり。此時大久保去る廿五日（文久二年九月）一橋公の許にて、公（春嶽）の發議せられし必戰の覺悟及び條約を廢する等の主意に、不審を立、種々質問したるが。

大久保は横井に向つて、松平春嶽の意見に付て、質問したのだ。以下は即ち横井のそれに對する答辯である。

横井意見開陳

横井決戰の覺悟を定むべしと申されしは、元來現今の條約は、外夷の虚喝に

怖れて、勅許を俟たず取結ばれたるものなれば、實は不正の條約なり、故に斯る條約は廢せらるべし。さてこれを廢するには、内地に據なき事情ある事を、委はしく彼れに申入れらるべきは勿論なれど、彼或は承諾せざるべきが故に、豫じめ決戦の覺悟云々申され、又諸侯を會同して、國是を定むべしと申されしは、前述の如く現今の條約を廢せらるゝにも、五大洲の形勢を察するに、到底鎖國の舊套を守るべきにあらず、故に大小諸侯を會同して、更に時宜に適する國是を議せしめ、全國一致の意見を以て、朝旨を伺ひ、我より使節を各國に出して、開國の政略を行はるべしとの主意なりし云々辯明せしかば、此の如く横井は春嶽の意見を布衍して、之を大久保に説示した。

大久保了
解

大久保大に了解して、さらば今日にても、御持論の如く閣議を一變せられれば、越公は舊の如く登營せらるべしやと申し、故、横井持論の如く一變しても、矢張登營せずとありては、越公の無理なり、越の君臣さる無理をいふべしとは思はれずと申し、に、大久保しからば閣議の變更は拙者擔當すべし、越

公の登營は、貴下擔當せらるべしと申し、故。

此の如く横井の辯明にて、大久保も領承し、それでは幕閣の意見を春嶽の意見の通りに、取り纏むることは、自分が擔當するから、春嶽の登營だけは、横井擔當せよと云うた。此に於て横井は左の通りの條件を持ち出した。

横井條件
提出

横井承諾していよいよ閣議一變せられし上は、橋公より御書翰を以て、條約を改むる事、諸侯を會同せしむる等、すべて御同意云々仰遣はさるべく、又早々登營ある様にとの趣意をも書添へらるべしと申し、かば、大久保承諾の旨を答へたりき。

期待に反
す

大久保は横井からの注文を承諾したが、事實は容易に然かは果敢取らなかつた、但だ九月晦日に、一橋慶喜より、來月三日出發上京の豫定は、都合ありて兩三日延引との通知のみにて、横井が期待したる一橋の條約破毀、諸侯會同、春嶽登營希望等の書狀は、遂ひに來らなかつた。

其の理由

此れは何故である乎、そは一橋慶喜には、胸に一物あつたからだ。彼は春嶽等の

議論には、不同意であつた。故に彼は之に雷同しなかつた。彼には彼の成見があつた。故に如何に大久保忠寛が、横井の説明を呑み込み、その通りの意味を、一橋慶喜に陳述しても、彼は容易にそれを聴納す可くはなかつた。否、大久保は寧ろ一橋慶喜から逆襲せられ、逆説法を喫せねばならぬ始末に立ち至つた。その次第は次に物語るであらう。

【四二】 横井小楠と大久保忠寛の會見 (二)

横井大久保訪問

横井小楠は幕閣方面は、大久保が引受けたから、而して春嶽當てに、一橋慶喜からの來書ある可き様相談してゐたから(參照 四〇、四二)、それを待ち居たところ來たらぬので、更らに大久保を訪問して、その消息を質した。

九月晦日横井小楠大久保越中守を訪問す。此時横井廟堂今日の議は如何と

慶喜不同意の理由

尋ねしに、大久保昨夜申聞られし(參照 四一)條約破却、諸侯會同云々春嶽公の御意見を、今朝橋公及閣老衆に陳述せしに、閣老衆は御尤なるべしとありて、敢て異議は立られざりけれど、橋公は斷然不同意なりとありし故、其子細を窺ひしに、拙者は萬國一般、天地間の道理に基き、互に好しみを通ずる今日なれば、獨日本のみ鎖國の舊套を守るべきに非ず。故に我より進んでも、交りる海外各國に結ばざるを得ずとの趣意を、叡聞に達する積りなるが、畢竟今日の條約たる、最初阿部伊勢が鎖國の舊見を脱せずして、姑息の處置に及びしより、續りて堀田備中、井伊掃部の輩、其姑息を襲ひ、遂に墨夷の虚喝に怖れて、勅許をも俟たず、調印するに至りしものなれば、不正といはゞ不正にもあるべけれど、已に取交はしたる上は、これを何とかすべきや、只萬國並に交通する外に致し方あらざるなり。

如何にも堂々たる意見だ。正に是れ横井小楠の口より發すべきほどのもの。それが却て水戸齊昭の子である一橋慶喜の口より出で來らんとは、之を大久保

條約破却
の說

より傳聞したる横井の感想、果して奈何、以下尙ほつゞく。

然るに此節從前の條約は不正なれば、破却すべしとの議あれど、是は内國人に在てこそしかいひもせめ、外國人に在ては、政府と政府との間に、取交はせたる條約なれば、決して不正とはいはざるべし。故に假令我より談判に及ぶも、其承諾せざるは鏡を懸て見るよりも明らかなり。

以上は條約破却の意見を論破す。如何にも條理明暢、斯く論じ來れば、何人も口を藉す可き餘地はあるまい。問題は兩國政府間の條約だ。如何なる事情の下に成立したるか、は、國內に通用す可き議論にして、對手國に向つて云ふ可き議論ではない。

開戦曲直
の論

又必戦の覺悟を定めしむべしとの議も、彼れ我談判を承諾せずして、兵端を開かば、やがて彼れは曲にして、我は直なりといふにあるべけれど、彼已に不正の條約とせざる上は、却て之を破らんとするかたを曲とし、これを守らんとするかたを直とすべし。若さもあらば、諺にいふ水かけ論にて、其曲直は、一

定する期あるべからず、故に斯る事よりして、戦を開らば、天下後世之を何とかいはん、假令我其戦に勝ちても、名譽とすべからず、況んや敗衄を取るに於てをや。

如何にも痛快の論だ。事の曲直は詮ずるところ水掛論だ。

諸侯會同

又諸侯を會同すべしとの議も、諸侯若時勢に適せざる愚論を申出なば、如何はすべき、政府は却て説諭の勞を執らざるべからず。是拙者が、同意する事能はざる所以なり。

此れも亦た一説だ。

慶喜決意

且今度斯る意見を立しは、已に幕府をなきものと見て、専ら日本全國の爲めを謀らんとするなり。故に不正の條約なれば破却すべし。諸侯を會同すべしなどいへる如く、時論に苟合せんとするものとは、同日の論にあらず。拙者（一橋）の決心已に斯の如し。此上春嶽殿にもあれ、其他の人にもあれ、意見あらば速に説破せらる可し。素より拙者の望む所なりと仰せ聞けられ、實に案外の

事なりしと答へし故。

大久保等の案外

固より此れは大久保忠寛其人に取りても、案外至極の事であつたらう、彼れ大久保は横井の説を聞き、それを以て容易に幕閣は固より、一橋慶喜をも説破し同意せしむ可しと思ひ、その方面のことを、横井に向つて引き受けたものであらう。然るに閣老は其通りであつたが、一橋に至りては、正々堂々、大處高處より立言して、却て逆説法を喫せしめれば、大久保に取りても、全く案外の事であつたに相違あるまい。而して横井小楠は如上の論を聞いて、果して如何の感を做せしか。次にそれを語るであらう。

【四三】 一橋慶喜の開國論に松平春嶽賛同す

横井感嘆

大久保忠寛から傳聞したる、横井小楠は、今更らの如く一橋慶喜の卓見に驚嘆

した。

横井橋公の卓見と英斷とに驚き、一時は物をも言ひ得ずでありしが、實は己れの平生見る所に契合せし故、心窃に歡び、卒かに席を下りて、橋公にさる卓絶の高慮あらせらるべしとも知らず、是迄姑息未練の議論を進め、特に書面(原注、此書面今見あたらず)をも奉呈せしは、今更恐懼慚愧に堪へず、今より後、外國に關する御處置には、一切言を發せざるべければ、従前の失體は、幾重にも御寛恕を蒙りたしと、恭しく申述べ、さて越公はいかゞ申さるべきか測られざれど、此公(松平春嶽)も、橋公にさる高慮在らせらるゝ事は、知られざるべければ、逐一陳述すべしと申答へて出立。

横井の條
忽變化

此の如く横井は一橋慶喜の書面催促のつもりにて、大久保を訪問したが、却て大久保の言を聞きて、一橋の意見に感服し、之を以て松平春嶽にも告げんとの心境となつた。其の變化の條忽なるは、畢竟一橋慶喜の意見が、本來横井其人の宿論にして、彼が條約破却説の如きは、云はゞ周圍の雰圍氣に迎合と云はずん

ば、少くとも妥協したる爲めであつたからだ。

横井逸懷

中根靱負の許に立寄、大久保より聞得たる次第を物語り、五十餘歳の今日迄、斯る失敗を取りし事なし、實は橋公未だ御若年(文久二年二十六歳)なれば、第一等の議を進めても、御負擔に耐へさせらるまじとて、第二等の議を進めしが、今日の失敗を取りし根元にて、眼識の及ばざりしは、慚愧の至りなり。尤今日の次第は、拙生(横井)より公(春嶽)に申上べきなれど、何とやら面目なき心地せらるれば、貴下(中根)より申上られ、然る上公に橋公の御趣意に御同意ならば、明朝は御登營在らせられ、然るべきかと申聞し故。

横井は春嶽の親臣中根に向つて、大久保邸に於ける對話の顛末を告げ、春嶽にも一橋の意見に賛成し、明朝よりは出勤然る可き旨を傳へんことを要めた。

春嶽亦同意

中根直ちに執政及び同僚に其よしを告げ、共に公(春嶽)の座前に出で、横井より承はりたる次第を陳述し、且明朝は御登營あらせらるゝかたなるべきかと申上しかば、公(春嶽)過日來橋公は上京の上、開國説を奏上すべしと申され

しのみにて、さる深意ある事までは明されざりし故、此方は、勅旨を奉ずるを以て專要となし、條約破却云々の意見を立しなり。されど天地の公道に基き、國家百年の計を立つる事は、固より此方の素願なれば、改めて同意を表し、明日は登營すべしと申されき。(續再夢紀事)

此の如く一橋を説諭せんとして、却て一橋に説諭せられたる結果を來たし、松平春嶽も遂ひに一橋の開國論に賛成するに至つた。此れと申すも春嶽も亦た横井と同様、當時に於ては、本來の開國論者であつたからだ。

十月朔日、松平春嶽は、登營に先ち、横井小楠を引見し、今朝は登營す可しとの旨を語りたるに、

横井喜悅

横井痛く喜び、開國にあらざれば、天地間の道理に適はざる事は、豫ねて申上たる如くなれど、これは其人にあらざれば行はれ難かる可しと考へし故、過日來條約破却云々の議を進めしなり。然るに平四郎人を視るの眼識に暗く、今般の失敗を取るに至り、今更慚愧に堪へず。今日橋公に御面晤あらせられ

なば、平四郎深く恐入り居るよしを、仰立てられ下さるべしと申述べて退坐せり。

横井は幕議が其の素論に立ち反りたるを見て、全く滿悦した。

斯くて公(春嶽)營中に於て、一橋殿に近々上京の際、朝廷へ奏上せらるべき御主意を昨夜大久保越中の許にて、横井平四郎承はり、即今朝拙者(春嶽)に申聞たれば、其大要は承知しけれど、尙委曲を仰せ聞けられたしと申されしに、一橋殿御主意の有る處を詳細に物語られし上、何分一步たりとも進む方なれば奉承すべく、退く方なれば何處までも分疏する決心なりと申されし故、公しか御定見ある上は、御同意を表すべしと答へられしに、一橋殿殊の外喜悅せられ、尙又當節開國論を主張すなど、世上に流轉しては、忽ち大害を惹起すべし。故に此主意は是迄周防(板倉勝靜)、越中(大久保忠寛)の外には相談せし人なし。過日來會津(松平容保)より攘夷に決せられたる廟議を伺はざれば、上京しがたしと申立居けれど、有の儘を語れば、他に漏泄すべき恐れある故、矢

慶喜春嶽
會談

張語り聞けずでありしが、屢の催促には、殊の外困却せりと申されたりとぞ。

〔同上〕

幕論漸く
一決

此の如く一橋慶喜は、京都守護職松平容保にさへも、其の真意を語らず、唯閣老板倉勝靜、側御用取次大久保忠寛のみに相談した。然も今や總裁職松平春嶽も、愈よ其説に賛同したから、幕府の議は、漸く開國論に一決したと云ふも不可なく、一橋は正々堂々眞甲から、此の意見を提げて上京することとなつた。然も事實は決して此の如く豫定通りには進行を容さなかつた。

【四】 一橋慶喜上京を遲疑す

幕府の掛
念

關東からは、一橋慶喜が、開國論を提げて上京し、京都からは、三條實美、姉小路公知の正副勅使が、鎖國攘夷の勅命を奉じて東下す。此の如くして所謂の公武合

體の實、如何にして擧ぐることを得んやだ。されば幕府側でも、此事に付て彼是と掛念し、彼是と評議を凝らしたるは、固より當然の事。

十月四日、今朝登營前、執政、參政の輩及び横井小楠等、館中に會して議しけるは、今度勅使を降さるゝは、多分鎖攘の議を仰出さるゝためなるべきに、關東よりは、一橋殿上京して、開國説を奏上せんとせらる。是東西の御主意に相反するものにして、其氷炭相容れざる事は、識者を待たずして、明らかなり。此れは正しく其の通りだ。

因循氣風
脱却の要

抑鎖攘論の世に囂すしきは、當初彼れに對すべき兵備なく、夫が爲め止を得ず條約を取交はせられたるものにて、畢竟姑息の處置に外ならず。故に専ら其姑息を咎むるものなれば、此際幕府は深く自反せられ、從來の因循氣風を脱却して、大に我日本國を振起するの實を舉られずては、假令天地間の道理に基きなど、其説は高尚なるも、到底空論に歸し、橋公の奏上は勿論、眼前勅使に對する御請にも、甚困難なるべしとの事なりし。

幕府の自反は結構の事であるが、只だ此れによりて、兩者正反對の意見を、如何にして調和し得可き乎、現實の問題として、此れは頗る難題と云はねばならぬ。斯て此儀を公(春嶽)に申立しに、深く嘉納せられ、やがて營中に於て、橋公に其趣を相談せられしかば、速に御同意ありて、更に兩公より閣老衆へも、相談に及ばれき。

慶喜の缺
點

一橋慶喜は、恐らくは當時の壯年政治家として、尤も聰明なる一人であつたらう。眼先の見える點に於ては、恐らくは何人にも譲らぬ一人であつた。同時に能く道理を辨じ、大義名分にも明らかであつた。但だ彼に不足するは、萬事を排しても、其の所信を一貫するだけの勇氣であつた。彼の今後に於ける失敗は、殆んど皆な此の缺點の爲めであつた。

慶喜上京
難に就き一

同日(文久二年十月四日)内閣より急便を京師に發せらる。これは昨夜京便内閣に達して、去月廿八日、酒井雅樂頭殿に參内仰出され、其際天盃は下し賜はりけれど、至尊は出御あられず、此出御せられざりしは、御不豫の爲めと聞へ、

又近々一橋殿上京ありても、拜謁仰付らるまじとの御内評にて、態と出御あらせられざりしなりとも聞えたりと申來りしかば。

此の如く京都の所司代筋から、江戸の閣老筋へ通報し來つた。

上京遅疑

一橋殿殊の外當惑せられ、萬一拜謁仰付られずては、意見を奏上するを得ざるべし。さては折角上京しても、其詮なければ、來る九日發途すべきに決したる今日なれど、尙再考せざるべからずと申出られし故。

以上は一橋慶喜の上京を遲疑する理由だ。一橋としては一應尤の儀だ。されど萬難を排しても、其の所信を一貫する決心あるに於ては、さる掛念は無用であらう。

所司代朝
延内意何
ひ

内閣に於て、種々評議の末、到底京都の御主意と、關東の主意とに、行違ありては、事難儀なるべし。されば今一應御主意のある所を、京師に伺ふべしとて、所司代をして、一橋の上京を急がせらるゝかたなれば、勅使の發途を延引せらるべし。勅使の東下を急がせらるゝかたなれば、一橋の發途を延引すべし。兩

様の中、いづれのかたにても、御詮儀の上、御指圖ある様にと伺はしめられしなり。

此の伺ひは幕府としては、尤のことだ。されど朝廷では固より勅使の東下を延引せらる可き筈はない。京都の意氣込は、とても江戸の想像の能く及ぶ所ではなかつた。

【四五】 幕議優柔不斷

勅使對策
未定

勅使の東下は、日一日と相迫りつつある。然も江戸にては未だ之を迎うる對策に就て、充分なる取り極めが出来ない。それは松平春嶽と、一橋慶喜との間の、意思の疏通が完全に参加しない。更らに閣老を始め、幕府の諸有司が、政事總裁職たる松平春嶽の意見通りに参加しない。此の如く左抵右梧の間に、勅使來著の期は、

追々と迫り來り、幕府としては鎖攘の勅旨を奉承する乎、否乎を一定せねばならぬ極所に立ち到つた。

然も春嶽の不平は、閣老等が幕府の改革に就て、其の誠意と熱情とを缺き、舊に仍りて優柔不斷なる點にあつた。

八日(文久二年十月)例刻登營幕時歸館せらる。公(春嶽)過日來屢旗下の士をして、因循を脱し、敵愾の氣象を振起せしむるの急務なる事を論せられ、此節閣老以下諸有司、稍其筋の詮議に及ばるゝ事とはなりけれど、素々積年の流弊故、尋常の改革にては、到底其目的を達しがたかるべしと思考せられし故、此日營中に於て、一橋殿に過般小拙が無謀拙策の嫌あるに拘はらず、攘夷破約の議を申立しは、懦夫をして志を立てしむるは必ず効驗あるべしと見込し故なれど、天地間の公道に基き、云々貴卿の高論は、固より至當の事故、速に御同意に及びたり。(參照 四一—四三)

以上は既記の通りだ。一時江戸に於ける長藩の攘夷論や、京都に於ける朝廷及

び民間の攘夷論やに刺戟せられ、變通の策として攘夷破約を主張したる春嶽が、一橋の開國の正論に、兜を脱いだのは、當然であつた。固より春嶽の背後には何れにしても、横井小楠の在つたことは、既定の事實として。

春嶽政權
返上意見

然るに開國主義を奏上せらるゝ上は、さらぬだに因循を事とする人情なれば、いよいよ其區域を脱せざるは勢の止むを得ざる所なるべし。されば此際更に貴卿(一橋)が奏上せらるゝ開國主義、若朝廷に於て容られざらば、幕府は斷然政權を返上せらるゝ事に覺悟を定め、さて此覺悟を以て、人心を鼓舞する事にしては如何と申されしに、一橋殿大に御同意なり。しかし重大の件なれば、閣老始に申聞くる事は、尙考案の上、明朝御相談に及ぶべしと答へられ

幕府の終幕の大題目、政權返上の文句は、始めて此處に現はれ來つた。若し當時幕府に眞に此れ程の大決心あり、而して此の大決心を遂行する大勇猛力ありたらんには、歴史の経過は、殊りたる方向でなくとも、或は殊りたる流域を流れ

たかも知れない。然も春嶽にせよ、一橋にせよ、與に俱に其人では無かつた。特に一橋慶喜は智餘りありて、勇足らなかつた。

返上論未
決定

九日、昨日營中に於て、相談に及ばれし政權返上の件を、一橋殿熟考せられし由にて、明らかに閣老に申聞けなば、定めて同意とは申すべけれど、後來果して事實を執行するに至るべきや否や測られず。故に須臾明言せず、時態の難艱に究して、彼(閣老)より申出るを俟つ事にすべしと申され、急に評議に及ばるゝには至らざりし。

幕閣決意
不足

此の如く開國論を徹底的に貫通する丈の覺悟は、未だ幕府の閣老の間には、決定するに及ばなかつた。然も此れは閣老ばかりでなく、一橋其人も亦た恐らくは其通りであつたらう。若し一橋慶喜が、此際開國論乎、政權返上乎、此の兩者の何れかに其の覺悟を定めたらんには、少くとも此間に大芝居を打出す可きは、必然であつた。

慶喜春嶽
共に優柔

然も彼は口上では可なり立派なる意見を吐くが、之を實行するだけの力に乏

しかつた。此の一點に於ては、前に水野忠邦、後に井伊直弼。此の兩人ならば、死生を賭しても、其の所信に向つて邁進したらんも、當時の閣老は固より、政事總裁、職松平春嶽も、將軍後見一橋慶喜も、いざとなれば突進せずして、後退することのみを考へ、遂ひに曖昧、塗糊、有耶、無耶の間に、此の時期を經過するの已むなきに至つた。

勅使東下に先だち松平信敏の東歸

十月十二日三條卿等の勅を奉じて京都を發するや、予は此時京、大坂取締の目付なりしが、所司代牧野備前守は密意を含め、勅使に先だちて東歸し、之を幕閣に傳へ、以て諸般の準備を促さしめたり。予は十六日京都を發し、木曾路を経て、夜白兼行、勅使に先だつこと三日、即ち二十五日を以て、著府、直に登營して、所司代其他京町奉行の内意を致し、勅使取扱上に付き注意を與へたり。初め京發の際、京都兩町奉行永井主水正、瀧川播磨守は予に向ひて、近頃甚だ失禮の申條ながら、貴君には御年若の事仰ふ、聊年長の廉を以て、老婆心を御話し申すなり。此度の事、委細所司代の内意の通ながら、先づ關東に於て、御尊奉筋の事は申迄もなけれど、攘夷の一事に付ては、或は

今日の時勢到底斷行す可らず。然るを一旦在りて勅諭を奉ずるは不忠なり等の議論も出るならん。是固より適切至當の論なれども、綸言一たび出れば再び返らず、之に背き奉りては御尊奉筋も相立不申、因て此際兎角の論判を止めて、一旦立派に選奉あらんことを希望するなり。而して後將軍御上洛の上、親しく内外今日の形勢を明かにし、攘夷の決して行はる可からざる道理を奏聞せられなば、庶幾くは天意を回すべき手、今や京都の形勢を熟察するに、事尤も危機に迫るものあり、萬一御請の踴躍する如きあらば、實に徳川家の滅亡を招くの端緒を開く者と謂はざるを得ず、事此に至ては、千悔不及、宜しく此意を以て閣老參政等の諸君に致されよと懇諭せり。〔晚香堂雜纂〕

第八章 勅使待遇改善と松平春嶽辭職問題

【四六】 勅使待遇問題

待遇更改
問題提起

幕府に於ては、勅使東下に接近して、未だに其の所謂對策なるものは、十分に決定に至らない。松平春嶽と、一橋慶喜との間には、前掲の如き申合せ〔參照 四五〕あつたが、閣老には固よりそれを納得せしむるまでには至らない。而してその重大問題を餘所にして、今や勅使待遇上の難題に差し掛り、又たしも葛藤を生じた。それは勅使三條實美から、京都守護職の任を受けたる松平容保の家臣等に對し、其の待遇法の更正を申込んだる爲めだ。その顛末は左の通りだ。

其顛末

十一日(文久二年十月) 例刻登營退出より松平容堂殿の許に到らせらる。歸館は夜五つ時(午後八時)過なり。本日松平肥後守殿(會津藩主、京都守護職)營中に於て、幕府の勅使を敬待せらるべき事目を注起する書面を差出され、さて此書

面は、京師に於て、拙者の家臣某を、三條家へ呼寄せられ、今度 勅使として東下の節、幕府に於ては、従前の例規に拘はらず、相當の禮遇を盡さるゝ様あらまほしと申されし故、相當の禮遇とは如何なる廉々なりやと伺ひしかば、關白殿下に伺ひし上とありて、其後下附せられたるものゝよしなるが、公然たる御達書ならねど、書中の事目を、幕府に於て履行せらるべきや否やは、勅使の途中まで報ずべし、若履行せられずとならば、東著の上、勅使より直々に閣老衆へ御相談あるべしと申含められしよしなり、勅使を敬禮せらるるは、素より君臣の大義に適へる事故、拙者は履行せられん事を、希望すと申されしに。

容保周旋の理由

此れは三條實美が、松平容保家臣會津藩士野村佐兵衛、柴太一郎を招き、其主容保をして、豫じめ勅使待遇改善のことを申し含めたる爲め、容保から營中に於て、申し出したる次第、容保は其の京都守護職の新たなる任務に服せんとする際ではあり、特に其家は藩祖正之以來、尊皇の大義を相傳したることなれば、旁

板倉勝靜反對意見

その周旋をなしたるものであらう。

板倉周防守殿(閣老勝靜)殊の外不興の體にて、勅使の待遇方は、東照宮以來定例のあるありて、猥りに變更すべからず、近來浮浪輩の申立つる事を朝廷は輕々しく聞上られ、様々の事を仰出さる、かくては際限あるべからず、殊に此書面は、肥後守殿の御家臣が、三條家に促がせるため、しか下附せられたるものゝ如くなるが、畢竟朝廷の御沙汰は、何事によらず、傳奏より所司代へ達せらるべきなり、然るを藩士などへ、直々に書面を下附せらるゝ事は、朝廷の御扱ひ振も、筋違ひなるが、藩士の身を以て、是を受取りしも、不都合、又肥後守殿がさる不都合を不都合とせられず、其儘内閣へ指出さるゝも、如何なる御心得なりや、了解しがたしと、散々に論難せられければ。

寧ろ手續問題

以上は閣老板倉勝靜の意見だ、此れは問題其事よりも、寧ろ其の手續きが間違つてゐることを咎めたのだ、更らに一步を進めて云へば、處士横議を、朝廷が御採用あらせられ、それを又た親藩の會津が取り次ぐの不都合なるを咎めたの

容保申分

だ。而して勅使待遇改正を不是とするは固より云ふ迄もなし。
肥後守殿、更に其筋を経ずして此書面を下附せられしは、幕府の御注意にて、
禮遇を盡さるゝ事となりなば、朝幕御双方とも、圭角なくて宜しかるべしと
の意にて、斯くは内々の御扱ひになれるなるべし。されば、朝廷は幕府に對し
て、實は御懇篤の筋なるべしと申解かれけれど。

此れは松平容保の申分だ。成るほど斯く觀來れば、是亦たそれぞれの理由があ
る。表向きの掛合よりも、寧ろ内輪に手を廻はし、幕府の自發的に禮遇も改正す
る様になれば、事は愈よ圓滿に運ぶ可し。

春嶽容保
と同意見

周防守殿聞とめんともせて、頻りに前議を繰返されし故、公(春嶽)周防殿の朝
廷を遵奉するに意なきに驚かれ、意見を述べしと思はれしかど、一橋殿に
も彼書面には、異議を懐かるゝ體なりし故、此席にて怒ひに理非を辯ずる時
は、却而意外の珍事を惹き起すに至らんかとして、態と何事をも申されず、不平
を忍びて、退營せられたりとぞ。

松平春嶽は固より松平容保と同一の意見であつた。されば彼は板倉の舊慣故
例墨守説に不満のみならず、更らに尤も不満であつたのは、一橋慶喜が板倉の
意見に賛同したるが如き風あることであつた。されば彼は其の不平を營中
にては押し鎮め、恐らく之を其の親友なる山内容堂に向つて洩らす可く、彼を訪
問したのであつたらう。

【四七】 勅使三條實美より内示の案文

三條の待
遇改正案

扱も三條實美から、松平容保の家臣に示し、幕府に促がしたる勅使待遇改正案
として、松平容保から、閣議の席に持ち出したるものは、左の通りだ。

勅使下向登城

一 是迄中雀門外にて下乗有之候。

以來書院大門(原注、玄冠前之門)内玄冠下座敷前にて、下乗ノ事。此れは乗物にて城中に乗り附けたる際のことだ。

一 是迄馳走大名計式臺迄出迎有之候。

以來老中以下各式臺迄出迎可有之事。

從來は接待役の大名が出迎へたが、此れからは更らに老中等にも同様たる可しとの注文だ。

勅使を老中より上とす

一 是迄於殿上間授御目錄等之節、勅使老中一時に昇上段候。

以來、勅使直に坐于上段老中中段にて、一禮請目、勅使目許之後、老中可昇上段(原注、勿論對坐有之間敷)事

勅使を老中よりも、一層上位に待遇す可しとのことだ。

勅使將軍位置即倒

一 對顔之節、大樹公被坐于上段、勅使昇上段、傍に坐、述勅命、勅使退去之節、大樹公見送無之候。

以來大樹公出迎被誘引、中段に被留候、勅使直に昇上段、氣色之後、大樹公昇

上段奥端對座可被奉勅命退去之節、大樹公前行、大廣間迄見送り可有之事。

此れでは從來將軍と勅使との位置を、此れよりして全く顛倒することとなる譯だ。前には將軍先づ上段に坐して勅使を受け、今は將軍起て勅使を迎へ、而して勅使の後に上段に昇る。前には將軍送らず、今は將軍前行して勅使を見送る。此の如くして從來の將軍の尊嚴は、幕府側から見れば、殆んど失墜し去らんとするに幾し。

一 右之後、自分(勅使個人)對顔之節も、奉勅命候御使身分之儀故、前條に准じ、厚取扱可有之事。

此れは勅使彼自身が、勅命を將軍に傳ふる以外に於て、將軍と對顔の際の事に付て云ふ、

公卿帶劍の事

一 公卿聽帶劍候輩者、禁中御對面之節も、帶劍候間、大樹公對顔之節も、聽帶劍之身分束帶之日は帶劍狩衣之日は帶刀可有之事。

此れは朝廷に於ける同様の作法を、幕府に於ても聽許す可しとのこと。即ち帶

劍帶刀の場合に付て云ふ。

一 能並勅答御暇等登城之節、可准前條事。

一 今度副使(姉小路公知)殿上人候得共、正使同格取扱可有之事。

副使姉小路公知は、正使三條實美とは、其の家格に於て相違あるも、均しく勅使副勅使として東下するからには、其の待遇には差別ある可からずとのこと。

右登城之節之儀、猶亦

一 年々勅使武家傳奏下向、並臨時勅使等下向之節、被付馳走大名候處、今度改革に付、自來年被止旨候、專省略國力疲弊を被補候趣意一應は尤之義候得共、元來從昔年格別尊敬之譯柄候間、是迄通馳走之儀、大名え可被申付、但虛飾無益之費等は、精々省略可有之事。

今回幕府の改革にて、勅使馳走大名等も來年から止むることとなつたが、それは從來から朝廷尊敬の舊儀であるから、是迄通りに施行ありて然る可しとのこと。

勅使馳走
大名の事

御禮廻り
の事

一 旅宿へ城使之節も、奉勅命候御使之義故、是迄之振合可相致事。此れは勅使旅館へ將軍からの使者を遣はす振合に就て、更らに一層の敬意、鄭重の意を加ふ可しとのことであらう。

一 御禮等廻勤之事、是迄若年寄亭迄廻禮有之候、以來後見(一橋)政事總裁職(越前)老中月番計等亭廻禮、自餘不行向事。

此れは廻禮に付て勅使の尊嚴を維持す可く、先例を改むる事だ。

自餘去夏左衛門督(大原重徳)下向之節、御沙汰之旨申述候通、從來君臣名分不相立、僭上不敬之廉々、以來改革、萬事尊崇之規矩、屹度可有之、關白殿被命候事、

以上を通覽すれば、如何に大原重徳勅使として東下したる際と、此回勅使東下の意氣込の相違あるかが分明であらう。兩者の相距る時間からすれば、僅々三四個月に過ぎず、然も此間に於ける時勢の推移は、實に驚く可き急激であつた。乃ち從來君臣名分不相立、僭上不敬之廉々、以來改革、萬事尊崇之規矩、屹度可有之との一節は、實に破的の文句と云はねばならぬ。此の如くして從來猫の如か

公卿大威
勢

りし京都の公卿は、何時の間にか、最早虎と化し來つた。

〔四八〕 松平春嶽辭職に就ての覺書 (一)

春嶽辭職
思立

勅使の東下を、眼前に控へて、其の待遇問題に付、幕議の纏らぬに氣を腐らし、松平春嶽は、遂ひに辭職を思ひ立つた。

十二日登營せられず、公(春嶽)昨日の閣議を痛く非とせられし故、頭痛に托して、登營を斷はられしなり。さて本日午後執政、參政及横井小楠を召して、昨日のありし次第を物語られ(參照 四六)幕府在職の輩、朝廷を遵奉するに、意なき事斯の如し、故に此上尙飽まで論破すべきかとも思へど、多數の諸有司をして悉く反正せしむるは、容易ならず。さればとて此まゝ見すごす事は、素より本意にあらず。依ては此際斷然當職を辭せんと思ふは如何とありければ、一

同さる次第にては、兼て君臣の分を明らかにし、尊奉の實を舉んとせらるゝ公の御素志を遂げらるべきにあらざれば、仰のごとく、御辭職の外あるべからずと答へ、遂に辭職せらるゝ事に決せられたり。

辭職申出

覺

此に於て春嶽は、十三日もて、左の如き覺書を幕府に呈し、辭職を申し出でた。

當秋以叡慮被仰遣候に付、政事總裁職被命候以來、小子日夜存詰候處にては、於幕府品々御混雜、御不正之筋も不少候得共、何分第一には君臣之大義を明らかにし、御祖宗以來之御規則も有之候得共、都而天下之御政道、叡旨御遵奉有之、從幕府は臣道を以、何事も御遵奉被爲在、諸事無御隔意、天下重大之事柄は、其節々以御使叡慮御伺有之、又は大樹公御直に御上洛御伺等之儀も被爲在、日本大小諸侯へも、議を下し、天下一致、萬人一心之御政治に無之候半而は、内不能治日本、外不能接外國と存詰、此議方今廟堂之國是と奉存候事。

此れが松平春嶽の所謂る幕府に於ける、政綱の第一義だ、即ち君臣の大義を明

當役引請
の次第

らかにし、朝命尊奉の一事だ。

右に付而も、是迄幕府御政事之御模様、二百年來昇平之因循に馴致之儀に候哉、京師を度外にし、諸侯を輕んじ、覇府之御私意を以、御取計有之候舊染之汚習有之に付而は、何分不相濟儀と存付候故、只々諸端幕府之私を除却させられ候而、天下公共之道理に御本づき無之候半而は、難相成段已に總裁職被命候當日、閣老へも委曲申聞候處、何れも同意之由申聞候故、左候は、不肖之小生、重任を蒙り、何分乍不及盡心力可申旨相答へ、無異議當任及御請候事。

右は春嶽が總裁職に任ずるに際して、豫じめ幕府中心主義を改め、朝廷を重んじ、諸侯を輕んせず、天下と與に天下公共の政を爲すの旨を以て、閣老等に申聞け、彼等同意したるが故に、其職に當ることとなつた次第を云ふ。

一橋上洛
問題

大原卿歸京後、於京師も品々御評議被爲、在薩州、長州、土州、其外浪人共滯京有之、兎角人心治り難く、混雜之模様に付、主上にも御疑惑被爲、在候御様子にも相伺ひ奉り、實に恐入候次第に付、大樹公早々御上洛之上、是迄外國御取扱、其

他欺罔之御處置も不少、重疊御不都合之御次第共御悔謝被仰上、尙叡慮をも深く御伺ひ、天下之國是を被定度台旨には被爲、在候得共、何分將軍家之上洛と申ては、鹵簿急速に難相整候に付、右等之事件に付、御名代旁刑部卿（一橋慶喜）早々上京被有之候様被仰出候に付而は、實に今度の一擧は、官武離合之機會、天下治亂之分判至重之一大事と奉存候故、日夜及愚考候處。

大原重徳勅使として東下後、彼が歸洛して以來、京都の模様も、頗る容易ならず、遂ひに一橋慶喜が、先づ將軍名代として、上洛する都合となつた次第を云ふ。

幕府失政
の因

幕府從來因循苟且之御處置振被爲、行候原因は、私政を去つて天理公共之道に御本づき無之故に而候。依之畏強壓弱之手段之外は、乍恐不被爲、在、外國御處置も偷安に出で、第一たる天朝御遵奉君臣之大義を明らかにする事も不被爲、出來、諸侯を鎮服する事も不相叶候得共、日々尙舊染之氣習に流れ、日本國內之事に就而は、御氣儘之儀而已多く、天朝は幕府あるに依て、相立候との御私心兎角消却致兼候故、日本國中人心不平憤激を生じ、幕府之御大政を不

受ゆえん、此處に在と奉存候。

以上は幕府の病根を指摘したるもの、欺罔之御處置と云ひ、畏強壓弱之手段と云ひ、天朝は幕府あるに依て、相立候との御私心と云ひ、何れも皆な幕府の究所に的中してゐる。

新規對策の要

今度は幕府舊來之因循を一洗し、只管叡慮御遵奉に而、刑部卿殿御登京の上は、是迄幕府御不都合之罪を被謝、癸丑(嘉永六年)以來、外國と結約之章程を破却し、改而、天意御伺之上、國中大小之侯伯と議し、改而外國と和交相成候はば、戊午以來(安政五年)違詔之罪過を悔候確定之證も相見へ、尙外國えは右等の事情詳細に滞在之公使へ申聞、全權之使節、海外五箇國之政府へ遣し、其段申聞、且及相談候はゞ、天下之政道都而奉叡勅、次には大小諸侯と謀議を遂げ、全國一致にして、必幕府一己之私政には無之、是國是之第一と心付候故、刑部卿殿並老中へも、於御用部屋申聞候事。

以上は松平春嶽が、當時の持論、條約破却、新奇詩き直しの對外政策を行ふ可し

條約破却の難

との主旨、此れは既記の通りだ、(參照 三七—四二)

尤其節は肥後守(松平容保)よりも差出候同趣之書付も有之候得共、執政之内には、不同意の趣も相見へ、何分方今之時世、開國に無之而は、逆も難被行、京師之御都合はいか様可然候得共、外國承引無覺束と、肥後守と論談に有之候事、當時幕府閣老中には、所謂る條約破却は云ふ可くして行ふ可からざる事として、之に反對した、此れも既記の通りだ。

【四九】 松平春嶽辭職に就ての覺書 (二)

意見一變の由來

松平春嶽は、最初に自己の主張を掲げ、更らに一轉して、左の如く一橋慶喜の意見によりて、其の主張を一變したる由來を説いてゐる。

其後刑部卿殿、登城之節、段々御存寄相伺候處、畢竟今般之一條は、開鎖を議す

る之御主意には無之、刑公御上京之上、第一主上へ奏聞、公卿百官へ應接之心組は、春嶽殿御存寄とは相違致し候事にて、私存候には、元來是迄々様不都合成行候次第と申は、掃部頭並久世、安藤計り之罪とも不被存、段々廻り見候得ば、抑癸丑夏(嘉永六年)米利堅使節彼理到來之節、兵威に畏縮して、許和交候阿部伊勢守以來之儀と奉存候。左すれば伊勢守始其罪に相當り候事にて、必しも掃部頭、久世、安藤のみに候はず、其後種々之欺罔を結構して、第一天朝を輕侮し、甚しきは承久、元弘之先蹤を繼んとす、此確的之説も、昭々として承知致居申候。是等是迄行違ひ不都合欺罔之罪は、飽迄奉謝候心得にて有之候。

此れは一橋慶喜が、幕府の罪は必らずしも井伊、久世、安藤等のみに限らず、廻りて阿部正弘が、彼理と和親條約を締結したるに始る、されば從來の罪は、謹んで朝廷に謝し奉るつもりとのこと、然も一橋慶喜の主旨は、此處でなくして、更らに次項に存す。

一橋の意見

乍去方今萬國之形勢を視察する處、信義を本とし、條理に本づき、天理に従ひ

攘夷到底
難し

候政治にて、古昔水草を逐ふて移る夷狄之比にはあらず、又日本は環海之國柄にて、逆も獨立致候事は難叶、況や彼蒸氣船發明以來は、就中之事にて、隣里に行くも同様にて、陸地之如く相心得候へば、古昔之環海之天險を恃み、一旦掃攘に及び候得ば、再渡來不致様之儀には無之、其上萬國同盟に候得ば、一同申合せ、大舉して及攻撃候時は、假令一度二度之勝ちはあるとも、百戰百勝之覺へは、毛頭無之、一敗塗地は眼前にて、中々以弘安蒙古之比にあらず、夫故日本獨立(案ずるに獨立とは孤立の意味)之勢を成し候事、於天理難出來、此儀昭々乎たる事に候へば、假令天慮にもあれ、只今攘夷など降勅有之候ても、御請難相成候得ば、何分此上は刑部卿殿に被爲置候ても、右之條理分明に天朝へ被仰上、公卿百官へも、一々辨駁致し、薩長を始、右等に不審之者には、誰れでも罷出可申上、其節は一々御説得被爲在候思召にて有之。

此れは一橋慶喜が、方今に於て開國の已む可からざる所以、日本の鎖國孤立は、到底行ふ可からざる所以を朝廷に上申し、公卿百官をも説諭し、薩長諸藩の面

慶喜の言行の意

面にも申聞け、攘夷の倒瀾を廻らさんとの意氣込に就て云ふ。
彌攘夷之天慮御脱却、開國之叡念と被爲、打替候節は、是迄因循苟且にして欺彼罔我之念を一轉して、大に日本國をして興起せしめ、益武備充實に致度、眞之尊王にして、必しも是迄通り、京都を壓付候而開國之論致候、存念には無之、日本之御不爲と乍知、叡慮と申而攘夷を御請に及候ては、第一天理に背違して將軍家之御職掌、且は後見之大任を蒙候詮も無之と奉存候、固より京師を尊奉せずして、幕府の私政を押し候心得にては無之、此處貴君にも能々御合點有之、思召被回候様致度候との御議論にて、小生重疊敬服、御尤之趣申上候事。

問題實行上の疑念

以上は一橋慶喜の開國論と、其の開國論もて、京都に於ける攘夷の大勢を一變せんとする意氣込とを掲げ、その爲めに松平春嶽も、條約破却論を抛去りて、一橋慶喜の意見を賛成するに至りたる次第を語りたるものにして、此れは掛引きなき事實であつたことは、既記の通りであつた(參照 四一四三)然も問題は

一橋慶喜が、果して此の初一念を貫徹し、徹底する丈の氣魄と、勇氣と、而して辛抱力とを有する乎、否乎にある。如何なる議論も、實行力の伴はざるものは、政治家としては、殆んど半錢にも値しない。

【五〇】 松平春嶽辭職に就ての覺書 (三)

京都尊奉誠意の要

松平春嶽は、更らに勅使東下に就て、左の如く一橋慶喜に告げた。

其後於此表(江戸)勅使御引受と相成候に付、尙又刑部君(一橋慶喜)へ申上候趣は、今般之天使は、乍恐徳川家之興廢、幕府之存亡、大に皇國之盛衰に關係致し候事にて、實に未曾有之一大難事と奉存候得ば、何分是迄之幕府之私を御除却被遊、充分京師御尊奉之御誠意相貫き候處よりして、御應接に不相成候半では、逆も御六ヶ敷と奉存候。

鎖攘雜事の説明

先づ今回勅使の東下は、幕府に取りて、一大難事であるを云ふ。假令叡慮なればとて、皇國の御不爲と思召候儀を、將軍家之御職掌に於て、御請被遊兼候御譯合を、懇々切々兼て貴君先日相伺候御持論之通被仰上、徳川家之浮沈を暫く扱置、第一即今之攘夷と申様に相成候ては皇國之御爲不相成候のみならず、遂に眞に難被安、宸衷相成可申哉。今日迄政權御委任相成候幕府にて、皇國之御爲を存候へば、鎖攘之御請被遊兼候段、泣血漣々被仰上候ても。

如何に叡慮でも、鎖攘は皇國の爲めに不利であるから、豫て一橋慶喜の素論たる開國の大條理を、當人自から力説す可く。

勅使不聽納の場合

天使御聞入無之、於當今拒絶攘夷に無之ては難相叶段、遮而被仰出候はゞ、其節は實に無是非御次第にて、最早被成方無之候得ば、東照宮以來二百餘年、關東へ御委任相成候政權を、京師へ御指上に相成、皇國之安危を天意に被任、徳川之御家は、一諸侯と被爲候上にて、掃攘之叡慮御遵奉有之、列侯と共に忠勤

を可被勵

若し勅使之を聽納せざれば、此上は幕府は政權を返上し、自から退いて、竝み大名の列に就き、勅命を遵奉するの外なしとの意。

幕府決心の要

左様にも無之、幕府之職任に在て、無謀に二百餘年太平之化を損ひ、生靈を塗炭に陥候儀は、天理に違ひ候事故、御請に被及兼候と、御決心無之而は、難相成儀と奉存候。

徒らに幕府の政權を擁して、自から國家の不利と認むる政策を實行するの責に任ず可きものにあらず、故に斯る勅命は、斷然遵奉する能はざるの決心が必要だ。

政權返上内談

尤大權御返上之儀は、上奉始將軍下閣老其外迄、聊たり共擁して遂事に意味有之候而は、不相濟儀と奉存候、此儀御同意に候はゞ、早々閣老へも被仰談、御用部屋丈けは、御一致に相成候上、上へも其段申上、於上ても無御遺憾様被遊御決心候半では、難相濟段申上候處、至極尤之筋に付、篤と勘辨之上、尙又御相

談可致旨刑君(一橋慶喜)被仰聞候事。

要するに上記の通りに決行するには、萬一の際には、政權返上の覺期が第一だ。然もそれには上は將軍より下は閣老共まで、十二分に徹底して、其の決心をつくる必要ありとの春嶽の意見に、慶喜も同意したとの事を敍してゐる。

慶喜意見

其後刑部卿殿へ、先日申上候儀、御勘考如何と相伺候處、何分如貴示、今度之天使は、實に不容易、一應や二應で歸洛は致間敷候得ば、何分鎖攘は難相成候間、開國にてどこ迄も申上、其にて刑君(一橋慶喜)天使を御同道にて御登京之御見込にて、今更大權を奉返上候と申場合には有之間敷。
以上は一橋慶喜が、春嶽に向つての答辯だ。慶喜の意見では、要するに今更ら政權返上杯と申す可き場合でないとのこと。

或執政の意見

已に或執政には、主上も眞之思召に候はゞ、如何様御不尤に候共、盡條理申上候得ば、可然候得ども、畢竟今度之天使と申ても、實々叡慮より出候にては無之、薩長を始、浪人輩之思召にて有之、彼等之爲に二百年來之大權を返上候事、

甚以不可然との事と被申。

此の或る執政とは、恐らく板倉勝靜などのことであらう、彼等は今度の勅使は其實薩長及び浪人等の造作したるものにして、此の勅使を相手に、生眞面目に論議し、其の行はれざるに於ては、政權返上杯との覺期は、甚だ以て然る可からずとの意。

幕府叡慮
遵奉の意
なし

迺も幕府を捨、叡慮遵奉之念頭は、毫も無之様子に有之候。
幕府上下の吏僚此の通りであれば、とても松平春嶽としては、總裁職として、其の責任を果たすことは不可能であるとの理由は、語外に領取することが出来る。

【五】 松平春嶽辭職に就ての覺書 (四)

勤使待遇問題

松平春嶽は、更らに勅使待遇問題に付て、左の如く陳べてゐる。

其後肥後守(松平容保)從京師内々家來持下り候轉法輪(三條實美)より之書付、御用部屋へ持參し、段々之主意相晰候處、或執政(板倉勝靜)申候は、斯る重大之事件を、肥後守殿御家來轉法輪より受取候事、甚以失體之至、且は其家來肥後守殿へ差出候由、御請取に相成、御用部屋へ御持出し被成候事、甚以輕忽之至、此等之儀は、從京師所司代か御附へ御内々御渡相成候共、可然事に候を、肥後守殿に被渡、剩へ周旋被致候様被命候は、甚以京師之御不都合、且は御遵奉筋は、是迄祖宗以來充分之儀に今更御改正にも不及と、龜言交りに發怒被申聞候人も有之(參照四六、四七)、小生承り候ても實に不忍聞、赧汗之次第にて、是を及論究候得ば、却て御爲にも不相成と奉存候故、其儘默然罷在候事。

此れは發言者たる板倉閣老に對しての不平不滿ばかりでなく、恐らくは一橋慶喜が、暗に板倉の意見を後援するが如き風情に就ての不平不滿も加味せられたるものと察せらるゝ、而して彼れ春嶽は、更らに滿腔の熱誠もて、左の如く

暗に慶喜に不平

幕閣との意見相違

結論してゐる。

兼而總裁職被命候時より之愚衷は、何分日本之國是は、天意を遵奉して、全國一致之上に無之候ては、内修外攘、逆も難出來、次第と心得居候處、昨今廟堂之形勢、矢張舊來之私を主張し、叡慮遵奉之念は毫も無之、夫故開國も、此儘之開國に致し、京師は兎も角も押付け、諸侯をも壓服せしめ、只管に外國を畏懼して、彼の所願に任せ度との念慮十分有之候故、百事因循に陥り候外無之。

春嶽當人の意見と、幕府當路の意見は上記の如く、氷炭相容れざる相違がある。京師之御見込にては、於關東、全く外夷を畏懼する念頭より彼之無飽貪婪に被任候御處置而已成行候て、征夷之職掌は度外に被付候儀と、深く御洞觀御激怒被爲、在候より、何卒幕府之御威權再び滿天下に輝候様被遊度との深重之叡念より、攘夷之名目を以、幕府を御督責被遊候御事、感泣之次第難有儀と、臣慶永に於ても、深く宸慮を奉伺候得ば、徳川氏を御惡み被遊候には、毛頭無之、只々御憐恤之御愛情と奉、恐察候。

朝意要順の意向

以上は春嶽が善意的に京都の對幕府御態度を解し、善意的にそれに獎勵せんとするもの。

慶喜との意見相違

然るに刑部君(一橋慶喜)には、最初之思召は、全く叡慮御遵奉十分有之候上にて、開國之儀、皇國之御爲に被仰上候御心算之様奉伺候處、只今と相成候ては、矢張閣老同様之開國にて、京師御遵奉之御念は、傍に相成候様に被相伺申候。此處が春嶽の一橋慶喜に懽らざるところ、彼が辭職も、恐らくは一橋慶喜に對する抗議の意味であつたことは、之を洞察するに困難ではあるまい。

慶喜意見の變化

是即因循之開國にして、深重攘夷之叡慮御汲取は不被爲在儀と奉存候。此處に至り、刑部(一橋慶喜)之御趣意、先日之御賢慮とは、氷炭致候様被存候。均しく開國でも、當初の一橋慶喜は、京都尊崇の上、堂々と開國の條理を奏上し、天意を廻さんとの誠意であつたが、やがては閣老一流の幕府我意的の開國説と、其揆を一にすることゝなつた。此れが春嶽の遺憾としたるところだ。

勅意遵奉

畢竟只今と相成候ては、開鎖之論判には無之、只管叡慮御遵奉之一途に止り

義理の至當

候事に候得ば、今般天使御參向之上は、是迄之罪過を被奉謝、勅命之趣速に御遵奉之御請に相成候儀、君臣之分に於て、義理之至當と奉存候。

此に至りて春嶽の意見は、勅使の齎らし來る勅旨を、鵜呑とする意味となる。讀んで此處に至らば、一橋慶喜は、從來の態度を一變したるものは、我にあらざして、卿であると春嶽に向つて答ふるであらう。問題は畢竟開鎖の一點だ。此れを除却して、只管叡慮遵奉と云ふも、殆んど何等の意義を做さないかの如き憾がある。

只遵奉一筋のみ

且は先日肥後守殿より差出候ヶ條之外にも、是迄御名分不正之廉々被對、天朝僭越之御儀共は、悉く御改正に相成、全く御遵奉一筋より御應接相成候様致度と、不堪日夜之至願候。小生常々薄弱之體質を以、總裁之大任を蒙り候以來、日夜之憂苦積累之餘り、不食に至り、心疾相發し、應接に慵く、終日默然危坐而已送。光陰候次第にて、別而當今累卵之御時節柄、悉く登城不仕儀、心之外にて、深重恐入候得共、何分前條之次第にて、勤續無覺束候得ば、於廟堂、深く御憐

察御亮恕被成下度事に候。夫故愚衷之趣、不殘心底充分及吐露候以上。

松平春嶽

春嶽の主旨

要するに春嶽の覺書は、長文ではあるが、其の主旨は、幕府が因循苟且にして、舊來の陋習より脱却せず、而して一橋慶喜が、刷新更革の意氣無く、徒らに閣老等に雷同附和し、而して幕府が前過を悔謝して、天朝を尊崇するの誠意を缺き、當面の勅使待遇問題さへも、從來の舊慣を株守せんとするを憤激したるものにして、彼としては今日の問題は開鎖でない、天意遵奉乎、否乎の一點に存すと云うたのは、當人としては、亦た一應の見解と云はねばならぬ。兎にも角にも勅使の東下は、眉端に迫りつゝ、幕府には未だ之に對する何等の準備も出來てゐなかつた。

第九章 政權返上論起る

〔五二〕 勅使待遇問題未だ決せず

大見識者皆無

松平春嶽にせよ、一橋慶喜にせよ、決して尋常一様の大名若しくは貴公子ではなかつた。又た閣老の板倉勝靜なども、普通の大名としては、先づ賢明の中に數ふ可き一人であつた。然も當時の幕府には、誰れ一人として、指導的大精神となる程の大見識、大膽略、大抱負、大決心の政治家は無かつた。されば春嶽の如きも、少しく其の意見の行はれざるを見るや、進んで反對者を説得し、若しくは折服し、我が意見を貫徹せんとするの覺期は無く、寧ろ一身を退いて、其の困難より離脱せんことに、是れ急なるが如き状態であつた。

慶喜の勇氣缺如

さりとして一橋慶喜も、其の眼先の能く見える一點に於ては、彼は實に聰明であつたが、然も彼は智餘りありて、勇足らなかつた。一身を處する上に於ては、恒に

大なる間違に陥ること稀れであつたが、天下の大事を擔當する大節に至りては、遺憾ながら頗る闕如する所あり、彼は進んで幕政を更革するの意志なく、寧ろ板倉閣老等と同一の位置に立つて、日一日を苟且、儉安に送らんとするもの如くであつた。

時節柄の
不首尾の

此の如く更革の誠意ある春嶽は、其の智と勇に缺き、其智ある一橋慶喜は、更革の熱意と勇に闕き、勅使の東下を、眼前に控へて、開鎖の大方針は勿論、其の待遇上の問題さへも、未だ決定に至らなかつたのは、時節柄頗る不首尾の至りといはねばならぬ。

大久保の
憤慨

十月十三日（春嶽の覺書提出の日）横井小楠、大久保越中守を訪問す。大久保書面を以て、來宅を乞ひし故なり。此時大久保、公（春嶽）の容體を尋ねし故、横井近來氣鬱にて不出來なりと答へ、さて横井豫てより大久保を、幕府習氣の巨擘なるべしと思ひし故、一昨十一日の廟議、即ち勅使の待遇に係る云々の次第を申出、大に幕府の私論に涉れるを論難せんとせしに、大久保さる廟議あ

りし事は、一切しらず、攘夷にもあれ、其他の事にもあれ、寂慮を以て、仰出されし事を、遵奉せられずては、開國も眞の開國に至らざるべし、防州（開老板倉周防守勝齋）元來俗腸を脱せざるは、勿論なれど、橋公（一橋慶喜）迄を俗論に引入れ、勅使待遇の如き、瑣細の事をさへ、彼是申さるゝとは、扱々驚き入りたる次第なり。廟堂の議さる次第にては、到底公武の御一和は望むべからず、天下の衰運已に極まれりといふべしとて、眼を瞋らして憤り、しかし明日は、尙力を盡して廟堂の私論を打破すべしと申しし故、小楠案外の正論に驚き、俄に論難を止め、共に歎息して、引分れたりとぞ。

周布の運
動

此れは十月十三日の事、然るに十四日には、長藩の要人、周布政之助來りて、春嶽の親臣中根靱負に面會し、幕府にて俗論の魁は、大久保越中守（忠寬）なれば、彼を折服す可く、面會せんとしたるも、當人肯んせず。されば此上は、越藩の力を假りて、面會するの外なしと申し込んだ。

中根、大久保は俗論家に力を添ふる如き人物にあらず、已に昨夜も、横井小楠

面談せしが、小楠甚感心せりとて、應答の次第を物語りしかば、周布驚きて、這は案外なり、いよ／＼さる意見ならば、最早面會するに及ばず、さて／＼臆察の人言は、輕々しく信ずべきにあらずとて、立歸りき。

容堂の周旋

此の如く長州側は勿論、勅使待遇問題に盡力したるが、更らに山内容堂も亦た此點には、頗る同感にて、周旋尤も努めた。

十五日登營御斷、前日の如し。午後松平容堂殿來邸せらる。此時容堂殿昨日は一橋殿を、其邸に訪ひ勅使待遇の件を議論し、尙今日は登營して、閣老にも其件を嚴談せりと物語られき。

容堂心事

山内容堂も亦た春嶽の親友として、隱然重きを幕府に爲した。彼は八月十五日登營の沙汰を被り、隱居の身ながら、親しく將軍より依頼する所あり、彼は感激以て徳川氏をして、朝使を尊崇せしむ可く、恒に其の心を用ひた。曾て其の心事を詠じて云く、

濁るとも濁しはせじな隅田川底の心は汲む人ぞ知る。

されば此の勅使東下の機に際して、彼が朝幕の爲めに、己を忘れて周旋したるも、決して偶然の事ではなかつた。

〔五三〕 山内容堂の周旋

容堂周旋の方針

山内容堂は、固より本來の攘夷論者ではない。彼は只だ京都の形勢の容易ならざるを見て、兎も角も幕府に於ては、一應勅使の齎らし來る勅命を、其儘奉承するの外なしと考慮し、その意見もて、松平春嶽、一橋慶喜の間を、取り纏めんと欲し、彼是と周旋した。

十八日(文久二年十月)今日も登營せられず、暮時に至り、岡部駿河守來る。公對面せられしに、岡部今朝容堂殿の許に到りしに、今度の勅使は、攘夷の叡旨を傳へらるべしとの事なるが、來著も最早近かるべし。廟堂は異議なく攘夷を

奉承せらるべしやと尋ねられし故。

此れは容堂が岡部への尋問。

いまだ一決せずと答へしかば、

此れは岡部の返答。

容堂の朝
議奉の
考

今度は過般大原卿の下られし時に同じからず、萬一開國の趣意などを申出られなば、勅使は議論に及ばず、其まゝ歸京せられ、さて其まゝ歸京せられるれば、關西は忽ち大亂に至るべき形勢のよしなり。されば廟議奉承せられざるかたなれば、豫じめ其覺悟なかるべからずと申されし故。

此れは容堂の所説だ。容堂に對しては、恐らくは京都にある土佐藩士の面々から、其の内情の急迫なる模様を、十二分に吹き込みたるものと察せらる。

攘夷にも攘夷あり、如何なる攘夷の叢旨なるべしやと尋ねしに。

此れは岡部が容堂に尋ねたのだ。

容堂の對
攘夷意見

天保度以前に、黒船と見受けなば、二念なく打拂ふべしとありし如き、無謀の

攘夷にはあらざるべけれど、元來此攘夷なるものは、征夷府當然の職掌故、若奉承せられずば、攘夷よりも、攘將軍の議に及ばるべきやも測られず、容易ならざる時勢なれば、深く考察して、尙閣老衆初へも、相談する様にとありし故。此れは容堂の答ふるところ。攘夷よりも攘將軍の一句、此れが幕府に取りては、大なる痛手だ。

閣老迷惑

夫より登城して、閣老衆へ、容堂殿の申聞られたる次第を陳述せしに、甚當惑せられ、兎も角も叢旨は奉承せられざるべからずとて、其趣を橋公へ申上られしかば、橋公も同じく當惑せられ、矢張奉承せらるゝ外あるべからずと申されけれども、公(春嶽)御不參故、いまだ決定に至らず。

以上は岡部が春嶽に語りしところ、乃ち閣老は愚ろか、一橋までも、攘夷の勅旨を奉承せねばなるまいと申合せたが、春嶽の登營せざる爲めに、幕議未だ決定に至らざれば、是非共其の登營を懇請す可く來訪したのであつた。

慶喜引ず

惟ふに若し此際一橋慶喜が、其の素論たる開國説を、堂々と發表し、幕議を此れ

ちれの不幸

に固めて、政權返上までの覺期をして、之を主張したらんには、其の結果の如何に至るや未だ知る可からざるも、幕府の態度としては、洵とに立派なものであつたらう。然るに彼は明餘りありて勇乏しく、智多くして膽薄く、周邊の大勢に引ずられて、心にもなく攘夷説に同意するに至りたるは、獨り彼自身の不幸ばかりではなく、幕府に取りても、亦たより以上の不幸であつた。

容堂周旋の力

當時山内容堂の周旋の尤も有力であつたことは、彼の所説にて幕議を動かしたる次第、上掲を見ても、之を知るに足る可く、尙ほ彼は十月十八日附にて、左の一書を、松平春嶽に與へて、其の出動を促がし來つた。

爾來如何御消光、霜威相加候間、御自愛可被成候。唯今大監察(岡部駿河守)と談論相濟候所、三寸の舌、殆んど切れ申候。乍去至結局なる程、それでは、左様の所までは、氣が付きませんでしたつたと申候位にて別れ申候。

此れは岡部の松平春嶽に語りたる所と、全く符合す。

又々明日は登城閣老を責め可申と存候何分足下早々御出動、此徳川氏の危

急御救可被成、御家柄と云、御職掌と云、此時に當り鬱々然臥病候譯無之、御勉強可被成候、僕は不才非力にても、盡す丈けは御座候間、書外期、面盡候、恐々、
初冬旬八

越相公閣下

九十九洋外史

尙々御疾病は御厭可被成候。以上

容堂を刺戟する者

此の如く容堂は一方には幕吏を鞭撻し、他方には春嶽を刺戟し、速かに幕議をして、勅旨を奉承せしむ可く周旋尤も竭めた。而して容堂を刺戟するには、在京の武市半平太や、在府の長藩要人周布政之助などのあつたことは、固より云ふ迄もなからず。

【五四】大久保忠寛の政權返上論

容登堂の春嶽登營勸告

山内容堂は書面もて、松平春嶽の登營を懇通したるのみならず、更らに自から彼を訪問して、其の登營を勸告した。

容登堂却て春嶽不登營に贊成

慶喜亦兜を脱ぐ

十九日(文久二年十月)薄暮、松平容堂殿來邸せらる。公(春嶽)に登營を勸告すべしとて來られたるなり。さて最初の程は、頻りに其意を陳べられしかど、公(春嶽)從來の持論を殘る限なく物語り、且橋公(一橋慶喜)を始、滿廷の有司等、聊も朝旨を遵奉するの意なし、故に登營しても、其詮なきのみならず、却て大葛藤を醸成すべき勢なり云々告げられければ、容堂殿殊の外驚かれ、大に公の登營せられざる方に同意を表せられき。此時開鎖の得失をも議せられしが、結局大開國ならざれば、富強の實は擧げがたし、然るに此節攘夷の叡旨遵奉云々申せるは、實は一時人心を鎮靜せしむる爲の策に外ならずと申されき。此の如く山内容堂も、其の眞意は開國論にして、朝旨の攘夷奉承は、畢竟一時的

慶喜春嶽に贈る狀

に人心を鎮靜する方便上のことだ、されば江戸に於ては、長藩士を除けば、誰一人心からの攘夷者は無く、固より長藩士たりとも、其の心中は恐らく同様にて、唯だ一時の政策として、攘夷を主張したるものであつた。然るに豫て此の雰圍氣の中に於て、堂々開國の大議論を主持し、此れを以て京都の迷雲頑霧を一掃せんと期したる一橋慶喜さへも、亦た兜を脱ぐこととなつて來た。乃ち十月十九日夜、慶喜は左の一書を春嶽に與へた。

追日寒冷相成候處、御安靜被成、御起居、恐賀之至に奉存候。然ば別勅攘夷之議、愚論は兼而御承知之通、御座候得共(參照 四一四三)、過日容堂より申聞之趣、等、篤と相考候得ば、何様御請相成候方御都合可然とも奉存候得ども、貴慮如何に候哉。今日御登營候は、御相談可申存候處、御不參故、鳥渡以愚筆奉伺候。無御腹臆被仰越候様仕度御座候。右次第にて、一決も可仕、明日容堂登城之由に候得ば、又候よき程之答も難出來に付、御高論致承知度、此段申上候。不備。

十月十九日夜認

刑部卿

春嶽様玉机下

慶喜容堂に説破せらる

此れにて見れば、一橋慶喜も正しく容堂に説破せられ、腹は開國、面は攘夷の仲間に伍せんとする一人となつて來たことが判知る。

大久保硬論

此の如く滔々たる幕府、何れも皆な一時的姑息の論者のみなるに、只だ一人大久保忠寛が、左の如き意見を把持したるは、聊か旗本八萬騎の中に於て、氣を吐くに足るものがあつた。

廿日登營せられず、此日大樹公大久保越中守(御側御用取次)をして、公(春嶽)の病を訪はしめらる、内使なりけれど、公盛服〔原注、麻上下〕して對面せられしが、大久保厚く保養を加へ、一日も早く登營ある様にとの台旨を述べたり。畢て大久保を別室に延きて〔原注、此時横井小楠も出席せり〕閑談に及ばれしに、越州此節攘夷の叡旨を奉承せらるべしといへる議あれど、是は甚不可なり、如何となれば元來京都より重大の件を御沙汰ある時は、いつも後々は如何様ともなるべければ、一應は御請あるべしと内諭せらるゝ事なるが、表面の御沙

汰には、御書面あり、故に後日まで消滅せざれど、内諭には書面なく、口頭のみなれば、後日に至り、何の證據ともならず。

洵とに其通りだ。

内諭奉承の弊害

已に先年酒井若州所司代勤中、條約の件を仰出され、さて例の内諭ありし故、若州吳々内諭の無効なる事例を申述べしかど、京都には關白傳奏ありて心得をり、關東には大老閣老ありて心得居る事故、決して心配に及ばずとありて、聴き届けられず、遂に仰出されし儘を奉承せらるゝ事となりしが、今度別勅使を降さるゝ事となれるが、即ち當時の内諭は消滅して、表面の御書面のみ存在する故なれば、容易く奉承せられなば、更に酒井、井伊の覆轍を履まざる事となるべければなり。

從來勅旨は勅旨として、内諭は兎も角もなる可し、只だ表面丈けの事なれば、之を奉承せよとの内諭にて、その通りに奉承すれば、やがて其の内諭は立ち消となりて、其の表面の勅旨のみ儼存し、その爲めに幕府は當惑千萬した。されば今

大久保の
政權奉還
談

度は決して其手に乗るなどは、大久保の意見だ。

斯る實例に照らして考案すれば、今度は何處までも攘夷は國家の爲め得策にあらざる旨を仰立られ、然る上萬一京都に於て、御聞納れなく、矢張攘夷を斷行すべき旨仰出されなば、其節は斷然政權を朝廷に奉還せられ、徳川家は神祖の舊領駿遠參の三州を請ひ受けて、一諸侯の列に降らるべし。尤しか政權を奉還せられたらば、天下は如何なり行くべきや、豫じめ測り知られねど、徳川家の美名は、千歳に傳はり、彼の無識の覆轍を履み、千歳の笑を招かるるには、萬々勝りぬべしと申ししが、横井深く其卓見に感服して、其の上の處置は、あるべからずと答へたりき。

成程大久保の卓見には、横井小楠も感服したが、當時の幕府には此の意見を實行する程の有力者は一人も無かつた。

第十章 一橋慶喜辭職問題

〔五五〕 一橋慶喜辭意を漏らす

慶喜素論
放棄

松平春嶽は、病の爲めに（或は病と稱して）容易に登營を肯んじなかつた。而して一橋慶喜は、愈よ十月二十日附にて、左の一書を與へ、其の素論を抛ち去つて、勅旨を奉承する旨を告白した。

其後御不快如何に候哉、甚心配仕候。御様子委敷承知致度奉存候。然ば別勅使攘夷之儀、御請に相成候方可然旨、土州（山内容堂）より遮而申上、貴君にも御同説之由承知仕候得ば、小子儀兼而申上置候儀も御座候得共、先づ御請に相成候方、當今之御都合可然奉存候に付、容堂之存意に従ひ、御請に相成、猶御取扱振（勅使待遇方）も、御改正に相成候方に、内々御評決に相成候間、此段奉申上候。就ては御相談申上度儀も有之候得ば、御快氣次第、御登營奉待候。此段奉申上

度存候。不備

十月廿日

刑部卿

春嶽様玉案下

尙々閣老共よりも、宜敷可申上旨申聞候事に御座候。

慶喜の爲に惜む

此れは正しく山内容堂の成功だ。然も一橋慶喜に取りては、實に惜しむ可きことをした若し彼が初一念の開國論もて、正々堂々と突張りたらんには、假令玉碎したらんも、或は彼の將來の立場には、確乎たるものが存す可かりしも、此膝一たび屈し、遂ひに心ならずも周邊の大勢に引ずられて、斷末魔に至りしもの、是れ彼に明なきにあらず、勇なきなりと云ふの他はあるまい。

幕閣慶喜の英斷要望

尙ほ幕閣に於ても、老中板倉勝靜、老中格小笠原長行は、連署して、一橋慶喜に向つて、左の一書を與へ、彼の英斷を促してゐる。

今日開鎖之論定、開は萬國之時勢に應候得共、叡慮に不叶、鎖は、叡慮に叶候得共、萬國之時勢に不應、此兩端にて論定六ヶ敷事に御座候。依て愚案には右兩

誠心確立の效果

端に御拘無之、只御誠心之立而已にて有之、御誠心さへ立候へば、叡慮も可被爲廻、時勢も從て變可申と奉存候。其譯は、開に御誠心立候へば、何所迄も時勢に被爲從、叡慮を被爲仰、百諫千争之道を被爲盡候はゞ、終に御通徹被爲在候て、叡慮も御一廻に可被爲至と奉存候。

鎖に御誠心立候へば、早速、叡慮を被爲奉、外夷とは御手切、百戰千闘の艱を被爲歴候はゞ、終に御勝利に相成、時勢も一變に至り可申、乍去御後見(慶喜)總裁(春嶽)之場にて、此御誠心立候へば、其功必可有之、其以下同列計にては、其功更に無之と奉存候。

今日外説には、一旦時勢を曲候ても、被爲從、叡慮、追て被成方も可有之、抔と申儀は、半表半裏、落上落下、苟且之見、權詐之術に涉り、所謂誠心は更にも無之事に御座候。

何分事之成否は、誠心の立と不立との二つに御座候間、何卒御英斷奉願候。開之方にて、叡慮被爲仰望方御尋に候はゞ、愚存可申上候。

板倉 周 防守
小笠原 圖書頭

只斷あるのみ

此れは開鎖何れとも、幕府宜しく真劍にやれとの説だ。一旦鎖に決したらば、思ひ切りてそれを決行せよとの説だ。而して若し開に決したらば、尙ほ尋問に應じて、意見を具申す可しとのことだ。然も總裁春嶽も、後見慶喜も、彼等は開鎖の間に依違、彷徨して、其の胸中の大信念を決行するの勇斷が無かつた。而して此の勇斷の無かつたところに、幕府の苟且、偷安の習氣は、固著した。

慶喜幕閣に與ふる書

扱も一橋慶喜は、十月二十一日に至り、愈よ辭職の内意を漏らすこととなつた。彼は左の一書を、閣老に與へた。

追々寒冷相成候得共、各方無障被致精勤、令大賀候。然ば存意書返上、御落手可被下候。御都合次第、容堂へ御見せにても不苦候。尤持歸り之儀は、見合せ候方に可有之哉。存候。昨夜春嶽方へ及文通候處、何分にも不出來にて、出勤難致。乍然生不平候儀にては無之旨申越候間、御含迄に申上置候。會津、土州今日罷出

をり申候へば、勅使御取扱振並其餘之儀迄、得と御相談有之候様致度候。此段申上候。不備。

十月廿一日

猶々兩人(山内容堂、松平容保)へ御相談之上、各方より御伺被成、御決評に相成候様致度候。不具。

辭職申出

以上は單に勅使待遇に關する丈のことにて、別條は無い。されど其の別啓に至りては、正しく彼の辭職申出であつた。

其二

極密

別啓此度別勅使御請之儀、開國之御見込にて、御答切に相成候は、實以不容易次第、御辨解之程、心配仕居候處、當今諸藩皆攘夷を唱へ候處、小子一人一己之愚見を以、開國論主張致し申上候ても素々不材淺智之儀、行々御不都合を生候ては、恐入候儀、且は開國之儀とても、衆口を説破致候儀は、微力之及ぶ處に

非ず、重大之事件、衆に御從ひ被遊可然と存候處より、攘夷御請之儀、別に異存不申上、粗御治定に相成候得共、定見も無之罷出居候ては、恐入候而已にも無之、行々御不都合を生じ候儀有之候ては、不容易次第に付、退役相願候心得に候間、速に御聞届に相成候様致度存候、尤表向願之儀は、後刻差出可申候得共、先づ此段内密申上置候間、可然御含有之候様、致度存候、不備。

十月廿一日（文久二年）

再白、春嶽、肥後守、容堂何れも卓見高論候得ば、是迄よりも御親しく被遊、何事も御打明しにて御相談被爲、在候様仕度候、小子儀此度は是非共退役相願候心得に御座候、何分不肖之無已處、宜敷御憐察可被下候不備。

此れは幕閣に取りては、一大巨彈を投げ付けたるものだ、勅使を眼前に控へ、將軍後見職が、辭意を漏らすとは、幕府に取りては眞に容易ならぬ一事であつた。

【五六】一橋慶喜辭職願を提出す

容堂の努力

山内容堂は、長州の要人周布政之助に向ひ、方今天下の三傑は、一橋の純良、春嶽の確實と、斯く申す容堂なるぞ、一人を缺きては大事を成す能はずと、颯言したる程にて、彼は朝幕の間に處して、其の宜しきを得んことを、只管ら努力しつゝ、あつた。彼が幕閣に向つて勅使待遇の改善や、攘夷勅旨の奉承を力説したるも、要するに徳川氏を保全せんと欲するの本旨に他ならなかつた。而して最初に春嶽は、幕閣が勅使待遇改善に不誠意であるを不平として、出勤せず、今や又た一橋慶喜は、當初の開國論を抛ちつゝ、も、進んで其事に當るを避け、辭職を仄めかしつゝ、あり、容堂の苦心以て知る可しだ。

容堂岡部詰責

十月廿一日暮時、松平容堂殿來邸せらる。公（春嶽）對面せられしに、容堂殿昨夜岡部駿州を呼寄せ、叡慮奉承及び勅使敬待之件に付ては、過日來逐々申立置たる次第ありしに、廟議今以て一決に至らざるよし、其優柔不斷實に驚くの

外なし。此上は容堂の周旋にては、行届かざる旨を、京師へ御理はり申上、尙長藩、薩藩の諸士へも、拙者はもはや關係を絶ちたりと申聞け、早早國許へ引取るべしと、例の大聲を發して、嚴責せしに、駿州大に避易して、しか御見捨ありては、今後天下は如何成り行くべきか。兎も角も今一度登城せられ、閣老衆へ御直談を希ふと申し、故。

岡部陳謝

以上は容堂が大目付岡部長常を召喚して、滿腔の不平、不滿を漏らしたる所、岡部の陳謝解説もて、登營することとなつた次第。

勅旨奉承の覺悟

今朝(十月廿一日)登城しけるが、一橋殿始閣老等止を得ざる事情ありて、今日迄は心底を盡さずてありけれど、いづくまでも、包み藏してあるべきにあらざれば、残らず談話に及ぶべしと申聞け、さて、叡旨は素より奉承の覺悟なり。又、勅使の待遇も舊規に拘はらず、敬禮を加ふる積りなりと申し、故。以上は一橋及び閣老等が、容堂に向つて、其の胸中を打明けたる所、乃ち彼等も最早致し方なしと諦めたものであらう。

さる御内議ある事ならば、近々、勅使來著の節、大樹公自ら出て品川に迎へられ然るべしと申立置たり。

以上は容堂の獻言だ。

一橋案外無氣力

廟議も今度は多分一決すべし、拙者が大聲を發せし爲、駿州の避易せしは随分面白かりしが、廟堂の俄に形勢を變ずるに至りたるは拙といふべし。一橋も案外の無氣力にて、いふにたらず云々物語られき。

一橋辭職願書提出

此れは容堂が春嶽に向つて語りたる結論だ。全く此の通りにて、一橋慶喜は、愈よ公然左の如き辭職の願書を提出した。

私儀不肖之身に候處、以_レ叡慮重任を可被_レ命候段、蒙_レ御内諭候砌、再三再四御辭退申上候處、遂蒙_レ大命、御大政參謀仕候に付、乍_レ不及_レ日夜焦心苦慮罷在候處、此度別勅使御請之儀に付ては、先般愚存を申上候處、當今諸藩皆攘夷に歸候折柄、一己之愚見を以、開國論主張致申上候ても、素より不才淺智之儀、往々皇國之御不都合を生候ては、奉_レ恐入候。殊に重大事件故、衆志に御從ひ被_レ遊候方可

然奉存候所より、攘夷御請の儀、再異存不申上候。就ては粗御治定に相成候得共、小子に於ては定見無御座候。定見無御座候ては、重任に當候詮も無御座。甚以奉恐入候に付、速當職御免被成下候様奉願候。此段宜敷御披露願入存候。以上。

十月廿二日

徳川刑部卿

松平豊前守殿

水野和泉守殿

板倉周防守殿

井上河内守殿

小笠原圖書頭殿

同副書

尙ほ左の書翰を副へてゐる。

其一

別紙願之趣は勅使參向以前、御聞届に相成候様致度存候。不具。

其二

上京之儀、暫時猶豫可致旨、先般被仰出候に付、追ては上京之儀、家臣共へ申聞置候處、別紙内願之趣差出候に付ては、最早不及上京旨被仰出候様仕度御座候。然し是は御評議次第と奉存候間、宜敷御含置に致度候。以上

其三

内願之趣に付ては、先頃以來拜借致居候御用之書類、二三日之内に取調返上致候心得に御座候。此段も申上置候。以上。

此の如く一橋慶喜も、愈よ表向きに辭職願を差出すこととなり、春嶽は相ひ換らず、病氣引入中にて、折角勅使東下の日も接近しつゝあるに際し、江戸に於ては、其の大決心、大政策とも云ふ可きものが一定する運びに至らなかつたことは、如何にも遺憾千萬であつた。

【五七】松平春嶽容易に出勤を肯ぜず

小楠春嶽
に登營勅

一橋慶喜は辭表を提出し、松平春嶽は、病と稱して出でず、獨り山内容堂のみは、勅使東下の切迫を氣にして、周旋大いに努めつゝあつた。幕府人無き乎、幕府策無き乎、所謂る群疑腹に滿ち、衆難胸に塞がることは、此事であらう。

廿三日登營せられず、今朝横井小楠登館して、過般公(春嶽)の引籠らるゝ事に決せられしは、當時の廟議如何にも舊來の幕習を脱せざりし故、斯くては天下の事爲すべからずと認められたればなり、然るに其後容堂公周旋せられ、近日は廟議全く一變して、更に朝旨を奉承せらるゝ事になれるよし、されば此上にも登營せずとありては、容堂公に對し友義に背かるゝの嫌ひあるべく、特に近々勅使下著の上、萬一幕府に失體あらば、關以西は忽ち大亂にも至るべきか。さては徳川家の興廢のみに止まらず、天下の安危に關すべきなり、故に不徳菲材など常套の謙遜によらず、此際一層御憤發ありて、衰運挽回の

幕閣の慶
喜引留

偉業を立られん事を希望すと申ししかば、公廟議いよく、朝旨を奉承せらるゝに相違なくば、國步艱難の今日、いかで徒らに引籠り居るべき、されば尙よく其の事實を聞き合はせ、然る上何分の決心に及ぶべしと申されき。

横井小楠の松平春嶽に對する進言は、當時に於て尤も事體を得たるものであつた。然も春嶽は容易に登營を明言しなかつた。

然も一方に於ては、幕府は一橋の辭表提出に、少からず狼狽をした。廿三日夕七つ時(午後四時)過水野和泉守(忠精)殿より書翰を遣はさる。昨日一橋殿辭表を出され、諸老甚當惑せり。故に板倉(勝靜)小笠原(長行)兩人即日一橋邸に就き、吳々事に従はるゝ様にと勸誘しけれど、一切承引せられず、此上は公(春嶽)の御配慮を煩はす外致し方なし、幾重にも然るべく御周旋を希ふとありて、別に一橋殿の辭表を添へられたり。

容堂春嶽
會談

此の如く閣老等は、春嶽の力を藉りて、後見慶喜の辭意を、廻らさんと試みた。七つ半時(午後五時)過松平容堂殿來邸せられしが、今日も登城せられ、退營よ

り直ちに來られたるなり。此時容堂殿廟堂の議、最早叡旨を奉承する事に一決し、且閣老等攘夷の眞意をも了解せりと申されし故、公(春嶽)時態の切迫せるに窘究して、ざる次第に運べるものならん。決して誠意より出でたるにはあらざるべしと申されしかば、容堂殿誠意より出たるものなりや否やは知り難けれど、勅使の御引受方は、斷然不都合なかるべしと申され。

春嶽氷釋せず

以上は春嶽と容堂との對話だ。之を見ても春嶽が尙ほ未だ幕閣の誠意を疑ひつつあつたことが判知る。彼は一度思ひ込めば、容易に氷釋し難き漢であつた。

容堂大久保推賞

又同日營中に於て、大久保越中に面會せしに、越中大開國論を説きしが、一々感服の外なかりし。越中は當世第一等の人物なり。此程岡部駿州に對しては、大聲を放ちけれど、今日越中に對しては、聲は次第に細くなれり。此節がらかる人物を、四五人得たらば、天下の事は憂ふるに足らずと物語られ、暮時過退散せられき。

流石に容堂は人物鑑識の眼孔があつた。大久保忠寛の大開國論は、洵に當時の

松平容保
春嶽出勤
勸説

幕府に於ては、出色の一であつたに相違あるまい。

同日暮時前、松平肥後守殿來邸せらる。容堂殿退散後面會せられしに、肥後守殿今日は閣老始一同の總名代として參館せりと申され、さて過日來公(春嶽)には長々登營せられず、人心危懼を懐けるに、今又橋公にも引籠られ、内閣は殆んど暗夜の如し、故に閣老始大に當惑し、終に従前の非を悟り、叡旨を遵奉し、且勅使をも舊例に拘はらず敬待するに一決せり。されば明日より御登營あらん事を希望す。尤御病氣中なれば、御都合により何時にも御退營の御心得にて然るべし云々反復登營ある事を懇請せられ、退散は夜五つ半(午後九時)時なりき。

此の如く京都守護職の松平容保が、幕閣一統を代表して春嶽に出勤の勸告と云はんよりも、懇請に出掛け來つた。如何に春嶽の尻の重かつたか、推察せらるる。

【五八】松平春嶽、一橋慶喜を訪問して 辭表撤回を勸告す

春嶽慶喜
訪問

一橋慶喜の辭意は、容易に蘇へすことが出来なかつた。而してその爲めに、今は一橋から切に出勤を勸告せられた松平春嶽は、其の病氣屏居の口實を抛ち去りて、自から一橋慶喜を訪問し、其の登營を勸告することゝなつた。

廿四日朝五つ半(午前九時)時出邸、一橋刑部卿殿を訪問せらる。昨日横井小楠が意見を進めし時(參照 五七)公(春嶽)いたづらに籠居すべきにあらずとは申されけれど、未だいよゝゝ登營せらる可しとまでは決せられざりしが、其後一橋殿辭職を願出られしよし、和泉守殿(水野忠精)より申遣はされし故、さては廟堂の困難容易ならざるべしとて、兩三日中には登營せらるべきに決せられ、且一橋殿にも同じく登營する様勸告すべしとて、俄に訪問せられしな

水野忠精
の春嶽依
頼

此れが春嶽の慶喜訪問の主旨だ。

此時一橋邸にて、恰も水野和泉守殿の退出せらるゝに會せられしが、泉州先刻より頻りに登營ある様にと申上けれど、橋公一切承諾せられず、故に止を得ず退出する場合なるが、此節がら登營せられずては、廟堂は如何とも爲すべからざる景狀なれば、尙公(春嶽)よりも、御嚴談を希ふと申されたりとぞ。

此れは一橋邸にて春嶽と水野忠精と、端なく出會し、水野から春嶽に依頼したる次第。

慶喜春嶽
會談

斯くて公(春嶽)一橋殿に對面せられ、廟議、其後は攘夷の朝旨を奉承せらるる事に決し、尊卿にも已に其議に御同意ありしよし、然るに此節更に職を退かんとせらるゝは如何なる理由ありてにやと尋ねられしかば、一橋殿兼て御相談に及び居りし開國説は、最早申出がたき形勢に推移りし故、止を得ず、攘夷の議に同意しけれど、素より其實を擧ぐべき方案あるにあらざれば、天下

責任回避
不可論

を誤るべきかと、恐懼に堪へず、退職を願ふ事に決せしなりと答へられし故、
以上は春嶽と慶喜との一應の問答だ。慶喜としては斯く觀念したのも、明哲保
身の策としては、或は然らんも、彼が將軍後見職として、天下の大事に任せねば
ならぬ立場からすれば、頗る無責任と云はねばならぬ。以下はそれに就て春嶽
の意見だ。

職を退かば、樂地を得べしと思はるゝなるべけれど、幕府いよゝゝ天下を誤
られなば、尊卿獨樂地に居らるゝ事は難かるべし。されば矢張御登營ありて、
此上の方策を御討究あるが、相當なるべしと申されしかど、

此の如く春嶽は論じた。然も慶喜は頑として聽き納れなかつた。

慶喜動か
ず

一橋殿固く執て動かれず、頗る難議なりしが、公(春嶽)も固く前議を執て反復
勸告せられ、夫が爲め大に時刻を移し、午時を過しかば、一橋殿大に倦厭せら
れたる體にて、此上いつ迄御勸めありても、小拙の決心は動かざるべし。春嶽
殿には、御不快中なれば、御保養が専一なり、最早今日は御歸邸ありて然るべ

慶喜辭職
無意義

しと申されしが、公(春嶽)今日の議は、天下の爲めなれば、不快の如きは、厭ふ所
にあらず、假令日を暮しても、夜を明かしても、拙者の申す所を容れられずば、
歸邸はせざるべしと答へられ。

一橋慶喜も中々頑強であつた。若し彼が初一念であつた開國論の大議を眞甲
に翳して、寸歩も相ひ譲らなかつたならば、彼の辭職の申出も大いに意義があ
る。然も既に攘夷論の多數に曲従しつゝ、辭職を申し出でゝは、殆んど其の意義
を爲さない。然も松平春嶽の勸説は、愈よ根強く、遂ひに其の同志山内容堂をも
召致した。

容堂亦來
會

さて急に使を容堂殿の許に遣はし、來會を請はれしに、容堂殿程なく來られ
し故、大に力を得、夫よりして兩公相共に、誠を推し理を盡して、勸告せられけ
れど、矢張承引せられざりしかば、容堂殿大に憤激せられ、今日の事は天下の
重事に係ればこそ、兩人も押して御相談に及べるなれ。然るに尙これを拒むる
るは、眞に物の輕重、黑白をも辨へられざるなりと申放ちて、立歸られき。

容堂の氣象としては、斯くあるも相應だ。

慶喜遂に聞かず

斯くて公(春嶽)尙居残りて、尊卿の後見職も、拙生の總裁職も、元來、叡慮を以て仰出されたるものにて、幕府限りの命にあらず。故に尊卿退かるれば、拙生も退かざるを得ず。兩人一時に退かば、廟堂は如何なり行くべきか、深く御勘考あるべしと、言を残して退散せられしは、夜の六つ半時なりき。

此の如く春嶽は、午前九時過ぎより、午後七時頃まで、殆んど終日一橋邸に於て、慶喜の辭表撤回を勸説し、山内容堂さへも招致し、其の力を假りて、慶喜の心を動かさんとしたが、慶喜は頑として應諾せず、容堂は痼癢紛れの捨臺詞を残して去り、然も重厚なる春嶽は、尙ほも切々偲々の忠言を竭したが、遂ひに其の要領を得ずに立ち返るを餘儀なくせられた。

【五九】松平春嶽、一橋慶喜の登營

慶喜措置不純

勅使は既に門に臨まんとするに、幕府では今尙ほ一橋慶喜の辭職問題が片附かない。一橋慶喜が若し辭職に對する執拗をば、其の素論たる開國論に於てせば、彼の立場としては、今少し其の理由を見出す可きも、開國論は心ならずも抛却し、攘夷論には心ならずも賛成し、而して骸骨を乞ふと云ふに至りては、縱令其の心事は諒とす可きものありとするも、其の措置は決して彼の信用を大ならしむる所以ではなかつた。

春嶽再勸説

十月二十五日、松平春嶽は、更らに昨日一橋邸訪問、登營勸誘の意見を、書翰もて繰り返した、而して慶喜は之に對して、左の返書を春嶽に與へた。

慶喜尙聞かず

貴翰拜誦、昨日は得拜顔、大慶無此上奉存候、段々高論之趣、御尤には候得共、然し右は小子を賢人と御覽之上之御説、於小子は見込も無之に付、而之論、兎角剛情に被思召候段は、甚以心配、少候得共、登營之儀は、何分にも御免相願候。

尤今日病氣に付、恐入候得共、當職御免願差出候間、是又御心得に申上候、容堂(山内)へ對し候而も、甚以氣之毒に御座候、不敬之段は、御序之節、宜敷被仰遣可被下候、此段布答草々頓首。

即時

刑部卿

春嶽様

賞酬

此の如く一橋慶喜は、前言を固執して、頑として應じなかつた。

幕閣春嶽の登營勸告

廿六日夕八時(午後二時)過出門、一橋殿を訪問し、夫より登營せらる、今日も一橋殿登營せらるべき氣色なかりし故、公(春嶽)にも登營せられざりしが、午後に至り、板倉周防守殿(勝齋)より書翰を以て、今朝大久保越中守(忠篤)同道一橋殿の許に至り、御登營ある様にと、反覆御勸め申けれど、矢張承引せられざる故、止を得ず、只今引取る事とせり、就而は公(春嶽)には、一橋殿の登營有無に拘はらず、速に登營ある様にと申遣はされし故、俄に出門せられしが。

慶喜の自述

以上は板倉、大久保兩人一橋を勸誘して、不得要領の爲め引揚げ、更らに春嶽に向つて、其の登營を促がし來りし次第。

猶今一應一橋公に勸告する處あるべしとて、途を枉げて、一橋殿を訪問せられ、さて今朝周防守、越中守參上せしよし、兩人は何と申上しやと尋ねられしに、橋公例の登營の事を、頻りに申聞け、れど、兎角心底に應せざりし故、どこ迄も登營しがたしと答へたりと申されし故。

以上は一橋慶喜が、板倉、大久保への答の旨を、春嶽に告げたるもの、如何にも一橋は剛情であつた。

春嶽激語

公(春嶽)危急の場合なればこそ、拙生容堂をはじめ、閑老にも吳々御勸告に及びしなれ、然るに猶聞き納れられずとならば、最早御登營は御勸め申すまじ、過日も申上し如く、尊卿の御職掌は、叡慮を以て仰出されたる上、台命を下されし事なるを、御一身の御都合のみを以て、強く登城せられざれば、詰る處勅旨を蔑如し、台命を忽緒せらる、筋にあたり、其儘には指置れがたき故、定め

て台慮の次第あるべしと申されしかば。

春嶽も此に至りて、斯く云はざるを得なかつたであらう。然も此の一句は尤も力強く慶喜の心を動かしたに相違なかつた。

慶喜登營承諾

橋公儒と當惑せられし體にて、良久しく言を發せられざりしが、更に容を改められ、御申聞の趣一々御尤の至り、何とも恐入れり。此上は命に従ひ登營すべければ、是迄の不都合は、御取消を乞ふとありし故。

此に至りて一橋も亦た斯く云はざるを得なかつたであらう。

春嶽登營

公(春嶽)しからは只今御同道にて登營すべしと申されしに、橋公明朝よりと申されけれど、公(春嶽)明日は勅使下著の筈にて、寸分の時間を争ふ今日なれば、是非とも御同道あるべしと申されしに、橋公さらば直ちに供揃へを命ずべしとありし故、公(春嶽)しか御悔悟の上は、拙者も此程來不敬過言に及びし次第は、御宥恕を希ふと申され、さて片時も登營を急げばとて、直ちに引分れ、平川口より登營せられ、閣老始に一橋殿の程なく登營せらるべきよしを告

げられしかば、一同大悦せられ、大樹公へも其旨を言上せられしに、深く御満悦にて、不快ならずば、特に春嶽に對面して、其勞を慰すべきものと仰出されしとぞ。

此の如くして春嶽も、十月十二日以來始めて登營した。閣老は勿論將軍の満足知る可しだ。

慶喜登營

斯くて一橋殿登營ありし故、閣中に於て、更に勅使の待遇に係る議事を開かれ、主として君臣の分を明らかにし、百年舊套に拘はらざる事に決し、指當り明日著府の際、公(春嶽)自ら品川の旅館に伺候せらるゝ事に定まりき。此日公(春嶽)又容堂殿に、日々登營、且登營の際、御用部屋に入らるゝ様、命せらる可しとの議を發せられしが、是もしか命せらるゝ事に決したりき。(續再夢紀事)此の如く勅使の著府前日に、漸く幕閣の役者は、出揃ふこととなつた。然も其の對勅使の態度に於ては、幕閣の根本政策なるものは、何も決定する所はなかつた。

慶喜開國論撤回の次第

三條中納言、姉小路少將の兩卿攘夷の勅を奉じて東下せられし時、予は勿論斯かることの行はるべからざるを知らば、老中等に向ひて、「出来ぬものは出来ぬと、明に奏上するが御府の任なり。自ら行はれざるを知りつゝ、勅を拜することあるべからず」と切論せしも、老中等「今は謹みて勅説を拜受し置き、後日人を遣はして京都に周旋せしむるに如かず」といへり。予「それは獨り極めの策にして、成功の期すべからざる」と、一人して圍める策の如し」と論ぜしも、行はれざるをもて、遂に後見職辭退の意を決して登營せざりしに、兄なる因州(池田慶徳)などは、予に迫りて、「今更攘夷は行はれずといひては、烈公の先靈に對しても濟むまじ、斯くては兄弟とも思はじ」などいひたれば、已むことを得ず、再び登營することゝなりしが、此時老中等密に予に向ひて、「今は如何にしても勅使に向ひて攘夷は出来申さずとはいひ出でられぬ事情あり」といふ。「そは何故ぞ」と問ふに、「是には深き仔細のあることなり。初安藤對馬守等が井伊掃部守の遺策にて、和宮の降嫁を奏請し、公武合體を計りし時、宮は既に有栖川宮へ御婚約済にもあり、御自らも關東へ下るをいたく厭はせ給ひしかば、主上も本人

池田慶徳の勸説

の厭へるものを強ひても下し難し」と思召されし由にて、一旦は許されざりしも、幕府にてはさて已むべきにあらず、苦しさの餘り、主上の攘夷を望ませらるゝに乗じて、幕府は七八年乃至十箇年の中に外夷を拒絶すべし。されども之を行ふには公武合體して國內を整へざるべからず、公武合體の爲には、是非とも宮の御降嫁を仰がざるべからず、と奏請せしかば、主上も國家の爲とあらば、餘儀なしとて、遂に宮の御東下を許させられしなり。されば今に至り忽ち前言を食みて攘夷の命を拜せずば、宮を取り戻すべしとの勅あること必定にて、其時御返し申すとは、如何にしても申し難し。斯かる内情あれば、是非に一たび攘夷の勅を拜して、別に京都に周旋するの外なし」と語り出でたり。此に至りては、予も如何ともなし難く、結局勅説遵奉に賛同する外なかりしなり。(昔夢會筆記)

第十一章 三條姉小路正副勅使東下

〔六〇〕正副勅使への使命申達

勅使使命
傳達

江戸に於ては、勅使が門に臨むも、尙未だ内輪の評議が、纏るか、纏らぬかの間に彷徨しつゝ、あつたが、眼を轉じて京都を見れば、攘夷論の氣焰は、朝廷に充滿し、三條實美、姉小路公知の正副勅使は、意氣慨然として、彌よ發程することとなつた。而して彼等が携帶する攘夷督促、及び御親兵徵募の勅旨の要領は、既記の通りであつたが〔參照 三三三〕、今更彌よ確定して、十月十日勅使へ渡されたるものは、左の通りであつた。

勅命本文

今般攘夷之儀、決定有之、天下へ布告にも相成候上は、外夷何時海岸を劫掠し、畿内に闖入之程も難測候間、禁闕之御守衛、嚴重被仰付度被思食候。然處海國は夫々之防禦向も有之、海岸に引離れ候諸藩は、救援之手當等有之

候事に付、邊鄙より畿内へ警衛差出居候ては、自然不行届之筋も可出来、且自國之兵備手薄に相成、國力之疲弊に可至候間、京師守護之儀は、御親兵とも可稱警衛之人數を不被置候ては、實以宸襟をも不被爲安候間、諸藩より身材強幹、忠勇氣節之徒を令撰募、時勢に従ひ、舊典を御斟酌に相成、御親兵と被遊度被思召候。

右親兵被爲置候に付ては、武器食糧等準之候間、是亦諸藩え被仰付、石高相應貢獻致候様被遊度候。但是等之儀は、制度に相渡候事に付、於關東取調、諸藩え傳達有之候様被仰出候。最即今之急務に候間、早速評定可有之御沙汰被爲在候事。

武傳副書

而して右の同文に、左の一紙を武家傳奏より土藩へ傳へた。

別紙可被置親兵之儀、以勅使關東へ可被仰付候得共、土佐守(山内豐範)隨從出府に付、容堂へも申含、盡力有之度被思召候事。

而して同文に左の書添を、議奏野宮定功邸に於て、長藩へ渡した。

勅使被仰
合御趣意

別紙可被置親兵之儀、以勅使關東へ可被仰付候得共、長門守(毛利定廣)在府中之儀、盡力有之度被思召候事。

と、而して十一日勅使被仰合御趣意に曰く、

攘夷之儀、先年來之叡慮、到方今更御變動不被爲在候、於柳營追々變革、新政を施行し、叡旨遵奉に相成候條、不斜叡感被爲在候、然處天下人民攘夷に一定無之候ては、人心一致にも難到、且國亂之程も如何と被惱、叡慮候間、於柳營彌攘夷に決定有之、速諸大名へ布告有之候様被思召候。尤策略之次第は、武將之職掌に候間、早速被盡衆議候て、至當之公論に決定有之、醜夷拒絕之期限をも被議、奏聞之様、御沙汰候事。

尙ほ十二日には、

柳營彌攘夷に決定、速諸大名へ可布告事。

右は下知等も相濟候上可歸京事。

策略之次第並拒絕之期限奏聞事。

勅使出發
前の參内

右は難即答候得ば、今年中或は明春早々可奏聞約定致置可歸京事。

此の如く三條、姉小路正副兩使は、使命を帯び、愈よ十二日出發することとなつた、而して十月十日には、彼等兩人は、左の通りに謁見の上、賜物を拜受した。

十月十日三條中納言殿、來る十二日關東へ別勅使に付、今日御いとま御機嫌伺はれ、姉小路少將殿も、ふく使にて御暇、御機嫌伺はれ、御小座敷へ、御兒にてめし、三條中納言殿御對面、御手づから御末廣たまふ、黄金十枚御前にてたまふ。越後殿もち出らるゝ、姉小路少將殿も御對面、御手づから御末廣たまふ、黄金七枚すゝの口にて下さるゝ、越後殿もち出らるゝ、三條中納言殿御かけ緒たまふ、諫鼓の御硯ふたにのせ、菊の御間にて、越後殿戴かせらるゝ、御禮申入らるゝ、此度三條中納言殿下向に付、御内々土州の隱居、松平容堂へ、黒ぬり高卷繪一はん御文このうちに、御ふるの鳥のこ御末廣に、銀の御けいさん一對、同筆掛一つ、同御水入一つ、同御筆洗一つ入たまふ、(長橋局記)

近衛關白
の注意

此の如く三條實美、姉小路公知の正副兩使は、其の勅旨を奉じ、更らに御饒別の

殊恩を拜し、愈よ十月十二日を以て、京都を發することとなつた、尙ほ其の前夜、關白近衛忠熙は、左の一書を興へて、正副勅使の注意を要めた。

今晚も寒氣に候、彌御安康珍重、明朝者御發駕目出度存候、寒氣之時分、御旅行、別て御苦勞に存候、偕今日於省中、色々申承候、幕府之事情等、實に御心配と御察申入候、右に付ては、御應答振如何相成候哉と、甚以掛念申上候、今日御沙汰も在之候儘、吳々激烈に不相成様、此處にてやぶれに成候ては、實に不宜、今一段之上は、此邊迄に可至儀も候半、何分此度之所、無御如才事に候得共、偏に御深考可有存候儘、爲念右之段申入置度、荒々如斯候也。

十月十一日夜

御承知に候はゞ、別段不勞御答候也。

尙々御道中寒氣專御用心と存候也。

忠 熙

新 中 納 言 殿

第十一章 六〇 正副勅使への使命申達

本書の眼目は、吳々激烈に不相成様の一句だ。彼等正副兩使、何れも年壯氣鋭であれば、老成の關白には別けて心配もあつたことと推察せらるゝ。

【六一】勅使東下と禮接の改正案(一)

勅使出發

勅使三條實美、副使姉小路公知兩人は、愈よ文久二年十月十二日京都を發し、東下の途に就いた。山内豐範兵數百人もて、之に隨ふ。其の行裝は、頗る嚴肅にして、從來の面目を一洗した。而して其の從兵の多數の故に、驛路の雜沓を避く可き爲めに、概ね前後一驛を隔て、分宿せしめた。特に警衛士十六人は、土藩より撰拔したる者を用ひ、何れも近臣の服裝に擬した。而して武市半平太の如きは、柳川左門と名乗り、副使姉小路の諸大夫として隨行した。

夫卒規定
嚴守

元來夫卒は、凡五百人を額として、豫じめ之を所司代に告げ、所司代は關東の指令を受けたる上許可し、之を御朱印人足と稱した。然も古來京紳の旅行には、其の全數を要せず、其の半數を錢貨に折算し、從者に賂遺するの風があつた。然るに今回は之を嚴禁し、其弊を改むることとしたが、偶々人足頭、驛吏の懇請に因り、錢少許を受けて事覺はれた。從士等之を捕へ、衣服を剝ぎ、之を旅館の柱に縛し、其罪を衆人に榜示し、將に之を斬らんとしたが、三條實美は、勅使途に在つて人を戮すは不可なりとし、之を暴らすこと一晝夜、京都に逐還せしめた。此れより一行屏息、肅然として、虚勢を張る者を絶つに至つた。

宮驛に於
ける朱印
改

從來勅使宮(熱田)驛に至れば、名古屋藩主、使者を其の旅館に遣はし、太刀及び馬代を贈り、朱印を改むるを例とした。十月十六日勅使等の宮驛に館するや、例の如く尾藩の使者至つたが、其の舉止例の如く甚だ驕つた。此に於て副使姉小路公知は命を從者に傳へ、之に告げしめて曰く、我等は勅旨を奉じて、新たに幕府に内示する所あらんとす。仍て沿道の諸藩は、舊習一新、以て勅使に恭敬を殫し、

朝廷尊崇の實を表す可きである。若し然らざるに於ては、面謁を容さずと。此に於て尾藩の使者は、膝行戰慄して進退度を失ひ、遂ひに勅使の側面なる牆壁に向つて、敬禮を行ふに至つた。此れを見たる姉小路の從者其袖を引きたるより、使者始めて悟るを得、稍く其の使命を全うして辭し去つた。

儀式改正案提出

斯くて二十二日三島驛に至る。風雨烈し、翌一日此に滯留し、三條實美の從者後藤小藤太を京都に遣はし、正親町三條實愛に因り、勅使對幕府の儀式改正案を具して、朝裁を請はしめた。

將軍郊迎の事

一 勅使下向候はゞ、將軍自郊迎之事。

但此儀は御宥豫候はゞ、殿上間迄出迎候か、又は廊下又は大廣間迄出迎候事、可相成城門外迄出迎せ度候事。

此の一事實に徳川幕府ありて以來未曾有のことであつた。

- 一 傳奏屋敷著玄關平付之事。
- 一 歸京之節郊勞之事。

同上(著府の際の如く)

機嫌何の事

一 下向傳奏屋敷へ老中高家等爲伺御機嫌參候事如例、此餘三家三卿在府者は著翌日爲伺御機嫌參候事(原注 面會之事)

但不在府者は、以使申置、所勞者は當分は全快後、長病は使を以申置、猶其餘在府大小名伺御機嫌同上之事。

但申置三家三卿は、以使挨拶、自餘大小名不及挨拶之事。

交替、旗本、小役人迄同上伺御機嫌之事。多人數差支候はゞ、著翌日より三ヶ日に可割付候事。

但御機嫌は天朝之御機嫌故、輕身者は却て恐多候故、三家三卿大小名、總高家一同寄合、旗本迄に致候か、御勘考と存候、猶又不在府大小名家來を以伺候も、亦恐多故、在府者許に致候か、御勘考。

- 一 下向之日、老中上使之事。

此上字去り、只使と計にし、勅使は先達て上段に居、老中膝行伺御機嫌候

事以後送迎無之事。攝家諸大夫使位之取扱に致度候事。

此の如き改正は、畢竟表面の禮式のみに關する事なれば、或は餘りに虚禮虚文に失するとの譏を來たす可き虞なきにあらざれども、今回は名分を正し、君臣上下の大義を昭明にするを本旨としたれば、飽迄幕府に假藉せず、徹底的に斯く改正案を立てたものであらう。尙ほ以下にも續いてゐる。

【六二】 勅使東下と禮接の改正案 (二)

登城日之事

一 登城之日之事。

玄關平付之事。

登城之登の字去度存候。以後入城とか御出とか御入とか申様に致度候。入城直に殿上間上段著座、茶煙草盆、火鉢可出事。

老中御口上(原注 和宮等への御口上)承りに參候はゞ、膝行上段へ上り候事。

休息所攝家次之通之事。

勅説被下候時、將軍自勅使を殿上間より誘引(原注 此時上段へは、將軍直に上り、禮節致し、其後先に立誘引之事)白書院中段に止り、勅使直上段に上り、一目禮、將軍直に膝行、勅説拜受し、退て披見了て口上云々申述、御用濟候はゞ、勅使其儘少し下り、自分禮節寒暖了起座(原注 但此節總て對座)將軍先立送て休所に到る(原注 休所殿上間上段又大廣間可然事)

饗應萬端攝家宮方にての通之事。殿上人と雖も勅使に付、三寶を可用事。

下城を御勅使御立御歸りと可唱事。禁中より被下物被下と可稱候。

和宮も以後臣下の妻に候得ば、是も被下と可申事。

勅使より贈物進上と可稱事。將軍よりの贈物も同上被進と可唱事。

勅答歸京饗應之日、御暇と不可稱、只御返答日と可稱事。

第十一章 六二 勅使東下と禮接の改正案 (二)

下城稱呼改めの事

此餘公方公儀上使之號、出御入御等之稱、右様之書類狀往復、或口上書に至迄、見當り次第に被改正候様存候。

日光宮歸京には不相成候哉、天子御廟は地下僧御守申居、將家廟を親王が守候とは、實以不都合と存候、可相成何かなしにても、先歸京之取計沙汰有度事に候、尤勅使輪門(輪王寺門跡)へ行向候事も止度候、輪門よりは御機嫌伺自被來候か、又は使にても被越候か之事。

老中へは月番にても不及行向、止度候事、併老中五軒高家一同へは、以使城中世話萬端之挨拶被申入度候事。

未曾有の
改正案

前回より引續きての以上は、何れも正副勅使が、三島驛から、京都なる正親町三條實愛へ向け、勅使禮接の改正案として朝廷への伺書だ、從來朝廷と幕府との關係は、所謂兩敬の間柄にて、概して對等の儀禮を交換した、然るに前回——六月乃至八月——大原重徳勅使として東下の際より、聊か其の面目を革め來りたるが、今回は全然君臣の名分を正し、上下の別を明にする爲め、一切の舊習

道中幕吏
の警衛

を全廢し、新たなる儀禮を以て待遇す可く企てた、要するに此の如き改正は、徳川幕府ありて以來、未曾有の出來事だ。

十月二十四日小田原泊、二十五日藤澤泊、二十六日午時程ヶ谷驛に息ふ、幕吏警護の士を率ゐる非常を戒しめ、途次横道は盡く竿竹を結び、通行を遮斷した、此れは外國人の闖入を防止する爲めであつた、斯くて幕吏は隨行を請ふたが、勅使は之を容さなかつたから、彼等は途上を警衛することとした、即ち兩側に十歩乃至二十歩を隔て、排列し、江戸に至る、彼等何れも黒縮緬の羽織を著し、陣笠を被り、何れも盛裝した、此夜川崎に泊し、翌二十七日品川に到つた、將軍家茂老中松平信篤(豊前守、丹波龜山藩主)をして來り候せしめ、松平春嶽、毛利定廣も亦た來り迎へた、三條正使は姉小路副使に向つて、明日應接の事を協議した、副使の答書は左の通りだ。

應接協議

拜見候、過刻者拜面畏入存候、爾來益御安泰恐悅存候、抑明日於馳走所城使入來事濟、私之挨拶有之由、右之處、老中於下段挨拶邊之儀、矢張於上段仕候方哉

と愚案仕候。互に私之儀故、右にては如何候哉。尙賢慮相願入候得共、無腹藏存付之儘言上候。何も拜顔萬々可申上候也。

十月廿七日

却て俗吏
慢心

二白、明日御出門御刻限之儀、段々御念示畏入候。萬端如命治定可仕候間、左御承知相願度候。過時春嶽老中入來之節、進退如命、越(春嶽)は至極おとなしき模様、却て俗吏慢心相見候。是等可否何共不相分候。過刻進物之儀、御念命御尤奉存候。尙拜顔萬々可申候。重々御叮嚀御示命深々恐入候也。
追而大亂書盡答可被免也。

公

知請

三條 黃門 公

此れにて見れば公禮以外、私見の節、此方にては聊か用捨する所ありて然る可しとのことだ。尙ほ總裁職の春嶽は、恭敬にして、却て閣老などが威張りつゝある風情は、姉小路の文中にもほの見えて、如何にも幕府の内情が、自から暴露せ

らるゝものゝ如く察せらるゝ。

【六三】 勅使初回の報告書

の勅使一日
の行程

元來東海道旅行の日程は、普通十二三日を要する舊例だ。然るに今回は實に十七日を費した。此れは重大の勅使なれば、一日の行程は九里に過ぎず、然も途中驛傳の停滯の爲めに、早發晚宿、時には丑(午前二時)に發して、子(半夜)に宿することさへあつた。

著 勅使江戸

十月廿八日品川驛より愈よ江戸の傳奏屋敷即ち馳走所に到着した。將軍家茂は、老中水野忠精(和泉守)高家肝煎土岐頼永(田羽守)をして東下の勞を謝せしめた。それから總裁職松平春嶽、京都守護職松平容保、老中松平信篤、板倉勝靜、老中格小笠原長行等亦來つて天機を候し、且つ告げて曰く、將軍麻疹病に罹り、勅使

三條氏公
式報告

と相見ることが出来ずと、仍て正副勅使は、勅書は將軍に親授せねばならぬ。病氣とあらば、其の快癒まで待つ可き旨を答へた。
斯くて三條正使は、即日書を中山忠能、正親町三條實愛等に寄せ、其の次第を報じた。

主上

親王

准后益御機嫌克可被爲渡、恐悅存候。今日令著府候、爲窺御機嫌如斯候。御序之節、宜預御沙汰候也、恐々謹言。

十月廿八日

實 美

別紙

松平春嶽、松平肥後守、松平豊前守、板倉周防守、小笠原圖書頭入來、大樹對面之義、折惡麻疹に付、被恐入候得共、難相整、如何哉、示談有之候。所勞之義者、無據候

間、快方迄可相待候。何分勅諭者、直に大樹へ可相渡候間、延日之義、不苦旨、令返答候間、此段言上候。御序宜預御沙汰候也。

十月廿八日

實 美

權 大 納 言殿(中山忠能)

三 條 大 納 言殿(正親町三條實愛)

以上は表向きの報告だ、更らに翌二十九日附にて、三條實美は、左の内報を京都に寄せた。

同内報

彌御安寧珍重存候。然者昨日令著府候處、大樹麻疹に付、對面之義、示談有之、別紙之通相答申候。就ては内々以高家、日數之處、凡何日計相立候は、對面にも可相成哉、内密尋問候處、從高家老中へ打合候。今日松平豊前守(信義、又は信篤)返答有之、大樹麻疹も輕症に有之候。凡廿日計も相立候は、對面にも可相成哉之旨、從高家申答候。此様子にては、滯留も餘程長く可相成と存居候。先づ滯留の延長す可きを告ぐ。

幕府内情
の内報

一 極々内密言上候。此頃幕府之情實相勘候處、五六日以前之頃迄者、甚一定不仕、一橋、越前等引入、議論不居合様子、土州容堂大に憤發、種々周旋盡力有之候。一橋、越前等へも議論有之候處、一(一橋慶喜)異論被唱、老中其外等も、因循之說等相立、容堂より一橋、老中へも、毎々談論、遂には餘程激烈之場にも至候趣、然處漸一(一橋慶喜)も屈服改心之事に相成、老中抔も、遂に先々一定之姿に相成り、攘夷勅命遵奉之儀、粗決議之趣、極密にて承候。

以上は如何にも要領を得てゐる。三條家と山内家とは親姻の間柄であるから其の種の出處の、自から馮據ある可きは當然だ。

三條樂觀

此様子にては、此度御沙汰も、速被行、至極御都合宜義と令愚察候。何卒御安意、可給候。併未何共難定候得共、定而追々御安心之場に可至申哉と存候。

此の如く三條も、大いに前途に望を囑してゐる。

柳營取扱
餘程尊崇

且此度下向に付ては、於柳營取扱振萬端餘程尊崇之筋、厚相立、十分之都合、幸甚之至存候。過日春嶽、老中よりも、此度勅使之儀於大樹も被相待居候趣申居

候。總而打和候模様には候間、大に都合も宜候。馳走所も甚狭小に付、清水屋敷へ

近日引移候様從、高家掛合有之候。

此の如く三條も頗る樂天的に報告してゐる。此れは流石は松平春嶽や、山内容堂などの盡力にて、幕閣の空氣も、餘程緩和せられ、それが自然と勅使側にも反映したるものであらう。

三條實美等江戸に入る

二十八日公等江戸に入る。發程より此に至るまで凡そ十七日を費せり。舊例に東海道の旅は十二三日を以て常とす。此行重大の勅使に係るを以て一日の程纒に九里に過ぎず。然れども途中驛傳の停滯するを以て出入する毎に必星を戴き、甚しきは丑に發し、子に宿することあり、上下共に睫を交へざるもの數日に及ぶ。又三島驛に於て大風の爲に延留すること一日、加ふるに程ヶ谷以來は外人の通行と相衝突するの患あり。蓋し、勅使の途に在る警備甚だ嚴に、國主列侯と雖も之に逢ふときは必ず輿を下らざるを得ず、否らざれば則大不敬を以て論ぜらる。故に若し外人の無

禮を加ふる者あれば、固より之を斬戮するを期し、彼大舉して來り報るば又之に應ずべきの準備を爲せり。幕吏は生麥の變に懲り、復た争端を啓かんことを恐れ、力めて其衝突を避くるに注意し、江戸に至るまで外人の隻影をも見ざりしと云ふ。(三條實美公年譜)

第十二章 幕議攘夷勅諭奉承に決す

【六四】幕府の内情、薩士の運動

幕府勅使
待遇方針
決定

翻て幕府側を見れば、十月二十八日には、千代田城中に於て、豫て京都守護職たる會津藩主松平容保から轉達したる御内沙汰に基き(參照 四六、四七)更らに正副勅使の内意を聞合せ(參照 六一、六二)其意に基き、待遇可きことに決した、尙ほ山内容堂は、二十七日以來時々登營、且つ登營の節は、御用部屋に入る可き旨を將軍より達せられたれば、同日は彼も幕議に参加した。

小松高崎
江戸運動

當時江戸は専ら長藩が主力となりて、土藩と與に其力を竭しつゝ、あつたが、薩は生麥事件の爲めに、英艦來寇の風説さへありて、其力を外に向つて展ぶること不可能であつたが、然も同藩士小松帶刀と高崎猪太郎とは、京都を經由して、江戸に來り、それ〴〵裏面的に運動する所があつた。

小松高崎
會
春嶽に面

二十八日薩藩小松帶刀、高崎猪太郎來る。公(春嶽)對面せられしに、小松過日東下の途次京師に入り、近衛殿に伺候せしに、目下京師にては、關東の内情に疎く、關東にても、京師の事情に通せざるより、時々叡慮を惱まざるなり。されば東著の上は、委しく彼地の内情を承はり合せ、歸途再び京都に來りて申聞る様にとの内命を被ふりしが、明日此地(江戸)を出立する筈なれば、御主意の在る所を伺ひたしと申立。

以上は小松が近衛關白よりの依囑によりて、春嶽に江戸の内情を質したるもの。

高崎宮の
傳言を傳

高崎は一昨日京師より著せしが、在京中近衛殿及び青蓮院宮に參候して、公(春嶽)を始、容堂公の國家の爲め、御盡力在らせらるゝ事實を申上しかば、殿下及宮より叡聞に達せられしよしにて、大に宸襟を安んせられしが、盡力の場合へ、今度勅使を發して攘夷の命を降せるは、いかにも氣の毒なり。しかし是は止を得ざる事情ありて、ざる事に至れるなれば、必心配せざる様申傳へよ

との御事なりと申述べし故。

此れは近衛關白、及び青蓮院宮よりの御傳言の筋だ。此れにて見れば近衛關白、青蓮院宮などの穩和派は、薩の手を透して、内々幕府へも、妥協的の態度を示し、勅使の東下も、其實は激派の運動によりて、已むを得ず此に立ち至りたる真相を傳へしめたものであらう。

春嶽答辯

公(春嶽)御傳への趣を拜承せられし上、拙者(春嶽)は此際從前の幕私を去り、第一に君臣の名分を明らかにして、専ら朝廷を尊奉し、次に公武御一和の上、國是を定め、諸侯と共に、國勢を振起するを以て目的とするなり云云物語られければ、兩人殊の外敬服のよしにて、小松は上京の上、御目的の在る所を速に近衛殿へ申上べし。殿下(近衛關白)御聞あらば、定めて御安心なるべく、薩にても修理大夫(茂久、後に忠義)、三郎(久光)は申すまでもなく、故薩摩守(齊彬)にも地下に於て、必ず安心すべしと答へたり。此時高崎猪太郎より差出せる書面左の如し。

高崎差出
書面

京都關東之事情不貫徹物議洵々、依之此節勅使御差下に付、別而御痛心被遊候折柄、高崎猪太郎上京、越土兩老（春嶽、容堂）格別尊王攘夷之誠意相貫候段言上之趣、被聞召上、是迄之御疑惑逐一御氷解被遊、御安心候、就而者即今幕政大變革之央、攘夷之勅諭遲速緩急之次第、如何と被存候廉も可有之儀とは、粗及洞察候得共、忠誠必死之衆論難被默止、且者不可言之内情も有之、此度勅使御下向之都合に成立候に付、此上者只管奉行之實被相行、叡意貫徹候様、春嶽殿、容堂殿へ偏に周旋頼思召候趣、私より申上候様、殿下（近衛關白）並青門様（青蓮院宮）より、御直に御内諭有之候事。

幕府の了解

此れによりて見れば、近衛關白、及び青蓮院宮の穩和派の方々が、其餘儀なき内情を打明け、薩士を通じて、春嶽、容堂等の幕府側の穩和派に向つて、其の圓滿周旋を要めたる所以を諒とす可きであらう、斯る次第であつたから、幕府では寧ろ心易く、表面的に勅旨を奉承するを遲疑しなかつたのも、決して不思議はあるまい。

〔六五〕 勅使入府即下の幕府

攘夷勅諭
奉承決定

開鎖紛々の衆論に當惑したる幕府も、今は愈よ攘夷の勅諭を奉承することを一決した。

二日（文久二年十一月）例刻登營、幕時歸館せらる。本日營中に於て、いよ／＼攘夷の勅旨を奉承せらるゝ事に決せられしが、其の要旨は、攘夷と開國とは、その目的相反するものゝ如くなれど、戦を開らくには、彼を知り己を知るが肝要なれば、到底開國ならざれば攘夷の實行し得べからざるは勿論なり、故に目下強て開國説を主張せずとも、おのづから其説の行はるゝ時機あるべしとの事なりしとぞ、（續再夢紀事）

開國の名
實と攘夷の

此の如く幕府の攘夷は、開國ならざれば、攘夷の實行し得べからざるは勿論なり、に歸著し、云はば攘夷の名によりて開國の實を行はんとするものであつた。されば長州側などの即刻攘夷の實行とは、頗る其の趣きを殊にしたことは、固

池田慶徳
春嶽と會
見

より云ふ迄もなし。

五日松平相模守殿來邸せらる。相模守殿過日入京せられしに、朝廷より内旨を蒙ふられし故、道を急ぎ今日江戸に著せられしなり。此時相模守殿は、京都の事情を物語られ、公(春嶽)は、關東の事情を談話せられ、さて此節廟堂中土州侯、會津侯、及公は同論なりしが、橋公は稍幕府の舊習に泥まるゝ所ありし故、公其趣を告げ、橋公と相模殿とは、御近親の事故、此際橋公の全く幕習を脱せらるゝ事に御盡力あらまほしと申されしかば、相模守殿大に同意せられ、あくまで盡力すべしと申され、夜四つ時(午後十時)過退散せられき。

慶徳の勤
王心

松平相模守は、因幡伯耆の國主、池田慶徳にして、水戸齊昭の五男、一橋慶喜の兄である。彼は固より勤王の志厚く、彼に就ては、大原重徳は、三條實美に向つて、十月二十日——二十一日附にて、斯く申送りてゐる。

松平相模守事至極勤王心純一にて、小子等感心之至に候、斷然たる所存、赤心故、愚家にも來臨被致、種々心底申述候事に候。

歌を被贈、

玉の緒はよしたゆるとも一筋に我おほきみのみことさゝげむ

慶徳の努
力

又歸るに臨み、勤王之事思程成就不致ば、再會致さぬと被申候など、實に朝廷之御依頼、此人と存候。關東へ罷り下り、周旋可致、勅諭は勿論、馳走所(傳奏屋敷)へ參り御面會可申様との御沙汰書も被下有之候。左なくとも被召寄、御相談不苦と存候得共、右様之事も有之候間、幾度も被召寄、御談合專一と存候。至て手軽くして實の有人物故、御手軽く御居間へ被召寄候様にと存候。

とある通りであれば、慶徳彼自身も相應の憤發はしたものと覺えられ、到著即刻先づ政事總裁職、松平春嶽を訪問したものと察せらる。

尙ほ朝廷に於ては、松平春嶽、一橋慶喜が、何れも病と稱して、出勤しなかつた事を聞き食し、十一月五日附にて、左の勅諭を賜はつた。

朝廷慶喜
慶水に勤
説下賜

刑部卿并春嶽共、所勞籠居之由、風説被及、聞食候。勅使無恙、過日著府、專對談可有之折柄、出仕無之ては、事件因循可及、延日哉、且、事事差違、動者異端を開候次

第に及候も難計、日夜被惱、宸衷候。刑部卿、春嶽儀者、去夏以、叙慮登用可有之御沙汰之處、大樹速に御請被申上、其後追々精勤御満足、彌御倚賴之事候。如風説、所勞候は、不及是非候得共、精々加保養、一刻片時も早出仕、爲國家彌盡忠熟談等可有之被遊度御沙汰候事。

十一月五日

徳川刑部卿

松平春嶽

然も此の勅諭の出でたる際は、彼等兩人は、何れも屏居を止めて、出勤することとなつてゐた後であつたことは、既記の通りだ。然も一橋慶喜と松平春嶽との間が、理想通りに甘く行かない次第は、前に掲げたる如く、春嶽が池田慶徳に告げたる言を見ても分んだ。

尙ほ十一月四日附、正親町三條實愛が、三條實美に答へたる書中の一節に、

一 一橋之處、於當地も種々傳聞苦心仕居候。水源烈卿(齊昭)未亡人(富美宮吉

京都に於ける慶喜の評判

子)より、奸毒を一(一橋慶喜)へ流し込候趣に付、右防禦筋專勘考、先有栖(有栖川

宮家、吉子夫人は同家より水戸家へ嫁したるもの邊より被申遣候様にも可相成

哉、殿下(近衛關白)深考中に候。

此處にある奸毒云々とは何事にや。未だ之を詳にするを得ざるも、何れにしても京都でも一橋慶喜の評判は、餘りに香しくはなかつた様だ。

山内容堂への勅書

當時朝廷の方にては、幕府は勿論勤王の諸藩主に對して、それぞれ御依頼の旨を達せられ、所謂の全國一致、公武合體、以て徐ろに攘夷の實を擧ぐ可く其の方策を廻された。先づ山内容堂に向つては、

一 橋刑部卿、松平春嶽等、頃日所勞籠居候由風聞候。右に付ては、彼是時日押移、

【六六】朝廷と大名

朝命遵奉も及延日候ては、有志之輩、切齒暴發之程難計、方今右様之儀に及び候ては、國家混亂、自然夷族之胸算に可陷、實以不容易儀と、叡慮不安候、猶精々存穩便、國益之心掛、專撫馭有之候様被遊度、御沙汰候事。

十一月五日

松平土佐守容堂等へ

朝廷有志暴發を憂ふ

此の文句を吟味すれば、朝廷は外人よりも却て有志者の暴發を心配あらせられたるか、の如き模様か、ほの見えてゐる。乃ち有體に云へば、有志者の氣分は、朝廷の注文以上に激昂し、朝廷の方では寧ろ其の過激を調節するの必要を感ぜられたるか、の如く察せらるゝ趣が無いでも無い様だ。

徳川慶勝に關する書

尙ほ徳川慶喜等に令する書は、
叡慮徹底候様可有周旋、且自國政務をも掌り、益武備充實、畿内神宮等御守護向厚被心懸、皇國御爲筋可有盡力、尾張大納言慶勝卿へ、御達有之候様、去月三日御沙汰之儀申入候處、今以御返答無之候、且來春大樹御上洛之節、隨從上京

有之候様、御沙汰之旨も申入候、右等未御達無之候は、早々御達之様、關白殿被命候事。

追々御達相濟候は、其旨早々承度存候也。

十一月八日

淺野茂長への達書

此れは尾張藩隱居徳川慶勝に向つて、幕府より通達す可き旨を督促せられたるものにして、朝廷が尾藩主に對して、依頼せらるゝことの厚きを知る可しだ。尙ほ安藝國主淺野茂長に對しても、亦た左の通り申達せられた。

今般以勅使攘夷之事被仰出候に付ては、諸蠻へ漏聞難計、帝都非常之御備無之候ては、御不安心之儀に付、御備之儀、同關東へ被仰出候、右等之御時節、幸通行に付、暫滞在有之候様被遊度思召候事。

十四大藩への達書

此の如く朝廷よりは、隨時臨機、それ〴〵申達あらせられたが、更らに十月十四日には、勅使東下に付き、左の内達書を、縁故の公卿を以て、薩摩、長州、土州、仙臺（近衛家）、細川（一條家）、黒田（二條家）、藝州（近衛家）、鍋島（久世家）、備前（一條家）、藤堂（近衛家）、阿

州(正親町三條家)、久留米(廣幡家)、因州(近衛家より二條家を経て)岡(正親町三條家)等の十四藩に申達せられた。

攘夷之儀、累年叡念不被爲絶候處、方今人民同希望候。攘夷に決定無之ては、人心一致に難到、且此儘にては、邦内混淆之程、深以被惱、叡慮候間、於幕府彌攘夷に決定候て、速に諸大名へ致布告、且策略之次第、拒絶之期限等、衆議相立、奏聞可有之、今度以勅使被仰遣候。此旨相心得、叡念徹底之様周旋、猶亦報國盡忠可相勵、内々御沙汰候事。

黒田長博
への内旨

此の如く朝廷も八方に手を配られ、全國の方向を一にせんと配慮せられた。尙ほ十月十八日には、筑前藩主黒田長博旨を奉じて入京し、左の内旨を賜はつた。今般以勅使攘夷之事被仰出候に付ては、諸蠻へ漏聞難計、帝都非常之御備無之候ては、御不安心之儀に付、御備之儀、同關東へ被仰出候。右等之御時節、幸通行に付、暫滞在可有之様被遊度思召候事。

而して同二十五日には、

攘夷之儀被仰遣候、勅使不日著府、叡旨委曲申述談判有之候、就ては速遵奉之儀とは被思召候得共、彼是異論等も難計候間、美濃守(長博)にも早々出府、周旋可有之思食候事。

十月

爲帝都御守衛可然家頼人數等、可殘置被仰下候事。

池田慶徳
への内書

尙ほ因州藩主池田慶徳に就ては、既記の通りにて(參照六五)、彼に對しては十月十四日附にて、左の内書を賜はつた。

蠻夷渡來以後、皇國之人心、不和を生じ、當時不容易形勢に至り、深被惱、宸襟候に付、皇國之御爲は勿論、公武猶々御榮久之様、去五月關東へ勅使被差下、被仰出候御旨趣有之候處、於大樹家も去七月朔日、叡旨御請被申上、御満足之御事に候、近々追々制度改革之旨、叡感候、猶亦叡念彌以速被行候様、被遊度思召候。既に水戸故中納言忠節卓越たるに依て、被追贈正二位大納言候折柄、相模守儀も實父之事、右遺志を繼、爲國家抽丹誠、周旋之儀、御内々御依頼被遊度、御沙

汰候事

斯る内旨を拜受したる池田慶徳が、如何でか踴躍奮進、以て王事に勤めざるを得べき。

武傳より
慶喜老中
等への達

尙ほ朝廷よりは、十月十七日附を以て、武家傳奏より左の旨を、將軍後見職徳川刑部卿以下老中等に申達した。

去後八月(閏八月)島津三郎召子參臺殿候節、諸藩參内之儀は、御打合之上可被仰出旨、御沙汰有之候處、右御返答未無之候得共、追々赤心報國之心懸、公武御爲に盡力之諸大名も有之に付、此上彌公武御爲方精勤之輩も於有之は、依時宜直參内可被仰出儀も可有之候。此旨宜様申入御沙汰候事。

十月十七日

坊城大納言

幕府全
閣却

此に至りて諸大名は、何れも幕府を經由せずして、朝廷に直接の交渉となり、時宜によりては、中間の幕府は、殆んど閑却せらる可き姿となりつゝ、ある。井伊大

老執政の萬延元年を距る中間僅かに一年にして、此の如き大變化を見るは、實に世運の急轉歩を證するに餘りありだ。

有志過激の調節令

十一月九日(文久二年)長州より中山殿へ差出、即日殿下より武傳へ御渡、武邊へ可打合被命。弊政一新の機會に乘じ、都下狡諂之徒堂上高貴之御方々を不憚、無益之投書張紙等致し、失敬不遜の語を用、朝憲を輕蔑致し候譯に相當り候。且又市中繁花之地に於て、無頼之少年共兒女を嚇し、市人を惱まし、或は薩長土三藩の名を偽設、大に士風を損し候次第、不堪傍觀、此以後右様之妨致候者、於有之は、町奉行より達穿鑿、屹度取締正邪分明に賞罰之道相立候様武邊へ被仰出度奉存候事。(國事關係書類)

第十三章 横濱在留外人襲撃問題

〔六七〕 長藩志士攘夷手始めの企 (一)

一大刺戟
の必要

將軍家茂は癡疹にて、未だ勅使と親しく面會せず。幕府中で神妙に勅旨を奉承すると決したとは申せ、其の内輪には群疑滿腹の姿である。此の形勢をもどかしく眺めたる長藩の志士は、此際一大刺戟を與ふるの必須を認め、彌よその事を實行に取り掛つた。そは横濱に於ける外國公使刺殺だ。

高杉の志

長州の有志者は、是は藩の政府が因循であるから、幕府も因循するのである。吾々は何か事を起して、幕府の決斷と、藩政府の決斷を促さうではないかと云ふ議を發しました。是は高杉晋作が發起であります。高杉晋作といふ人は、松陰先生の門人で、以前から長井雅樂が大嫌ひであつて、長井雅樂の周旋が氣に入らぬものですから、當時世子公(長門守定廣)の御小姓をして居りまし

たが、文久元年の暮に、自分一人で長井を除く決心であつた。所が桂小五郎が、其の様な事をして呉れてはならぬと言ふて之を止め、近日幕府から外國へ使者を遣るから、其れに隨行して、支那へでも遊びに往いてはどうかと勧めた處が、高杉も其の氣になつたから、桂の周旋で、文久二年の春江戸を發し、長崎から便船に乗じて、支那の上海邊へ往つて、外情を視察して、其年の八月に歸つて來て見ると、長井は政府から斥けられて居るけれども、公武周旋は益々盛んにやつて居る。

高杉の防
長割據論

高杉の論では、公武周旋と云ふことは、徒らに費用倒れのみで、何の益にもならぬ。それよりは國に引込んで、富國強兵を圖り、防長に割據して、獨力で天下の事を成すが宜いと云ふので、其の主意を政府員等に説いて見たけれども、用ゐられぬので、遂に世子公に苦諫して、屋敷を脱走して了つた。

高杉の偉
才

元來高杉晋作は久坂玄瑞と與に、松陰門下の双壁と稱せられ、特に松陰より器重せられたる一人だ。彼は維新回天の時機に際して、防長二州の産出したる最

高杉浪人
と爲る

上の政治家では無かつたとしても、最上の俊傑であつた。而して其の籌略は、悉く人の意表に出づる奇才であつた。

其れは今の様な時勢に、御小姓位で愚圖／＼して居てはならぬ。寧ろ羈絆を脱して、自由に國事に盡す方が宜いと云ふ志であつたので、とう／＼浪人者となりました。此の時高杉は水戸の笠間に往つたさうですが、間もなく江戸に歸つて來て、何か爲やうと思つて居る中に、頻りに長州の惡口を言ふ人がある。其れは長州が初め開國論を唱へながら、今は忽ち攘夷論に變じて、朝廷に阿諛して居る故に、其の攘夷論も口先き計りで、本氣の沙汰ではない。詰り天下の人を瞞著するのであると云ふのであつた。

斯る評判の出で來るは、當時に於ては決して無理からぬことだ。長州の轉變は、正しく天下の視聽を驚かしたに相違あるまい。

攘夷決行
の志

高杉は斯様な惡評が癪に障つたものであるから、何んでも長州で攘夷の手始めをしなければならぬ。薩摩では、既に生麥に於て、攘夷の實を擧げて居る

のに、長州ではまだ社袴を着けて御周旋／＼と云ふて愚圖／＼して居るか
ら、斯様な悪評も湧いて來るのである。政府は頼むに足らぬから、吾等同志で、
攘夷の實を擧げねばならぬと云ふてゐるところへ、志道聞多(侯爵井上馨)が、
どこから聞き込んだか、某國の公使が、今度の日曜に金澤へ遊びに往くさう
だが、どうだ彼を一つ殺して、攘夷の端を開かうではないかと云ふことを相
談した。そこで高杉は是は妙だと手を拍て賛成し、其れから長嶺内藏太、大和
彌八郎、久阪玄瑞、寺島忠三郎、有吉熊次郎、白井小助、品川彌二郎、赤根幹之丞、山
尾庸三等の同志に通じて、一同で此事を決行することとなつた。(忠正公勳王
事蹟)

惟ふに千代田城中の氣分と、其の城外の雰圍氣とは、實に其の冷熱に於て、格段
の相違があつた。

【六八】 長藩志士攘夷手始めの企 (二)

高杉久坂
爭論

尙ほ金澤遊行の外國公使を刺殺せんとする問題に就ては、高杉晋作と久坂玄
瑞とは互ひに議論を闘はして、容易に決しなかつたが、志道聞多(井上馨)等の調
停にて、漸く高杉論に一致した。

高杉、久坂二人の主張する所を聞くに、久坂は今回の企圖の如き無謀の策に
出んよりは、同志一致して、正々堂々の態度を執り、眞の攘夷を實行するに如
かずと論じ、高杉は久坂の論を以て迂濶と爲し、必らず其の企圖を決行せん
と主張し、相互の激論既に極點に達せり。高杉、君(井上馨)、當時の志道聞多(井上馨)に謂て
曰く、久坂は漢籍の學力あるも、時勢を遠觀するの識力なく、頻りに迂愚の意
見を吐露して、僕等今回の擧を阻止せんとす。故に僕は一刀の下に、彼を打果
さんとすと、憤然刀を案じて久坂に迫る。久坂も亦屈せずして曰く、今回の擧
を決行すれば、不日幕府の罪人と爲りて、斷頭場裏の露と消るの覺悟勿るべ

井上の調停

からず、僕已に其の覺悟あり、一身は決して惜むに足らず、斬り得れば即ち斬れど、互に相迫り、容易に制止すべからざるの勢あり、君乃ち大杯を舉げて鯨飲し、酩酊の勢を以て、大聲叱して曰く、僕は非常の苦心を極めて百金を策し來れり、君等是を之れ察せずして、徒らに酒を使ふて爭論するは何事ぞやと、言畢るや、忽ち席上に陳列したる膳碗器皿の類を、手當り次第に投げ出して、大暴行を始めたり、高杉、久坂も、此の勢に氣を奪はれ、却て君の暴行を制止するに至り、二人の激論は自ら消滅に歸せり、於是會合の人々、金澤の一舉に同意し、翌十二日の夜を以て、神奈川驛の旅店下田屋に會合するを約して散ず、

〔井上侯傳〕

井上の百金調達

此の如くして高杉、久坂の激論も鎮定し、愈よ實行に移つたが、志道聞多の百金調達云々に就ては、左の事情があつた。

此の時分高杉と、志道、大和、長嶺の四人は、始終品川の妓樓土藏相模に登樓して、密議をするのが例であつて、其れが爲め妓樓に六拾兩ばかり借金が出来

た、之を支拂つて往かぬと、吾々が死んだ後、彼等は窮した餘りにあんな亂暴な事をしたと言はれては、男兒千載の名折れであるといふので、志道が金策をして支拂ふこととなつた。

則ち此れが爲めに志道は來島又兵衛から五十金、山縣半藏から——高杉晋作の父小忠太よりの委托金——五十金を借用し來たのだ、而して彼等は六十兩を土藏相模に支拂ひ、其の殘金は志道之を懐中し、爾後の費用に充つることとした。

神奈川下田屋會合

扱も十二日の夜は、同志何れも豫定の如く神奈川下田屋に會合し、翌十三日の曉、一同金澤に赴き、所志を達せんとした。

所が其の計畫が、土佐の容堂公に知れたといふものは、同藩の志士武市半平太が、通告したのである。それで容堂公は今其の様な亂暴な事をされては困るといふので、長州の世子公(毛利定廣)の方へ、どうか差止めて呉れと云ふことを通知され、又幕府の方へも、之を制止する様にと申出られた。

定廣自ら
制止せんとす

山内家と毛利家とは、親類の間柄だ。長と土とは、京都でも提携してゐる。兩藩は藩としても、親密の間柄だ。容堂から長門守へ斯く申出でたのは、固より當然の事だ。特に容堂其人は、公武周旋に尤も油の乗りつゝある一時であつたから、猶更らなことであつた。

世子公は容堂公の通知に接すると、大に驚かれ、それは大變な事であるけれども、無理に之を制止しやうとすると、伏見寺田屋の覆轍を踏むかも知れぬ。是は自分が往つて懇諭するに如くはないとの思召で、殆んど一騎驅けと云風で、櫻田の御屋敷を乗り出された。其れで家老の浦鞆負、其他の役人等も、其の跡を追ふて出掛けました。世子公は大森(蒲田)の梅屋敷に御駐在になつて、様子を探索して見らるゝと、神奈川に居るといふことであるから、御側に居た山縣半藏(宇傳、尖戸磯)と寺内外記の二人を急使として、神奈川へ御遣はしになつた。(忠正公勤王事續)

今や正さに危機一髪と云ふ所だ。

【六九】 長藩志士攘夷手始めの企 (三)

計畫漏洩か

豫定の如く長藩志士一同は、十一月十二日、何れも神奈川下田屋旅館に投宿、翌朝もて金澤に赴き、所志を達せんとした。

是の日高杉、久阪等の一同は、朝早く起きて、金澤へ往かうといふので、表の様子を見ると、(井上侯傳には、山尾庸三が、之を見付けて同志に報告したとある)幕府の兵隊が、下田屋の近傍に二三十人も來て居る。是は吾々の計畫が漏れて、幕府から兵隊を差向けたのではあるまいか。又は横濱の番兵が、吾々の舉動を疑ふて、窺ひ寄つたのではないか。是は何でも用心しなければならぬと言ふて居る所へ、勅使三條公と姉小路公の御使が書面を持って來た。

勅使使者
と高杉會
見

此の使者は松延六郎にて、高杉が面會した。松延は懇々兩勅使からの使命を傳へ、其の義憤を暫らく忍び、幕府が攘夷の勅諭を奉ずる期を待つ可しとして、左の書翰を差し出した。

以急使申遣候、今朝來自同藩之士令承知候處、其許一昨夜頃より外出、其餘同藩之衆中糾合、存立候次第可有之哉に相聞候、右者全一舉之儀、差定不相分候得共、自然横濱斬夷等之舉に於無相違者、甚令心配候、抑兩使下向之事、誠に十年來之叡慮、今日可被仰出、大機會到來にて、既令著府、近々入城之期に相成、眞實於幕府尊攘之臣節立不立者、纔に最早一句之間に有之候爲、臣子者之節義相勵候は、誠に幕府の舉動相決候上に可有之存候、只今無善惡、事を上げ候ては、兩使奉大命、是迄下向之趣意も不相立、即時に外患相發、忽及戰爭候者、必定之事、左候ては未勅命も不相違、一時に事之敗に相成、第一攝海之備も無之、不時に朝廷之御動搖と可相成、痛心此事に候、依て折角之大志、暫時被猶豫、近日勅命傳達之上、幕府之舉動見定候て、義舉當然之事存候、左無之ては、忽兩使之不覺共相成、辱命候様相成候ては、甚不安存候間、此儀得と被加熟慮、今度之一舉暫時相止候様有之度、進退適義候は、他日大志を被遂候事必然に候間、能々思慮有之度候、仍以急使申遣候、熟慮之上、心事可申承候也。

十一月十三日

實美 公知

久阪玄瑞殿始

高杉委細拜承

當時高杉は未だ答ふる所なかつたが、志道聞多は、傍より大聲を發し、聞くな、聞くなと違呼し、同志の面々も、意氣軒昂にて、使者松延も、頗る氣味悪しく感じた様子であつた、然も勅使からの使者なれば、高杉は委細拜承の旨を答へて、之を去らしめ、更らに一同評議して、

一同下田屋脱出

兵隊も下田屋を取圍んで居る様子であれば、高杉等は其の企圖が逆も成就せぬと思ふて、一旦思ひ止ることとし、サウして齋藤彌九郎の別荘が代々木にあるから、其所へ往て、評議を仕直さうといふことになつた、シカシ幕兵共が、吾々を無理に捕縛しやうとすれば、已むを得ず、彼等と戦はなければならぬが、彼等を斬り殺すは、吾々の本意でないから、此の方よりは成る可く手を

出さぬ様にしやうと言ひ合せて、拔刀で下田屋を踊り出したところ、兵隊は恐れて散亂したさうです。其れから高杉等一行は、神奈川の町外れまで來ると丁度寺内外記と、山縣半藏の二人に出逢ひました。

此の如くして一行は、兩人の使者に伴ひ、蒲田の梅屋敷に到つた。

定廣解諭

二人は彼に向ひ、若殿様の御召であるから、是非大森まで來いといふ命を傳へた。高杉等は君命拒むべからずと云ふので、一同が大森(蒲田)まで參りますと、世子公は梅屋敷に御待受けになつて、御説諭になつて、汝等の志は誠に感心だが、勅使も近日御入城となる筈である。予はどこまでも御輔佐申上げなければならぬけれども、自分は不才微力であるから、總て家來共の力に待たなければならぬ。然るに汝等のやうな有志の者が、予を捨て、徒らに死んで呉れては、どうも心細くてならぬ。どうか此一舉は思ひ止つて、一旦歸參して呉れる様にと仰せられたので、皆んな感涙に咽んで、頭を擧げることが出來なかつたが、獨り高杉晋作は、一滴の涙を流さず、昂然として、此度の一舉は、斯

毛利定廣
を罵倒

様々の次第でございませと、順序を立て、申上げたさうです。

此の如くして夷人斬殺の企は、中止となつたが、更らに其の餘波として意外の事が出來した。

【七〇】 蒲田梅屋敷に於ける周布の一言

周布浮堂
を罵倒

毛利定廣(後に廣封、元徳)は、漸く高杉、久坂等有志の徒を説諭し、一同承服したる際、意外の椿事が出來した。そは周布政之助が、山内容堂を冷刺したる一件だ。

此御説諭の濟んだあとへ來たのが、周布政之助で、少し酒に酔つて來たさうですが、梅屋敷でも、壯士等に御酒下されがあつたから、こゝでも酒を飲んで、可なり酔つた勢ひで、馬に乗つて梅屋敷を出ると、容堂公から遣はされた土藩士が三、四人來て居りました(按ずるに其の人数は、藩主豊範の使者として、林龜

吉、諏訪助左衛門。容堂の使者として、小笠原唯八、山地忠七——後に元治——それは容堂公から、世子公の方へ御通知になつた位のことですから、容堂公の命を受けて、長門守に力を添へて上げよといふことで來たものであります。周布は此の土州藩士を見ると、御主人の容堂公は幕議に參せられて、尊王攘夷とか、何とか言うて居らるゝが、幕議が因循して決せぬを見れば、本氣ではなからう、多分尊王攘夷をおチャラカシになさるのであらうと云ふて、ひどく容堂公を罵詈した。

高杉機轉
周布を逃
がす

土藩士は之を聞くと、自分の主人を惡口されたものであるから、了簡ならぬと云ふので、何んと仰しやると云ふて、刀の柄に手を掛けて、周布に詰め寄つた。高杉は此の體を見て、是は大變だと考へたから、土藩士に向ひ、周布政之助の不敬用赦は出來ぬ、貴殿等の御手を煩はさずとも、拙者が斬り殺すと言ふて、大刀を引き抜いて、周布に斬り附けた。シカシ眞に斬る積りでないから、其刀の先が馬の尻に少し當つた位であつたから、其れが爲めに馬が驚いて飛

出したものであるから、危機一髪の所が、何事も無く済みました。是は高杉が臨機の頓智であつたのである。(忠正公勤王事續)

抑も周布の暴言は、酩酊の餘に出でたるものであつたかも知れぬが、上戸本性にて、彼は豫て容堂に對して、心中平かならざるものあつたものが、此際に偶然迸り出でたるものであらう。

長士の關
係

當時防長の國主毛利敬親の養女喜久姫、土佐國主山内豊範と婚約成り、兩藩の交情は、自から親密を加へ、周布の如きも、容堂に謁して、其の意見を上下したることがあつた。容堂は曾て周布に向つて、當時一橋の純良と、春嶽の確實と、斯く申す予も亦た必須の一人だと放言した。此れは十月十日主客杯酒の際の時にして、周布は容堂の與へたる盃二個を、記念の爲め、懷にして去つた。

周布容堂
に不快

十一月五日、容堂が、毛利定廣の招きに應じ、其の臣寺村左膳、小南五郎右衛門等を隨へ、櫻田邸に來るや、國事を商議したる後、饗宴となり、容堂側よりは、寺村、小南の諸臣、主人側よりは、毛利筑前、浦靱負、及び周布政之助等之に陪した。然るに

酒酣にして、容堂は定廣の間に對し、爲政の要を語つたが、その態度、例によつて倨傲なるを見、周布は心中甚だ不快に感じた。

久坂容堂
を罵る

而して酒間、定廣は容堂の從臣六人を召して宴席に侍せしめ、之に杯を與へた。山縣半藏、久坂玄瑞も亦た主人側より召されて出でた。容堂は豫て玄瑞が詩吟に巧みなるを聞き、之に盃を與へて一吟を要めた。玄瑞乃ち僧月性が村田清風に寄せたる長古一篇を高吟し、一座盃を措いて傾聽し、容堂も亦た之に和した。玄瑞吟じて、吾居方外、猶切齒、廟堂諸老、何遲疑の句に至り、遽かに止めた。久坂は突如座を起ち、容堂を指し、公も亦た廟堂の一老公だと云ひ、直ちに席を去つた。容堂色を變じ、侍臣佛然として怒り、一座興醒めんとしたが、稍姑くして周布は中村九郎と與に、柴栗山の上苑西風の詩を放吟し、滿座また談笑し、容堂も霑醉して夜に入りて歸つた。

失言の影
響

要するに周布が容堂に對する失言は、其の平日胸中に鬱積したる磊砢が、酒を藉りて吐き出されたるものであつた。然も此の一言は、長士兩藩士の間に、尋常

ならざる危機を生せしめた。

【七一】 山内容堂と長藩有志の企

武市の密
告

山内容堂は、其の全心全力を、公武合體に傾倒し、その爲めに一方には勅使の待遇やら、他方には一橋慶喜、松平春嶽への忠告や、慰藉や、將た幕吏に對する説得や、八方四面に運動して、時局を開濟せんと努力しつゝ、あつたから、武市半平太は、之をその同志小南五郎右衛門に告げ、小南から更らに容堂に向つて、此の長藩有志の攘夷實行の手始の企てを告げたから、斯くては大事を破るの虞ありとて、早速その取鎮め方に手を配り、一方には當時在府中の毛利定廣に、他方には幕府に、それ〴〵注意する所あつたのだ。然も武市は如何にして之を知り得たるか、彼は久坂とは親友の間柄であり、其他の長藩有志とも交際あつたから、

之を聞知したものであらう、但だ武市其人は、當時勅使の隨行員であつたから、固より其舉に一味す可き筈もなかつた。

尙ほ容堂が、之を毛利定廣に注意したる顛末は、長藩家老浦靱負の記録より、左に使者として小南五郎右衛門の口上書が書き留められたるものがある。

容堂様より、小南五郎右衛門被差越、差向申上度儀御座候由申候に付、即刻新御座敷へ被召出、御目通り被仰付、拙者(浦)登(毛利)九郎(中村)も罷出、御用向承り候處、大和彌八郎、長嶺内藏太、志道間多(井上)馨、久坂玄瑞、寺島忠三郎、有吉熊次郎、高杉晋作、白井小輔(浦靱負家來)、赤根幹之允(同上)、山尾要藏(庸三)、品川彌二郎、右の面々密會致し、追々神奈川邊出浮、明十四日横濱夷館へ打入、暴發の由、弊藩(土佐)の内にも、同志一兩人も有之、實は夫れより右の趣申出候、自然の儀有之候ば、折角御周旋最中、勅使も御下向にて、十の物八九分丈は調居候處、右様の儀出來仕候ては、大に御周旋の御妨に相成、尊藩(長州)の御首尾合にも可相拘と、容堂様深く御懸念被爲成、御自身御鎮靜にも被成、御出度被思召候處、御

容堂の定
廣注意願
末

用に付御登城有之候間、此段長門守様(毛利定廣)へ申上、御鎮靜の御處置有之候様、申上候様被仰付候段相演候。

穩便御靜
の方便策

右に付御周旋掛りの者、其外の者被差越、鎮靜被仰付候に付ては、爭論に立至り、伏水の趣(伏見寺田屋事件)に相成、無益に死亡の者出來可申候間、若殿様(毛利定廣)御自身被成、御出、御鎮靜可被遊段被仰出、小南へも其段被仰聞、猶又容堂様御深切被仰越候段、厚く被遊御挨拶、小南引取候事。

此れにて見れば、毛利定廣の蒲田梅屋敷までの出馬も、畢竟は山内容堂の注意によりて出で來つたことが、分明だ、尙ほ山内容堂は、幕府の方にも、それ〴〵注意する所があつた次第は、左記の通りだ。

容堂また
幕府に注
意

十二日(文久二年十一月)夜五つ時(午後八時)過、松平容堂殿、卒かに來邸せらる。さて申されしは、先刻薩藩高崎猪太郎來りて、長の高杉晋作、日下玄瑞を初、十人申合はせ、近日横濱に闖入して、外國人を殺害せんとするよし聞し故、直ちに面會して、説得に及び、彼等稍承服の體には見へけれど、尙拙者(容堂)にも

一應説得を試むべしと申聞たり。いよ／＼さる舉動に及びては、容易ならざる國難を醸しなすべき事故、拙者承諾致し、明朝彼輩を呼び寄せ、精誠説得すべき積なるが、承服すべきや否や測られず、萬一承服せざれば、御内報に及びべけれど、横濱取締方は、豫じめ御著手ある方然るべしとの事なりき。

此れにて見れば、容堂は長州に向つては、土藩士からの内報と云ひ、春嶽に向つては、薩藩士高崎猪太郎の來報と云うてゐるが、兩者何れも事實の一片として受取る可きものであらう。

十三日松平容堂殿登營して、此節長藩の壯士等外國人に暴行を加へんとするよしは、聞がまゝ、を昨夜春嶽殿へ内啓に及び置しが、今朝高崎猪太郎又々來りて、彼輩同夜(十二日の夜)已に亡命して横濱に赴きたり、其主意は廟堂の舊に依りて因循なるは、畢竟世子(毛利長門守定廣)始め重臣等の周旋緩慢なればなり、此上は我々より事を起す外に術あるべからず、されば來る十四日の日曜に外國人等の遊歩するを窺ひ、ミニストルを一撃に打斃し、首を世子

高崎の内報

の面前に出して、因循の眼に一驚を與ふべしといふにあるよしなりと告げ、尙又此上ながら猪太郎は、即刻より神奈川に赴き、なるべき限り暴行を思ひ止まる様、彼輩に申入べし、政府より若外國奉行など遣はさるゝ事ならば、彼地に於て、尙事情を告知すべしと申せり云々申出られしかば。

以上は山内容堂が、十三日、千代田城中の御用部屋にて、語りし頼末だ、尙ほ、

幕府の措置

諸有司一同大に驚き、急に外國奉行竹本隼人正、御目付澤勘七郎に出張を命ぜられたり。

幕府は此の如く措置を執つた。

壯士決行中止の始末

此日容堂殿登營前、別使を以て、松平長門守殿の許へ、彼の高崎より聞かれし趣を、内報せられ、又勅使兩卿も此事を傳聞せられ、急使を以て長門守殿に暴行を停めらるゝ様にと申遣はされたりしが、當時長門守殿は、まださる事のありしを、一切知られざりしよしにて、殊の外驚かれ、直ちに藩士數名を發して、追捕せしめ、引續き長門守殿にも出馬せられしが、壯士等今朝神奈川に至

り、横濱の實況を開合はせしに、嚴重の手配りありて、容易に立入るを得ずとの事なりし故、一先近村に潜伏し、更に時機を見て發する事に一決し、一同川崎宿の方へ引返せる途中、追捕の爲、長門守が差出されたる藩士等行逢ひ、世子公疎暴の擧に及ばんとする事を、殊の外御憂慮ありて、急に出馬せらるべしとの事なりし、されば程なく此地に來らるべし、兎角一刻も早く引戻すべし云々説諭の上、彼等十一人を伴ひて歸り來りしに、六郷川に近き處にて、長門守殿にも行逢はれ、夫より蒲田村梅屋敷にて、亡命者に説諭を加へられしかば、一同大に恐縮して、其罪を謝したりとぞ、(續再夢紀事)

以上によりて見れば、如何に容堂の手が、此間に動きつゝあつたかが分明に看取せらるゝ。

〔七二〕 土藩四士と周布政之助

土藩士の憤激

話代りて周布政之助、醉中の山内容堂に對する失言に就いては、土州側の記事は左の通りである。

周布政之助、宗十郎頭巾を冠りしまゝ、馬上追ひ來り、大酔の體にて、使者(土藩士林、諏訪、小笠原、山地)に向ひ、容堂公はなか／＼御上手の方なり、尊王攘夷をチヤラカシなさると、四人一齊に馬上提灯を背後にまはし、何とおつしやると、周布に詰め寄るを、機敏の高杉押し隔て、拙者成敗致すと、忽ち拔刀して振り上るを、久阪待てと呼はり、高杉を抱き止る、使者の山地は、直ちに周布を追ひ、打果さんといきまくを、年長の小笠原は之を制し、一大事の使者なれば、復命の後、周布の方に立ち向ふべしと、一先づ切齒して立歸り、(山内容堂傳、鯨海醉侯)とある、此れを長州側の記事(參照七〇)と對照すれば、大同小異であるが、何れにしても周布が平生容堂の措舉に不快を感じたるものが、偶然にも酒に依り、若

しくは酒を假りて發露したるものと云はねばならぬ問題は其の始末だ。如何にして其後を善くす可き。

長州藩邸
に向ふ

斯くと候(容堂)に言上するや、候一喝して、咄汝等君辱められ臣死するの義を知らずや、何ぞ周布を其場に打果して參らざる、四人固より覺悟のこと、仰せにや及ぶべきと、太刀の目釘を食ひしめて、明れば翌十四日の早天、外櫻田の長邸に驅向ふ。斯く聞きし本山只一郎等、扼腕して之に加はり、又彼の小南は、右の四人に先立ち來りて、事の次第を告げ、新に御用役たる乾(板垣)退助も、又其跡を追ふて長邸に來る。(同上)

定廣の陳
謝

然るに此の問題は、毛利定廣の陳謝によりて、一應は引きとることとなつた。其の始末は左の通りだ。

處が其の翌日(十四日)になると、土佐の士小笠原唯八、山地忠七、林龜吉、諏訪助左衛門の四人が、櫻田の御屋敷に參りまして、是非周布政之助さんに御目通りしたいと申込んだ。周布に逢はせては事が面倒であるから、中村九郎が、周

周布處分

布が出ると言のを止めて、挨拶に出ますと、君辱めらるれば臣死す、是非周布君に御目に掛つて刺違へると云ふ勢ですから、中村は暫らく御待下さる様にと申して、世子公に其事を申上げると、予が逢ふと仰しやつて、右の四人を御召しになり、家來周布政之助は、御主人に對し、大不敬を致したさうであるが、甚だ恐入つた。就ては予が手討にして、首にして御渡し申しませうかと言はれた。すると土藩士も少し不意を食つたものであるから、チョット返答に困りました。が、何れ主人に伺ひました上で、御返答申上ますといふことで、引き下りました。土藩士が歸ると、世子公は直様馬に乗つて、土佐の屋敷へ御驅け附けになり、容堂公に逢ふて、家來周布政之助酒興の上、不埒な事を申し、甚だ恐入りました。如何に處罰致しませうかと問はれた處が、容堂公はイヤ餘りに嚴罰には處せられぬ様にとの答であつたが、其頃の大名の交際ですから、何とか處置しなければならぬので、免職の上國へ追下しといふことになつた。けれども周布の如き人物が居らぬと、萬事捌けぬものですから、表面は

國へ追下しといふことにして、内實は麻田公輔と變名して、依然江戸に居り
ました。此の麻田は周布の號で、公輔は其の字であるから、斯様に變名したの
です。是で周布の處分は濟んだが、高杉晋作等の同志は、暫時櫻田の屋敷に謹
慎させて置きまして、何れ京都に居らるゝ殿様(毛利敬親)へ伺ひの上で、處分
するといふことゝして、間もなく謹慎を解いて、姉小路公の警衛とか、三條公
の警衛とか云ふ方に御遣ひになつた。(忠正公勤王事蹟)

此の如く此の事件は、周布の一言にて、意外の邊に延焼せんとしたが、漸く毛利
定廣の陳謝にて、鎮火することとなつた。

問題解決

【七三】 長藩士より松平春嶽へ調停を依頼す

春嶽に調
停依頼

周布政之助對土藩四士の葛藤は、毛利定廣の山内容堂に對する陳謝によりて、

解決したる次第は、既記の通りであつたが(參照 七〇―七二)、然も長藩では此
事に付て、越前なる松平春嶽の居仲調停を依頼したる顛末は、左の通りだ。

來島中根
訪問

十一月十六日、長藩來島又兵衛來る。中根靱負面接せしに、來島去る十三日蒲
田村梅屋敷にて、土藩四名の士と、長藩周布政之助との間にありし紛紜の事
實を物語り、さて此事に就き、其翌十四日、土藩より小南五郎右衛門、長藩邸に
來り、昨夜以來本藩にて、事に關係せる四名を始め、壯年の諸士大に憤り、種々
激論の旨ありしが、結局今一應四名の士より、周布氏に對談する事に決せし
よしなれば、程なく參邸す可し、故に豫じめ御案内に及ばんとて來れりと申
聞け、れど、小拙(來島)は、其節前夜蒲田にさる事ありとも知らずでありし故、實
は甚驚き、直ちに周布に問ひ合はせしに、周布醉中の事故、確かと記憶せざれ
ど、元來容堂公は、我々共の深く依頼し居る御方なれば、假令醉中たりとも、誹
謗に涉る言語は發せざる筈なれど、只今承はれば、土藩四士のみならず、高杉、
日下の二士までが誹謗の語ありたりと申せる上は、最早恐れ入たりと申外

周布の事
實談

なしと答へ、いまだ小南へは何の返答にも及ばざりし程に、四名の士來りて、周布に對談すべしと申聞し故、昨夜の事は周布恐入りたりと、申居れど、諸君に對面はいたさせがたしと申し、に、四名の士、我輩は已に覺悟を定めて參邸せる事故、周布氏に對談するを得ざる限りは、御厄介ながら、いつ迄も引取らざるべしと申しし故、私事の行違より起りたる事ならんには、兎も角もすべけれど、今度の事は容堂君の御身上に關する紛紜にて、私事ならず、特に貴藩(土佐)と本藩(長州)とは、御縁家の事故、一己の了簡には計ひがたし、是非對談せらるべしとならば、長門守(毛利定廣)の所存を尋ね、然る上にこそと答へ、さて云々の次第を長門守に申聞け、所存を尋ねしに、長門守今更何とすべしや、此方自身容堂殿の許に行て、其罪を謝し、然る上周布を手討にする外あるべからずとありて、即彼四名に對面し、所存の趣を告げられしかば、四名の士、ざる御所存に在らせらるゝ上は、強ひて對談するに及ばずと申立て、退散せし故。

以上は來島が中根に語りたる事件の始末にして、既記の通りと、大體に於て、何等の相違は無い。

定廣容堂
訪問

引續き長門守出門、容堂君の許に赴き、其罪を謝し、且周布は手討にすべしと申されしに、容堂君拙者は初めより聊意に介する所なし、故に決して御配慮に及ばず、且周布の事も醉中の失言によりて手討にせらるゝは甚然るべからず、吳々さる事は、思ひ止まらるゝ様にとありし故、長門守大に安堵して歸邸し、藩中の者も穩便に事済となりしを歡びたりしに。

此れも既記の通りにて、全く此れにて一切水に流したものと、長藩では思はるゝた。

土藩士憤
慨止まず

然るに土藩に於ては、事件は尙ほ終結と認めなかつた。その次第は左の通りだ。十五日に至り、小南再び來りて昨日長門守殿へ御挨拶に及びし如く、容堂には聊存寄あらざれど、藩中壯年の輩は、古人も君辱しめらるれば、臣死すといへり、到底周布の首級を見ざる限りは、済ましがたしとて、今以て鎮靜せず、甚

當惑せりと申聞し故、本藩は更に驚き、種々評議に及びしに、八十餘名の壯士寄集り、當夜周布の申し、語は、如何ありしや知らざれど、容堂君を尊信せるは隠れなき事なれば、必ず中心より誹謗せしものには非ざるべし、然るを高杉、日下の兩人深くも思はず、其席にて周布の首級を遣はすべしなど申ししは、いかにも輕忽の至りなり、故に此上は兩人の首級を土藩に遣はし、輕忽の罪を謝すべし、周布は當節藩政を始、國事の周旋にも、専ら忠誠を盡せる場合なれば、醉中不明瞭の一言を以て、土藩の望に任かす事は存じも寄らざる事なりと論じ、本藩にても甚當惑し、止を得ず更に毛利登を土藩に遣はし、其の當惑せる次第を告げ、示談に及ばせけれど、土藩の士、一切承知せず、小南に對して、談判の行届かざるを責讓するなど、更に一場の騷動をも惹き起すべき景況なりし故、毛利なすべき様なく引取りたり。

此れは全く創聞だ、何れにしても上と上との間には、其の葛藤が渙然として解け合うたが、其の下と下との間には、尙ほ面倒が残り居て、單だに解決せざるば

面倒更に加はる

かりでなく、之を解決せんとして、却て更らに面倒を加ふるの虞れをも惹起しつゝ、あつたらしく察せらるゝ。

長藩當局の苦心

斯る行掛りにて、此上長藩よりは土藩の憤りを解くべき方案なく、困却を極め居る事なるが、さればとて、此節がら周布をなきものにしては、長藩は暗夜に灯を失へるに異ならず、いよゝゝ困却を極むる次第なれば、深く御憐察ありて、春嶽公より容堂君へ、何分の御一言を仰せ入られ、事の穩便に歸する様御取計らひ方はあらせらるまじきや、斯る事は申出るも恥づべき次第ながら、萬一事穩便に歸せざれば、昨年來國家の爲め周旋せし廉も水泡に屬すべく、又近々長藩より土藩へ入奥の事あるべき場合なるが、是らも如何なり行くべきか、夫是容易ならざる痛心の内情ある事故、幾重にも御高案を希ふと申聞し故、中根春嶽の菲才、事の成否は測りがたけれど、容堂君へ穩便に歸する様申入るゝ事は、精々盡力すべしと答へたりき、(續再夢紀事)

此れにて如何に長藩の當局が、苦心しつゝ、あつたかゞ想はるゝ、然るに此事は

葛藤漸く
解決

春嶽の調停を要せずして、漸く落著したる次第は、左記を見て知る可しだ。

十七日營中に於て公(春嶽)長藩周布政之助の事を、容堂殿に示談せられ周布は一藩の人材とも聞ゆれば、枉げて寛宥の御挨拶ある様にと申されしかば、容堂殿其事は今朝長藩の老臣を呼び寄せ、自分は他人の毀譽に貪著するものにあらず。故に周布は何と申せりとも、聊も不満を懐く事なし。此上は長藩諸士の落意するを旨とし、何様にも取計らはるゝ様にと申入れ、已に事済となれり。しかし自藩(土佐)の諸士は、拙者(容堂)が政之助の首を望まざる事を、殊の外怒り居るよしなりと答へられしとぞ、(同上)

以上によりて、蒲田梅屋敷に於ける周布の失言により出来せる一切の長士兩藩士の間には、葛藤は解決した。

第十四章 勅使入府直前の幕府

【七四】 板倉閣老の進退問題

幕府開國
論者引退

勅使の江戸滞在中、幕府では、尙ほ種々の事件があつた。此れより先き在京の永井主水正(京都町奉行)からの書翰に、大久保越中守、岡部駿河守、小栗豊後守は、關東に於ける開國論の主唱者であるから、勅使著府の上は、暗殺す可しとの風聞を内報し來つた。その爲めに岡部も當坐引き籠り、大久保も辭職を申出た。此れは自から危険を避けんが爲めではないが、累を幕府に及ぼすを慮かつてのことだ。當時岡部は大目付、大久保は御側御用取次、小栗は勘定奉行であつた。

大久保免
職差控

而して此の三人中大久保尤も剛直の士であつた爲め、然も將軍の側近に在つた爲めに、遂ひに春嶽の異論に拘らず、一橋慶喜の取計らひにて、講武所奉行に左遷せられた。此れは文久二年十一月五日であり、同月二十三日には、更らに免

板倉剛骨
の風評

職差控を命せられた。

然るに問題は、更らに板倉閣老の身上にも及んだ。

十一月十一日歸館後、薩藩高崎猪太郎來る。公(春嶽)對面せられしに、高崎目下府下に滞在する壯士等、密に板倉閣老を刺さんとする由聞及びし故、今朝容堂殿に謁して、内啓に及びしが、尙尊公へも申上る様にとありし故、更に參上せり。さて壯士等のさる議を發するに至りしは、勅使已に下著せられたる今日なれば、幕府の勅旨を奉せらるゝと奉せられざるとは、聽て治亂安危の界なり。然るに橋公尙越土兩侯の勅旨を奉せらる可しとある建議を容れられざるは、畢竟板倉閣老愚説を立て、橋公を惑はさるゝ故なるよし。全體閣老の皇室を尊ぶに意なきは、當夏大原卿東下の時、旅館に於て、脇坂、板倉兩閣老に、一橋公を後見職に命せらるべしとありしを固く拒まれしが、此日三名の薩士、三の間に扣へて閣老若御請に及ばれず、對談其局を結ばずば、直に其席に跳り出で、一撃の下に、兩閣老を斃すべしと申居りし故、卿しか強て拒まるゝ

に於ては、禍害の忽ち座間に發すべしと申されしかば、此一言に驚き、始て奉承すべしと申されしにても明かなり、板倉殿の人となり已に斯の如くなる上は、假令今回は一旦勅旨を奉せらるゝも、決して信を後來に措きがたし、故に斷然刺撃して、天下の害物を除き、併はせて因循家の眼を覺まさすべしといふにあるよし云々申立たりき。

板倉剛骨

此れは高崎が遊説したるばかりでなく、板倉閣老は有志者間に於ける問題の人物であつたに相違なかつた、それ程彼は聊か剛骨でもあつたと察せらる。

板倉登營
見合

斯て今高崎が申立たる趣は、今朝營中に於て、容堂殿より聞かれし故、岡部駿州、竹本隼人正を呼び寄せ置かれしが、岡部には一橋殿の許に行きて内啓せしめ、竹本には板倉殿の許に行きて内啓し、且明朝の登營は見合はせらるゝ様にと申入れさせられき、(續再夢紀事)

一橋板倉
を愛重

尙ほ板倉問題に就ては、春嶽と一橋慶喜との間に、其の意見が交換せられたが、一橋と板倉とは、自から針線相ひ通ずるものある如くに、一橋は容易に板倉を